

白杵市文化財保存活用地域計画

(素案)

【令和5年4月版】

白杵市・白杵市教育委員会

序

本市は九州島の東端にある、小さなまちです。しかしこの小さなまちは、気候と、さまざまな天然の資源に恵まれ、3 万年前の旧石器時代から絶えず、人の生活が営まれ、さまざまな地域と交流することでさらに豊かに成長してきました。

本市ではその長きにわたる歴史と、その中で育まれてきた彩り豊かな文化が育っています。現在もなおその文化の恵みを受け、私たちはこの土地で穏やかに、そして快活に暮らすことができます。

このように現在の私たちの生活を豊かなものとしている歴史と文化を、国宝・特別史跡臼杵磨崖仏、国指定史跡下藤キリシタン墓地、近世の古文書や絵図などの歴史資料、そしてさまざまな民俗芸能などをはじめとする、たいへん優れた本市の数多くの文化財は物語ってくれます。こうした文化財が、市民がこのまちを愛し、育てていくためのアイデンティティであることは、言うまでもないことでしょう。

本市が令和 2 年度から取り組んでいる「臼杵市文化財保存活用地域計画」の作成事業では、さまざまな文化財調査によって、本市の文化財から見えてくる本市の歴史文化の特性を抽出し、その価値と今後の豊かな市民生活をさらに育てていくために、どのような方向性と方法を以て望めばよいかを記載しています。

平成30年度の文化財保護法の改正によって法定計画となった、この文化財保存活用のマスタープランというべき文化財保存活用地域計画は、地域の実情や今後の時代に合わせてさらなる改正を行いながら、時代は変わっても、文化財の歴史文化的価値は変わらないものであることを考慮したものでもあります。

本市の 3 万年の歴史が築いてきた歴史文化、それはこの小さなまちがいつまでも豊かであるよう、そのさまざまな知恵を内包したものといえます。本市出身の文学者である野上弥生子が「東九州の真珠」と例えたように、華美でも豪奢でもなく、尊く純粹な輝きを本市がいつまでも持ち続けることを祈りつつ、本計画書の序といたします。

令和5年 月 日

臼杵市長 中野 五郎

目 次

序 章		1
第1節	計画作成の背景と目的	1
	(1) 計画作成の背景	1
	(2) 計画作成の目的	2
第2節	計画の位置付け	3
	(1) 臼杵市の総合計画等	4
	(2) 主な関連計画	5
	(3) 個別の文化財の計画等	9
	(4) 大分県の関連計画	10
第3節	計画期間	11
第4節	計画策定の体制	12
第5節	文化財の定義	13
第 I 章	臼杵市の概要	14
第1節	自然・地理的環境	14
	(1) 地勢	14
	(2) 地形・地質	15
	(3) 気候	17
	(4) 動植物相	18
第2節	社会的環境	20
	(1) 人口	20
	(2) 産業	20
	(3) 土地利用	24
	(4) 交通	24
第3節	歴史的環境	26
	(1) 先史時代	26
	(2) 古代	26
	(3) 中世	28
	(4) 近世	29
	(5) 近現代	31
	(6) 災害史	33
	(7) 臼杵地域と野津地域の文化的差異	34
第 II 章	臼杵市の文化財の概要と特徴	36
第1節	文化財の概要(指定・登録文化財)	36
	(1) 有形文化財	42

	(2) 無形文化財	43
	(3) 民俗文化財	43
	(4) 記念物	44
第2節	周知の埋蔵文化財包蔵地	45
第3節	未指定文化財	46
	(1) 未指定文化財の把握状況	46
	(2) 本市に伝わる民話や伝説	46
第4節	各種文化財の歴史・文化的特性	47
	(1) 自然と人工的景観の美	47
	(2) 灰石」の造形－阿蘇溶結凝灰岩の多用に特徴される臼杵の「文化」	49
	(3) さまざまな歴史資料	58
	(4) 歴史的建築物・土木構造物と歴史的景観	61
	(5) 今に息づく、祭礼と芸能、武芸	75
	(6) 生活とともにある、民俗文化財	82
第5節	臼杵市の歴史文化の特徴	91
	(1) 臼杵の歴史・文化特性による関連文化財群のテーマ設定	94
	(2) 今に息づく歴史文化と、消滅の危機にある歴史文化	97
第Ⅲ章	文化財の保存・活用に関する方針	104
第1節	各種文化財の歴史・文化的特性	104
	(1) 指定文化財悉皆調査	104
	(2) 歴史資料の調査	104
	(3) 中世石造物の悉皆調査	104
	(4) 中世城館の悉皆調査	104
	(5) 史跡・埋蔵文化財の調査	104
	(6) 無形文化財の調査	105
	(7) 民俗調査	106
	(8) 未指定・未登録文化財の調査	106
第2節	文化財の保存・活用に関する課題	107
	(1) 文化財の保存・管理対策に関する課題	107
	(2) 文化財の活用に関する課題	112
第3節	文化財の保存・活用に関する方針	116
	(1) 文化財の保存対策に関する方針	117
	(2) 文化財の管理に関する方針	117
	(3) 文化財の活用に関する方針	119
第Ⅳ章	文化財の保存・活用に関する措置	123
第1節	臼杵市の関連文化財群と文化財保存活用区域	123
	(1) 関連文化財群の設定	123

	(2) 文化財保存活用区域の設定	123
第2節	文化財の保存・活用に関する措置	126
	(1) 文化財保存活用計画区域内での文化財の保存・活用に関する措置	126
	(2) 関連文化財群の保存・活用に関する措置	126
	(3) 文化財保存活用区域内での文化財の保存・活用に関する措置	129
第V章	文化財の保存・活用の推進体制	138
第1節	推進体制	138
	(1) 臼杵市行政の推進体制	138
	(2) 民間と協働する推進体制	138
第2節	事務処理特例を希望する事務の内容	140
	(1) 個別の文化財保存活用計画に定める現状変更等に関する措置	140
	(2) 「臼杵市文化財保存地域計画」における現状変更等に関する措置	140
第3節	計画の進捗管理と自己評価の方法	141
	(1) 方向性	141
	(2) 方法	142

序 章

第1節 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

臼杵市(以下、「本市」)は、大分県の東南部に位置し、豊予海峡方面へ楕円状に細長く延びた地形となっている。東は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、北西部は大分市・豊後大野市に接し、南西部は鎮南山・姫岳・冠岳・石崎山など比較的険しい山稜で津久見市・佐伯市に接している。豊後水道では黒潮と瀬戸内潮流が交差し、市域の周囲を500m級の低山帯が囲んでいることにより季節風の影響が小さいため、気温の年較差が小さく温暖な気候の中にある本市は、古来よりさまざまな自然の恵みを受けてきた。

平成17年の合併までは、海岸部の臼杵市(以下、「臼杵地域」)と、内陸部の大野郡野津町(以下、「野津地域」)に分かれており、長い歴史の中で内陸部と海岸部という地勢の違いから異なった文化性も育まれてきた一方で、両地域にこの二つの地域に共通して存在する「灰石」(阿蘇熔結凝灰岩)を活用してさまざまな造形物を造りだすこと、16世紀後半に九州六か国の守護であった大友宗麟がキリスト教に帰依したことで、彼の居城があった臼杵地域とともに野津地域にもキリシタン文化が開花したことなど、両地域は徐々に共通の地域文化の中で発展してきた。

近世(江戸時代)に成立した稲葉氏は、両地域を260年にわたり長期間支配していた。近世の臼杵地域は海に面した地勢を活かして広く京阪神、山陰方面と交易活動を行い、臼杵地域から運ばれる産物は臼杵地域の海産物のほかに、山間地でありながら盆地地形で広大な農地を有する野津地域の農産物であった。そのような中で、近世後半期には臼杵藩が財政窮乏に陥り、財政緊縮を再建策とした城代家老の村瀬庄兵衛の改革によって、藩士だけでなく領民もそれを強制され、質素儉約の文化が育ったといわれているが、「臼杵祇園まつり」など、本市の歴史に根差した行事が今も四季折々に催され、本市が本来の豊かな文化性を失わずにここに至ったことは確かである。

近代以降、臼杵地域と野津地域は別々の自治体となり、それ以降にそれぞれの市民性や文化性が新たに生まれてきたものの、近代の約140年間に失われなかった共通の文化は確かに存在する。過疎化など地方自治体を取り巻くさまざまな課題に対応し、定住人口の確保と産業の促進をはかって本市を持続させていくために、本市の特性や魅力を市民が熟知して活用していくことが大切と言える。そのために本市の優れたさまざまな文化財から本市の文化的特性や全国にアピールできる魅力を見だし、市民が一体となって未来を築く思いと方策をかため、本市を訪れる多くの人々とともに本市を愛する気持ちを育てていくことを目指す必要性が今、問われている。

(2)計画作成の目的

全国的に人口減少や少子高齢化の進行が深刻化しているように、本市においても昭和55(1980)年をピークに年々人口が減少し続け、地域住民の高齢化が顕著となり、社会構造の変化により、地域のコミュニティ維持も困難となってきている。このような社会環境の変化から、地域で文化財を守り、伝える人材が減少し、歴史や文化の保存継承が難しくなってきている。さらに近年頻発する大規模な自然災害や、火災、盗難などによる文化財の被害が全国的に深刻化してきており、今後の保存継承に大きな影響が生じる恐れがある。

こうした文化財を取り巻く環境の変化は最近特に著しくなっている中で、本市の文化財を、第2次臼杵市総合計画に掲げるまちの将来像「日本の心が息づくまち臼杵～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～」を実現するためのまちづくりの目標の1つである「磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)」、その施策の方針である「文化を守り伝承する」に則り、本市の持つ魅力や存在意義を市民が最大限に理解して、効果的なまちづくりや健康で文化的な市民生活に活かしていけるよう、文化財を効果的に保存活用していくことを目的として、本市域全体を計画範囲とする「臼杵市文化財保存活用地域計画」を作成する。

第2節 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本となる『第2次臼杵市総合計画』、『臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び大分県内にある文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化した『大分県文化財保存活用大綱』（令和3(2021)年3月策定)、教育分野の上位計画となる『臼杵市教育大綱』との整合を図りつつ、個々の文化財の計画等の上位計画として作成する。あわせて、庁内関係各課が策定等した各種計画との連携・調整を図る。



図1 本計画の位置付け

(1) 臼杵市の総合計画等

①第2次臼杵市総合計画(後期基本計画)

作成年月	令和2(2020)年3月
計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	平成27(2015)年度に、臼杵市らしいまちづくりを総合的・計画的に市民と行政と協働で行っていくために、臼杵市最上位計画である第2次臼杵市総合計画を策定した。後期基本計画は前期基本計画の取組の達成・進捗状況を評価・検証するとともに、7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)の取組を再整理した計画である。
計画の概要	<p>○まちの将来像 日本の心が息づくまち臼杵～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～</p> <p>○7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)</p> <p>I. 生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち(健康福祉)</p> <p>II. 地域の輪で心がかよひ、市民が集うまち(地域の絆)</p> <p>III. 自助・共助の精神を持った市民が暮らす、災害に強いまち(防災)</p> <p>IV. 魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光)</p> <p>V. 磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)</p> <p>VI. 社会基盤が整い、行動力ある市民が暮らすまち(社会基盤)</p> <p>VII. 豊かな自然環境で市民が潤い、活力あふれるまち(生活環境)</p> <p>○7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)の実現を支えるもの</p> <p>VIII. 臼杵市らしい自立した協働でつくるために(行政経営・議会)</p>
本計画に関連する施策等	<p>上記の7つのまちづくりの目標(めざすまちの姿)のうち、本計画に関連するものはIV、V、VIである。これらの目標を達成するために挙げられた具体的な施策の中で、本計画に関連するものは以下の通りである。</p> <p>IV. 魅力ある資源を市民が創り活かし、人が集まりにぎわうまち(産業・観光)</p> <p>○観光資源の磨き上げと創出</p> <p>・歴史的文化遺産を有機的に結んだ周遊ルートづくり</p> <p>V. 磨き輝き続ける市民がつながり、臼杵っこが育つまち(学び)</p> <p>○市民の文化・芸術活動の活性化及び伝承</p> <p>・市民会館を拠点とした文化活動の振興/文化・芸術活動を行う団体や市民の育成</p> <p>・臼杵市歴史資料館や文化財管理センターの活用/無形文化財の保存と伝承/歴史文化を通じた市町村間の連携</p> <p>○歴史・文化遺産の保存・活用・継承</p> <p>・臼杵市文化財保存活用地域計画の策定/市内文化財保存活用計画の策定/文化財の公開</p> <p>・情報発信の促進/「歴史の守り人」の育成/「祈りの回廊」構想/「臼杵っこガイド」</p> <p>「臼杵っこ学芸員」の養成等による郷土愛の育成</p>

②臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略

作成年月	令和2(2020)年3月
計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
計画の位置づけ	第2次臼杵市総合計画を上位計画とする。総合計画でまとめた臼杵市がめざすべき方向について、特に、人口減少・少子高齢化に対応する取組みを具体化し、着実な実施につなげていく計画である。
計画の概要	<p>○重点戦略</p> <p>(I)地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする</p> <p>(II)地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>(III)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(IV)ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p>

本計画に関連する施策等	<p>上記の重点戦略の中で、本計画に関連するものは(Ⅱ)、(Ⅲ)である。これらの目標を達成するために挙げられた具体的な施策の中で、本計画に関連するものは以下の通りである。</p> <p>(Ⅱ)地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>○観光戦略推進による交流人口アップ</p> <p>1)歴史・文化・自然環境など地域資源の魅力発信 臼杵の特性を生かした情報発信事業/臼杵石仏ほか観光資源のSNS発信/「食」を前面に出した映画の推進/「農泊」の魅力発信</p> <p>(Ⅲ)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>○学校・家庭・地域で心のかよひあう交流を通して「生きる力」を身につける学びの推進</p> <p>1)誠実にたくましく「生きる力」を身につけるための教育の実施 郷土愛を醸成する体験学習の推進</p> <p>2)ふるさと臼杵に誇りと愛着・希望を持った「臼杵大好き臼杵っこ」を町全体で育てる教育の実践</p> <p>ほんものの文化・歴史にふれ・学ぶ教育の推進</p>
-------------	---

③臼杵市教育大綱

作成年月	平成31(2019)年2月28日
計画期間	—
計画の概要	<p>○基本理念 生涯にわたる学びを支え、家庭・学校・地域の協働により、人生をたくましく切り開く心豊かな人材を育てる。</p>
本計画に関連する施策等	<p>上記の基本理念を達成するために挙げた5つの基本方針の中で、本計画に関連するものを以下に挙げる。</p> <p>○地域に根差し、開かれた教育の推進 先人が築いてきた歴史や文化に親しみ、進取の気性と郷土を愛する心を育て、明日の臼杵を担う人材を地域一体となって育成する。</p>

(2) 主な関連計画

①臼杵市都市計画マスタープラン

作成年月	平成20(2008)年12月
計画期間	平成20(2008)年～平成40(2028)年
計画の位置づけ	臼杵市のめざすべき将来の都市像やまちづくりのあり方を示し、その実現に向けて、地域別の土地利用、道路や公園等の都市施設についての方針をまとめた計画である。
計画の概要	<p>○都市づくりの基本理念 暮らしたくなる 日本のかよひあう ーうすきー</p> <p>○都市づくりの基本方針</p> <p>①持続可能な都市構造への転換 ②恵まれた自然環境や歴史資源を生かした「臼杵らしさ」の創出 ③住民の視点による暮らしやすい都市空間の形成</p>

本計画に関連する施策等	<p>上記の基本方針を達成するためにいくつかの個々の方針を立てているが、その中で本計画に関連するものは以下の通りである。</p> <p>○都市の風致の維持・形成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臼杵城跡周辺、八町大路周辺、二王座周辺などの城下町としての町並みを残すエリアである。 ・歴史的環境保全条例の運用によって建物の保全を図る。 ・まちづくり交付金事業、身近なまちづくり支援事業、街なみ環境整備事業等を活用した修景整備を進め、臼杵らしい町並みの保全・創出を図る。 ・景観地区、伝統的建造物群保存地区等の指定や地区計画の策定等について検討する。 <p>○土地利用の方針</p> <p>【都市の風致の維持・形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例の運用や各種の制度や国の事業活用による臼杵らしい景観の保全・創出。 <p>○都市景観の形成方針</p> <p>【歴史・文化などふるさとの景観を守り、生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源の保存を図るとともに歴史的景観の保全と周辺の調和により歴史性を感じさせる観光資源として活用を図る。 <p>○主要な公園緑地の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臼杵公園については、「臼杵の歴史を学び伝える拠点」として位置づけ、臼杵城跡としての歴史性を周辺の歴史的町並みとの近接性を考慮しながら、城跡にふさわしい施設整備及び修景整備を図る。 ・臼杵石仏公園については、「観光客や市民が憩うための拠点」として位置づけ、四季を彩る木々や草花による緑化修景整備を図る。 ・吉四六ランドについては、「臼杵地域と野津地域の住民が交流する拠点」として位置づけ、親子が週末の余暇を楽しめるような子供向け遊具施設や駐車場、その他体験学習施設の充実を図るとともに、池や周辺の山林も含めた維持管理の充実に努める。
-------------	---

②臼杵市景観計画

作成年月	平成20(2008)年12月(全体構想編) 平成25(2013)年8月(景観形成重点地区編)
計画期間	—
計画の位置づけ	臼杵市の景観に関するまちづくりの基本的な計画として、整備の方針や景観形成に関わる基準等を定めた計画である。
計画の概要	<p>○基本理念 日本のふるさが生きるまち ～歴史・風土を大切にしたい人が主役の景観づくり～</p> <p>○基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然豊かなふるさとの景観をまもり、育てる 2. 歴史・文化などふるさとの景観をまもり、生かす 3. 市街地の特色を生かした魅力あるふるさとの景観をつくる 4. 道や川の軸、景観拠点を生かしたふるさとの景観ネットワークをつくる 5. みんなで協力してふるさとの景観をつくる <p>○景観形成重点地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臼杵らしい景観の特性を有する区域の景観形成の方針、基準を制定
本計画に関連する施策等	<p>上記の基本目標の中で本計画に関連するものは「2. 歴史・文化などふるさとの景観をまもり、生かす」である。これを達成するために挙げられた基本方針の中で、本計画に関連するものは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化資源の保全により、個性豊かな景観をまもる ・歴史・文化資源との調和に配慮した景観をつくる ・景観形成重点地区における景観形成基準の運用と民間への支援

③白杵市過疎地域持続的発展計画

作成年月	令和3(2021)年10月
計画期間	令和3(2021)年度～令和7(2025)年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源などを活用した地域活力の更なる向上を実現するために策定した計画である。 ・各事業内容ごとにSDGsの目標を関連付けており、SDGs推進にも取り組んでいる。
計画の概要	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・教育環境の整備や豊かな自然環境や先人から受け継いだ文化等本市の様々な資源の活用・創出による産業観光振興とともに生活環境の整備、地域内、地域間交流の活性化により地域の魅力を向上させ、住民の安心・安全な暮らしを確保し交流・定住人口を増加させる実効性のある施策を重点的に展開していく。 ・地域コミュニティを核とした、市内各地で特色ある活動が活発に展開されるようまちづくりをめざす。
本計画に関連する施策等	<p>上記の基本方針を達成するために挙げた様々な施策の中で、本計画に関連するものを以下に挙げる。</p> <p>○地域文化の振興等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内所在の文化財について、指定・未指定に関わらず、「白杵市文化財保存活用地域計画」の中で保存活用対策について定めて、公開活用を図る。 ・無形(民俗)文化財について、伝承されている地域の住民の減少から後継者の確保が困難となっているため、伝承地域を越えて市内外から後継希望者を集め、伝承体制が作りやすくなるような支援措置を講じる。 ・各地区が所有する文化財で、地区住民の減少から管理が困難になっているものについて、「歴史の守り人」の制度創設について検討し、その管理等の支援を行うよう図る。 ・歴史資料について、白杵市歴史資料館を活用し、市所蔵の約3万5千点の古絵図や典籍をテーマに沿って展示する。埋蔵文化財については、白杵市文化財管理センターにおいて調査研究を進め、それらの資料を多くの人々に公開できるよう展示室の活用を図る。 ・歴史的景観の保全について、今後も市民と行政が協力して町並み景観を残していくための取り組みを継続し、景観法に基づく「白杵市景観条例」により、景観保全について積極的に取り組む。 ・吉四六話を題材にした「吉四六まつり」や「うすき竹宵」等のイベントについて、今後も特色ある取り組みを積極的に進め、本市固有の地域文化を広く内外に発信していくものとする。 ・文化・芸術活動について、継承・発展のためには個別に活動する団体・個人が相互に連携し、切磋琢磨できる環境の整備が必要であり、行政の支援により組織の連携と交流を図る。また、文化団体の日頃の成果の発表の場として今後も市民文化祭等の開催を支援する。 ・芸術振興について、白杵・野津の文化連盟と連携し、市所蔵の絵画の公開や協会主催の絵画展を支援する。 ・市民会館や公民館等について、文化活動とその成果を発表する場として、適切な維持管理運営に努めると共に今後の運営方針や施設改修等の中長期計画を立て、質の良い文化芸術公演を提供できる施設を維持する。 ・大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進める。

④第3次臼杵市観光振興戦略

作成年月	令和3年(2021)年3月
計画期間	令和3年度～令和5(2023)年度
計画の位置づけ	第2次臼杵市総合計画に掲げた将来像『日本の心が息づくまち臼杵～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～』の実現のため、観光分野において根幹となる戦略であり、関連する個別事業の総合的指針となる計画である。
計画の概要	<p>○観光地・臼杵が目指す観光ビジョン</p> <p>海に向かって開かれ、歴史を繋いでいく産業・文化観光地 臼杵</p> <p>○観光ビジョン達成に向けた域内向け活動キャッチコピー</p> <p>わたしたちの臼杵を、みんなのふるさとに - 臼杵に暮らす人が観光客との交流を通じて地域に誇りをもち、臼杵を訪れる人にとっての「なつかしい場所」となり、市民ひとりひとりが「また会いたい人」になることを目指して -</p> <p>○観光基本戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外から高く評価される高品質な観光地づくり 2. 観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくり 3. 域内観光消費が促進される仕組みづくり 4. 来訪者と地域の人々の交流が価値を高める観光地づくり
本計画に関連する施策等	<p>上記の観光基本戦略の中で本計画に関連するものは1～3である。</p> <p>これらの戦略を達成するために挙げられた具体的な施策案の中で、本計画に関連するものは以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外から高く評価される高品質な観光地づくり ○産業にスポットを当てた新たな観光資源の創出と発信 ・観光事業者や市民のホスピタリティスキルや情報伝達力の育成を通じた、地域の魅力伝達力の向上 2. 観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくり ○観光地の価値の適切な保全と、魅力向上の両立 ・自然環境や景観の保全並びに改善 ・社寺、街並み等の歴史資源、文化財、産業遺産の観光活用促進 ・街並みの修景やデザインに関する基本指針の策定 ・市民や事業者による景観保全の取組促進 3. 域内観光消費が促進される仕組みづくり ○地域連携を通じた誘客の促進 ・大友宗麟、下藤キリシタン墓地をはじめとしたキリシタン関連資源などの歴史文化資源を活かしたストーリー作りと、類似資源を有する地域との連携促進 ・別府、由布院等、県内他地域との連携を通じた広域周遊観光の促進

⑤臼杵市環境基本計画

作成年月	平成31(2019)年4月
計画期間	平成31(2019)年度～令和10(2028)年度
計画の位置づけ	臼杵市が誇る素晴らしい環境を未来に伝えていくため、環境に関する市の施策を、中長期的な視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した計画である。
計画の概要	<p>○将来の環境像</p> <p>環の心で 自然と共生するまち うすき</p> <p>○施策の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> I 安全で快適なまち II 豊かな自然と共生するまち III 地球にやさしく行動できるまち IV みんなで取り組む環境保護

本計画に関連する施策等	上記の目標の中で本計画に関連するものは「I 安全で快適なまち」である。この目標を達成するために挙げられた基本施策の中で、本計画に関連するものは以下の通りである。 ○歴史的・文化的環境の保全 ・文化財の保存/文化財の展示機能の充実・整備/文化財の保護啓発/歴史的文化遺産の活用/景観計画に基づいた良好な景観形成の推進
-------------	---

⑥白杵市地域防災計画

作成年月	令和4(2022)年
計画期間	—
計画の位置づけ	・白杵市に係る地震や津波の襲来による災害、前線や台風等に伴う大雨や風水害、原子力災害等に対応するための活動体制を整備し、災害の防除と被害の軽減に努めるために策定した計画である。 ・白杵市地域防災計画は、「地震・津波対策編」「風水害等対策編」「事故等災害対策編」「資料編」をもって構成されている。
計画の概要	○計画の理念 1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施 3 速やかな復旧・復興の促進
本計画に関連する施策等	文化財の災害予防及び災害応急対策として、以下のことが挙げられている。 ○地震・津波対策編 【予防】 ・文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保 【応急対策】 ・文化財の被害状況の調査/文化財保護のための指導等/地域に残る遺産の保全 ○風水害等対策編 【予防】 ・文化財防火施設の設置促進/文化財防災施設の維持管理/文化財防災施設設置の実施 【応急対策】 ・文化財の被害状況の調査/文化財保護のための指導等/地域に残る遺産の保全

(3) 個別の文化財の計画等

① 国宝白杵磨崖仏保存活用計画書

作成年月	令和3(2020)年3月
計画期間	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
計画の位置づけ	永久的に国宝白杵磨崖仏を保存管理し、その活用をはかっていくために必要な事項を定め、その計画的な実施による白杵磨崖仏の適切な保存と活用をはかるために作成した計画である。
計画の概要	・国宝白杵磨崖仏の保存管理上の現状と課題を整理し、計画期間内に行う管理事業として管理体制、仏体凍結防止対策、排水整備、防火対策、防犯対策、地震対策、突発的な災害に対する対策、小動物対策を挙げている。 ・国宝白杵磨崖仏の活用の現状を整理し、活用の方向性と方法を示している。

②国史跡下藤キリシタン墓地保存活用計画書

作成年月	令和4(2022)年3月
計画期間	令和4(2022)年度～令和14(2032)年度
計画の位置づけ	永久的に国史跡下藤キリシタン墓地を保存管理し、その活用をはかっていくために必要な事項を定め、その計画的な実施による下藤キリシタン墓地の適切な保存と活用をはかるために作成した計画である。
計画の概要	・国史跡下藤キリシタン墓地の保存管理上の現状と課題を整理し、計画期間内に行う管理事業として管理体制、遺構整備、活用のためのゾーニング、防火対策、防犯対策、突発的な災害に対する対策などを挙げている。 ・国史跡下藤キリシタン墓地の活用の現状を整理し、活用の方向性と方法を示している。

(4)大分県の関連計画

①大分県文化財保存活用大綱

作成年月	令和3(2021)年3月
計画期間	—
計画の位置づけ	・大分県内の文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を明確にした指針である。 ・歴史文化の特質を踏まえた10の関連文化財群を設定しており、この設定に基づいて、地域と地域を結ぶストーリーを組み立てることとしている。 本市に関連する関連文化財群は以下の通りである。 ②瀬戸内海を通じた古墳文化の交流 ④石造文化財の宝庫 ⑤大友氏による交易の推進とキリシタン文化 ⑥多彩な文化を生み出した小藩分立 ⑧各地を彩る伝統芸能と祭礼行事 ⑨江戸時代にはじまる地域ごとの食文化
目指すべき将来像	○将来像 人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会
方向性	上記の将来像を達成するために方向性を下記のように定めている。 ①文化財を「知る」 ・文化財を身近なものにとらえ、自分にとって特別な価値を発見する。 ・地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知る。 ②文化財を「活かす」 ・文化財を様々な形で地域活性化に活用する。 ・文化財を「守る」活動につながる活用を行う。 ・将来の新しい文化財の発見と創出につなげる。 ③文化財を「守る」 ・地域が主体となって進める文化財保護の活動への支援を行う。 ・地域の学校における地域の伝統文化や歴史の学習を通して、子どもたちの郷土愛を育む。 ・地域住民のみならず、将来の保護の主体となりうる若者、さらには地域外の人を巻き込むための情報発信を行う。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度～令和14(2032)年度までの10年間とする。

なお、本計画の上位計画である『第2次臼杵市総合計画』及び『臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略』が令和6(2024)年度までであるため、これらの計画の内容変更により本計画と不整合が生じた場合や社会情勢、あるいは本市の文化財をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合などには、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。計画期間の変更、本市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更、地域計画の実施に支障がでる恐れのある変更については、文化庁の変更決定を受けることとし、軽微な変更の場合は、その内容について、大分県を経由して文化庁に情報提供を行うこととする。

図2 計画期間



第4節 計画策定の体制

本計画の作成にあたっては、学識経験者、文化財所有者・保持者、地域住民、文化財関係機関、観光・まちづくり関係団体で構成される「臼杵市文化財保存活用地域計画作成協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、臼杵市教育委員会文化・文化財課が事務局となって検討を行った。また、「臼杵市文化財調査委員会」での意見聴取や市内検討委員会での内部の意見調整や情報共有を行った。

○臼杵市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

（令和5年3月31日現在）

氏名	所属	備考
吉良 國光	大分県立芸術文化短期大学名誉教授	有識者(日本中世史)
田中 裕介	別府大学教授	有識者(日本考古学)
菊田 徹	臼杵史談会会長	有識者(郷土史)
高橋 利治	大分県建築士会臼杵支部	有識者(町並み景観)
関 泰典	臼杵市文化財調査委員会	有識者(日本建築史)
三中西 篤	三中西ツーリスト代表	有識者(観光活用)

○協議会の経過

- 令和3年3月 「臼杵市文化財保存活用地域計画策定委員会」設置
- 令和4年2月 「臼杵市文化財保存活用地域計画」方針案と序章～1章の素案検討
- 令和5年3月 「臼杵市文化財保存活用地域計画素案」内容検討

○臼杵市文化財調査委員会委員名簿

（令和5年3月31日現在）

氏名	所属	備考
木本 邦治	臼杵市教育委員	有識者(日本近世史)
加藤 康彦	さいき城山桜ホール館長	有識者(日本美術史)
関 泰典	大分県建築士会臼杵支部	有識者(日本建築史)
吉良 國光	大分県立芸術文化短期大学名誉教授	有識者(日本中世史)
永松 芳恵	臼杵市立佐志生小学校校長	有識者(現代美術)
高橋 信武	元 大分県立埋蔵文化財センター職員	有識者(日本考古学)
衛藤 智子	会社員	有識者(まちづくり)

○臼杵市文化財調査委員会における「臼杵市文化財保存活用地域計画」に関する審議等

- 令和4年3月 「臼杵市文化財保存活用地域計画」の概要説明
- 令和5年3月 「臼杵市文化財保存活用地域計画(素案)内容検討
- 令和5年5月 「臼杵市文化財保存活用地域計画(案)内容検討(予定)

第5節 文化財の定義

文化財保護法において、「文化財」は、有形文化財(建造物・美術工芸品)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術等)、民俗文化財(有形の民俗文化財・無形の民俗文化財)、記念物(遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物)、文化的景観(棚田、里山、用水路等)、伝統的建造物群(宿場町、城下町、農漁村等)の6つの類型及び文化財の保存技術、埋蔵文化財に区分される。

これらのうち、重要なものは指定、選定、登録することにより、保護の措置が図られてきた。(以下、「指定等文化財」という。)

一方で、本市には、地域に今日まで残されてきた「未指定」の文化財も多く存在する。また、文化財類型には当てはまらない伝統産業、伝承・民話、特産品なども、先人が守り育ててきたものであり、本市の歴史や文化を理解する上で重要な要素となっている(以下、「未指定文化財」という。)

そこで、本計画では、これら指定、未指定に関わらず、地域に今日まで受け継がれ、後世に引き継ぐべき貴重な歴史・文化的財産を本市の「文化財」として位置付け、本計画の対象とする。

この「文化財」は単体としての価値のみならず、相互の関係や、自然環境、社会的環境などの周辺環境との関係にも着目し、それらの総体として本市の歴史文化が形成されるものとする。

第I章 臼杵市の概要

第1節 自然・地理的環境

(1)地勢

本市は、九州の東岸にある大分県の東南部に位置し、北は大分市、西は豊後大野市、東は津久見市、南は佐伯市に接している。市域は、東西19.35km、南北21.88km、総面積291.20km²である。

市内の地域区分は、旧市町村から臼杵地域、野津地域の2地域に区分される。

臼杵地域は豊後水道に面した臼杵湾を臨み、市街地が広がる一方で、野津地域は畑地や水田といった農村地帯となっている。



図3 本市の位置(西日本)

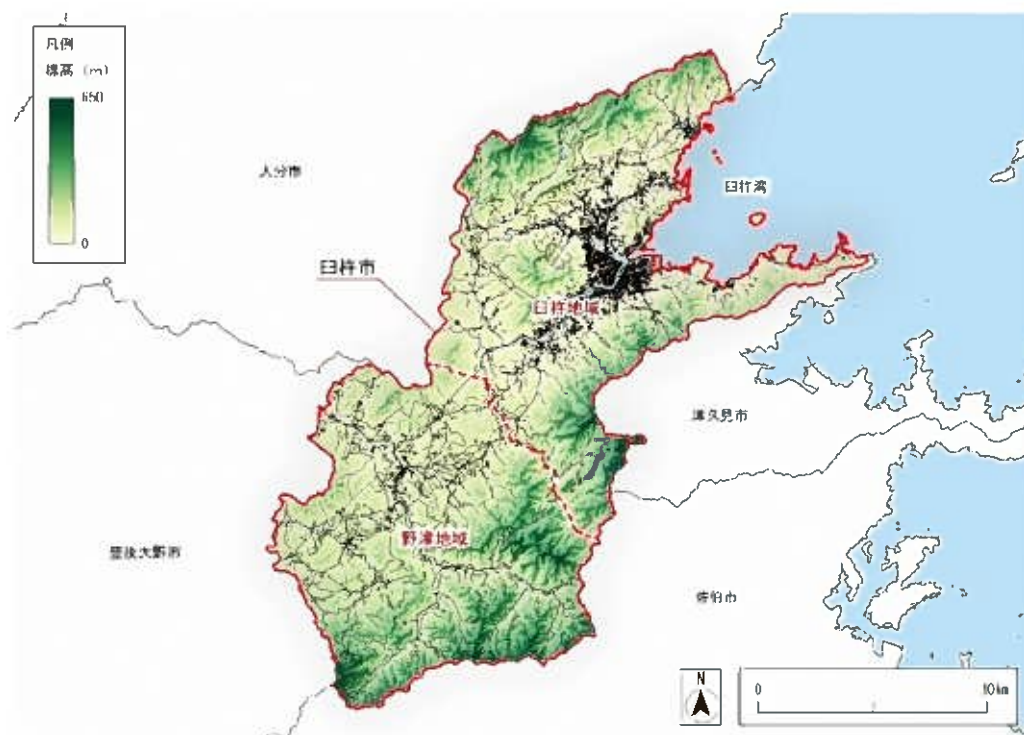


図4 本市の位置

(2)地形・地質

①地形

本市の北部は、大分市と接する^{おのりのまき くろくろいさん}縦木山、九六位山系に囲まれ、中央部は^{たけやま ひめがき ちんなんざん}武山、姫岳、鎮南山が連なり、^{みずがきやま}水ヶ城山を中心とする台地が南から北東に起伏して広がっている。南東部は、急峻な山岳地帯で、九州山地の山なみに連なっており、西部は緩やかな丘陵地帯となっている。

本市を流れる白杵川、末広川、熊崎川及び海添川は、白杵湾奥部に流下し、小規模な沖積地を形成している。白杵湾奥部以外の海岸低地は、山地・丘陵地が海岸沿いまで迫り、小規模河川が流下している。また、野津川は北流して大野川に合流しており、豊後大野市との境を三重川が北流している。

本市の海岸は、豊後水道に面して^{さがのせみ}佐賀関半島から続くリアス式海岸が津久見市との境まで延びており、白杵湾を形成している。湾内には津久見島、黒島等の島がある。

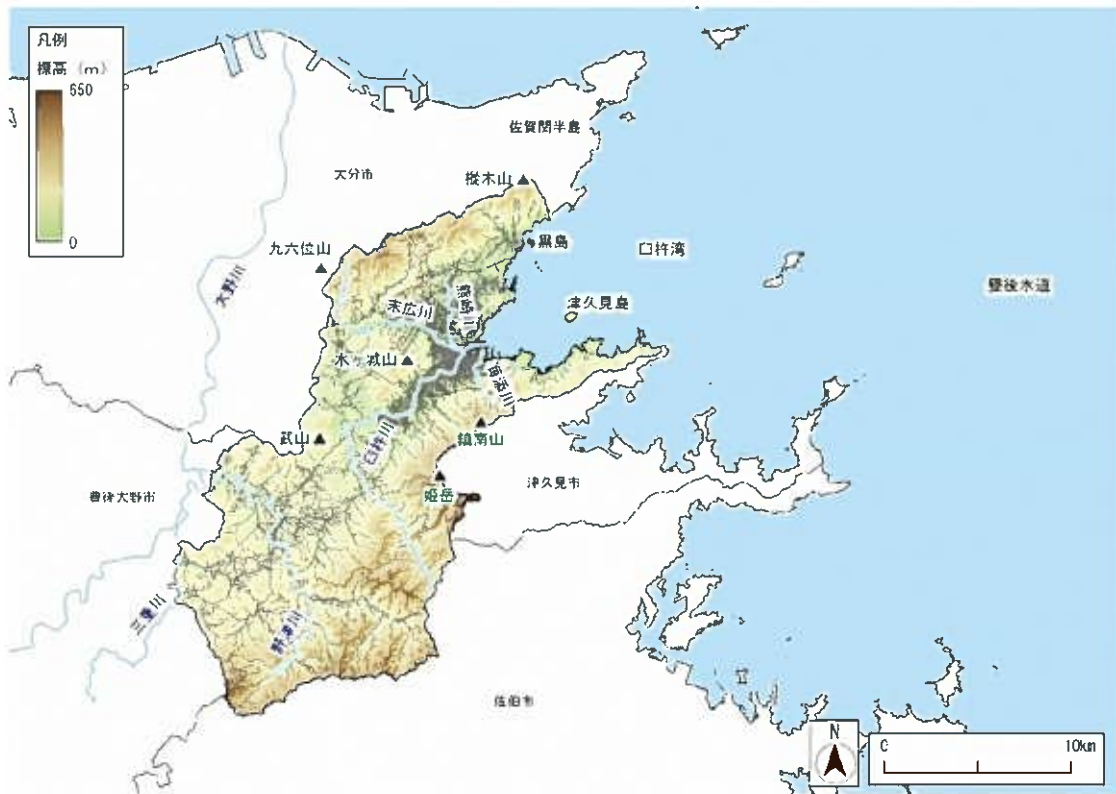


図5 地形図

②地質

大分県内には、臼杵—八代構造線や大分—熊本構造線などの構造線が分布している。臼杵—八代構造線の北側が内帯、南側が外帯と呼ばれ、九州における中央構造線としての役目を果たしている。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川変成帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生代から中生代の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成

岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

市北部は三波川変成帯が東北東方向に帯状に分布し、市中心部には後期白亜紀のものと思われる大野川層群が存在し、三波川変成帯とは佐志生断層で接している。

市中心部の大野川層群の上部には、およそ9万年前に噴出した阿蘇4火砕流推積物が広く分布しており、火砕流台地を形成する。

市南東部は千枚岩質粘板岩・砂岩及び石灰石・白雲岩となっており、津久見市との市境付近は仏像構造線により画される。

こうした複雑な地質構造に加え、豊後水道部分が沈下し、海水の流入と侵食により、現在のリアス式海岸地形が形成された。

市域内で最も古い岩石からなるのは、臼杵湾に浮かぶ津久見島であり、約4億年前と推定される古生代シルル紀のものである。大規模な地殻変動により隆起し、その最高所が臼杵湾内に頭を出し、津久見島となった。古代シルル紀に臼杵市は大陸南方の海底にあった。約9千万年前に中央構造線が形成されるに伴い、大野川中・上流域から臼杵市にかけての地域は巨大な窪地となり、ここに海水が入り込むことで深い入り江状の内海となったと考えられている。この内海には周辺の陸地から大量の礫や砂・泥が供給され、地盤の沈降を繰り返す海底に厚く堆積した。堆積物の中には海底火山の噴出物も認められる。これらの堆積により形成された地層が日本の白亜紀層を代表する大野川層群である。

新生代第4紀(200 万年前)になると、大野川層群は隆起し、次第に陸地化するとともに、造山作用により山地も形成するようになった。その後、臼杵－八代構造線に沿って新たな窪地が形成され、末広川や熊崎川に沿う地域にも河川侵食による窪地がつくられていった。

約9万年前になると、4回目となる阿蘇山大噴火による火砕流が窪地や河川による侵食谷に流れ込み、阿蘇熔結凝灰岩(灰石)による台地が形成された。この時期に豊後水道に海水が入り込み、臼杵市と四国の間は海となった。そして地球の温暖化により、豊後水道全域に海水が入り海域となる。

現在の市街中心部は、今も残る多くの河川の堆積作用によって約1万年の時を経て次第につくられた沖積層の上に形成されている。

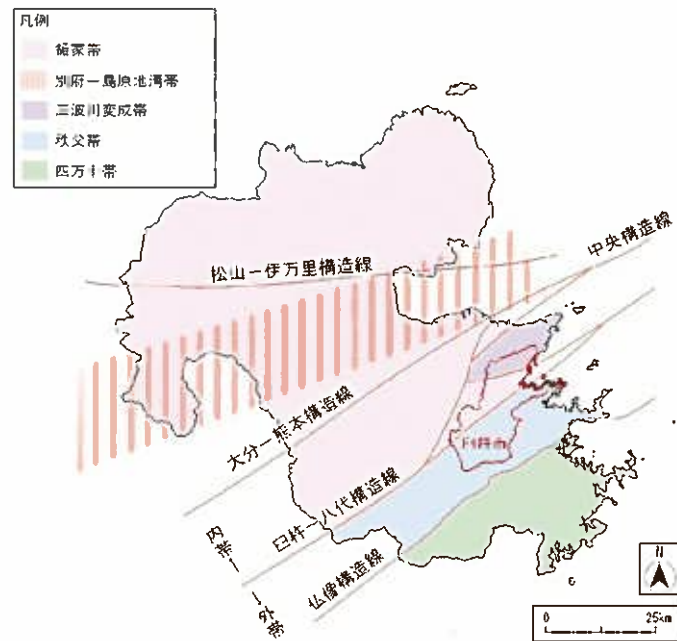


図6 活断層図

(『臼杵市地域防災計画(地震・津波対策編)』を基に作成)

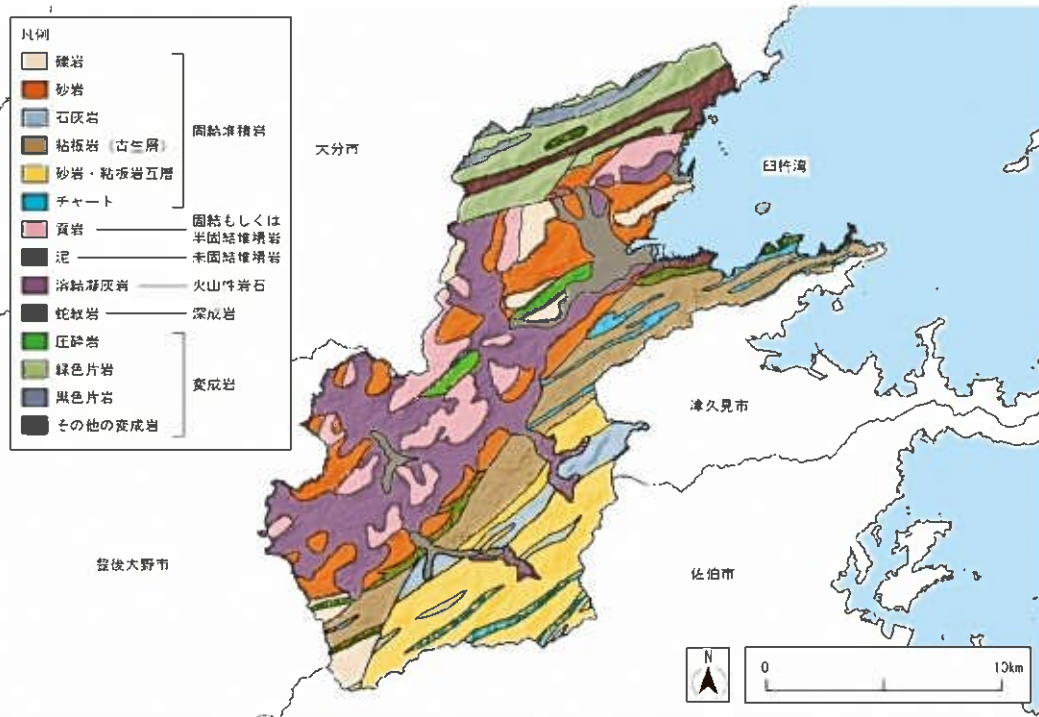


図7 地質図

(3)気候

本市の気候は、瀬戸内海型と南海型が混在し、令和4(2022)年の平均気温は●℃、平均降水量は●mmと温暖多雨の自然環境に恵まれている。

過去30年間(平成3(1991)～令和2(2020)年)の平均値をみると、平均気温は16.8℃で、平均降水量は1,727mmとなっている。平成8(1996)年までは平均気温が16℃以下になる年もあったが、近年は17℃を超える年が多く見られるようになっている。また、年間降水量に大きな変化は見られないが、近年多発する台風や集中豪雨により6～9月までの降水量が相対的に多い傾向にある。

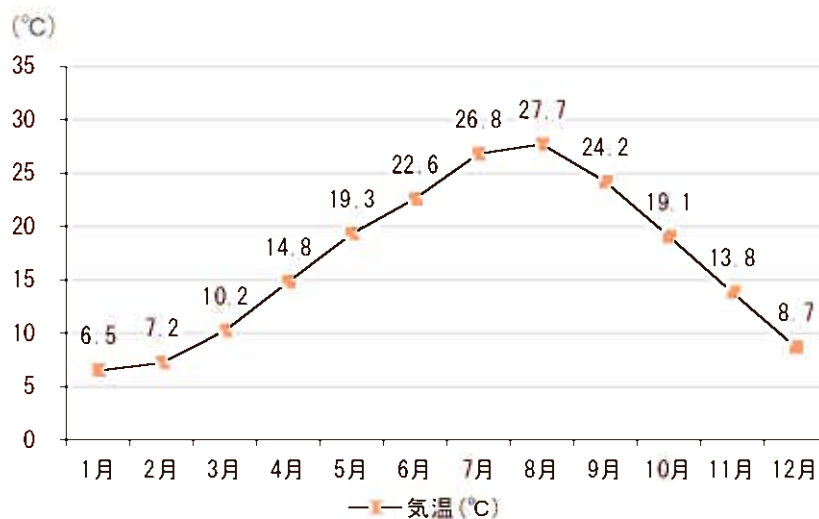


図8 月別の平均気温(平成3(1991)～令和2(2020)年)

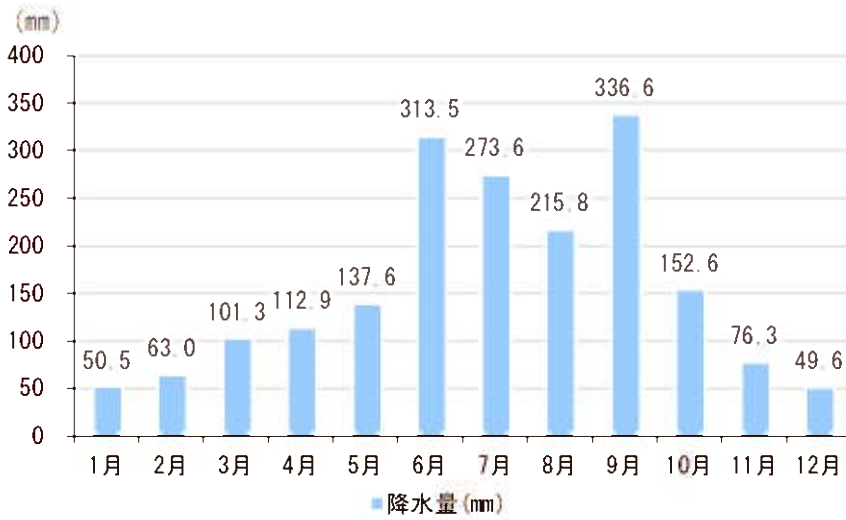


図9 月別の平均降水量(平成3(1991)~令和2(2020)年)
(出典:気象庁(観測点:白杵))

(4)動植物相

本市の植生自然度をみると、山地部の多くは植林地で占められ、一部に自然林や二次林(自然林に近いもの)、二次林が存在している。白杵地域の平地部では、市街地・造成地などが多く広がり、山地部に向かって農耕地(水田・畑)と農耕地(樹園地)が広がっている。野津地域の平地部は農耕地(水田・畑)が広がっており、市街地・造成地等はごく一部にしか存在していない。



ミカドアゲハ

本市は、日吉社のコジイ林、野津地域のキンメイモウソウなど貴重な動植物群が多様であり、大分県のレッドデータブック(絶滅のおそれがある野生生物をリスト化したデータブック)に選定され、県指定天然記念物のミカドアゲハなども生息している。

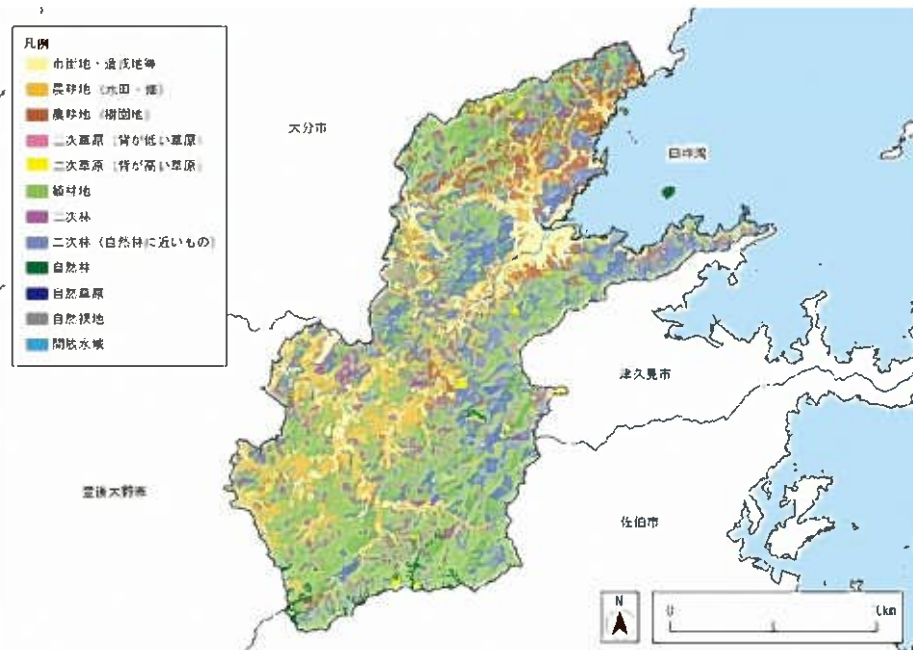


図10 植生図

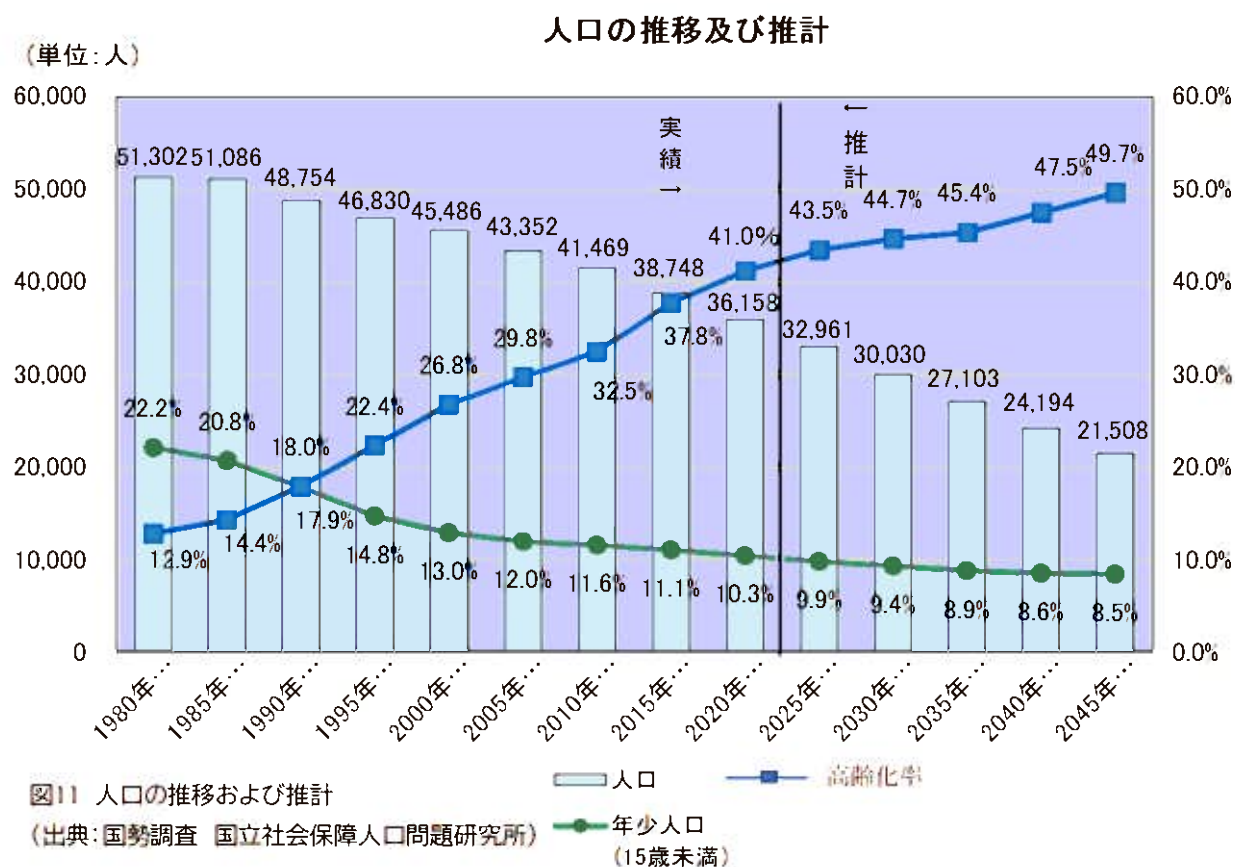
白杵川河口干潟や下ノ江海岸には、温帯のマングローブ林と言われるハマボウ大群落、フクド、

ハマサジ、ハマツナなどの塩生植物群落や干潟の希少な動植物と豊かな生態系に恵まれている。

第2節 社会的環境

(1)人口

令和2(2020)年に実施された国勢調査の結果から、平成2(1990)年に48,754人であった本市の総人口は令和2(2020)年には36,158人と12,596人減少しており、年々減少の一途をたどっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和22(2040)年には、本市の総人口は24,194人までに減少する。また、この推計によると年齢3区分(年少人口・生産年齢人口・老年人口)の中で、少子高齢化が著しく進み、生産年齢人口が大幅に減少する見通しとなっている。大分県全体と比較しても少子高齢化傾向が顕著となっており、労働力不足に伴う産業の低迷が懸念されている。



(2)産業

①産業別人口

本市の就業人口は、令和2年度(2020)年現在、16,160人である。構成比をみると、農林水産業などの第1次産業は9.2%、製造業・建設業などの第2次産業は27.1%、第1・2次産業を除く第3次産業は63.8%となっており、第1次及び第2次産業は減少傾向にあるが、第3次産業は増加傾向にある。

本市の産業別就業者の構成割合は、「製造業(18.4%)」が最も多く、次いで「医療、福祉(15.1%)」、「卸売業、小売業(14.9%)」が多くなっており、全体の約5割を占めている。

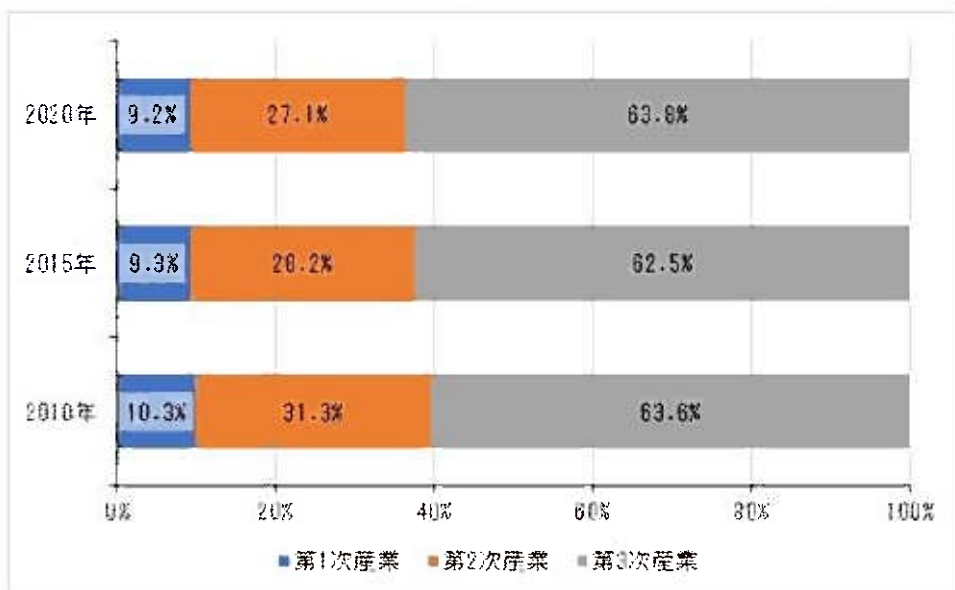


図 12 産業別就業人口の推移

(出典:大分県統計年鑑(令和2年度版))

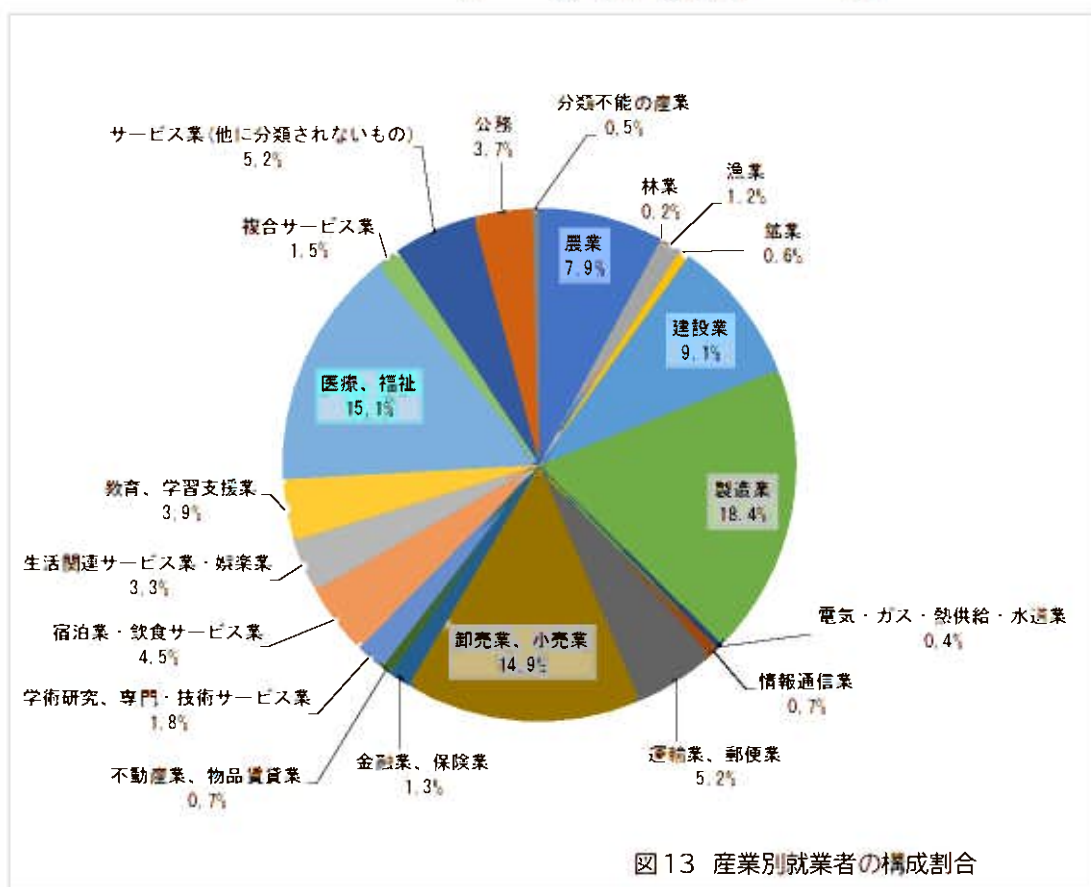


図 13 産業別就業者の構成割合

(出典:大分県統計年鑑(令和2年度版))

②農業

本市の主要な農作物は、西日本有数の生産を誇る葉たばこや夏秋ピーマン、カボス、ニラ、イチゴ、甘藷、トマトなどである。米は、「ヒノヒカリ」や「にこまる」以外に、地球温暖化などの環境問題に対応した高温耐久性品種で、良食味の新品種「なつほのか」や、認定農業者を中心とした特別栽培米の「吉四六米」などの作付も行っている。

令和2(2020)年時点での経営耕作面積は約1,226haと、年々減少する傾向が続いており、農業経営体数も平成17(2005)年から比べると約半分に大幅に減少していることから、今後担い手不足による荒廃農地の増加が懸念されている。

	2005年	2010年	2015年	2020年
農業経営体数	1,607	1,378	1,104	839
経営耕作面積 (ha)	1,532	1,660	1,360	1,226

表1 農業経営体数及び経営耕作面積
(出典:農林業センサス(2020年))

③林業

本市は人口林が天然林よりも多く、木材をはじめ、椎茸、竹材等の特用林産物の生産基盤として利用されている。

林業の経営体数は令和2(2020)年には26経営体となり、平成17(2005)年の213経営体と比較すると約1割程度に減少している。このような状況から、手入れの行き届かない荒廃した山林・竹林が増加し、生産の場としての山林が減少している。

	2005年	2010年	2015年	2020年
林業経営体数	213	120	83	26

表2 林業経営体数
(出典:農林業センサス(2020))

④漁業

白杵湾は、海洋条件と資源に恵まれ、古くから沿岸集落で漁業が営まれてきた。漁船漁業では、一本釣り、はえ縄、小型底びき網、機船船びき網、中型まき網など多様な漁業種類があり、養殖漁業では、魚類や真珠養殖などが盛んであることから、漁場及び水産資源の保全、流通の改善などにより水産物の高付加価値化が進められている。なお、本市の主な海産物は、タチウオ、かぼすぶり、アジ、カマガリである。

⑤工業

本市の主な工業は、日本の基幹産業の1つである造船業や醸造業をはじめとする食品製造業である。

造船業については、国内外に向けて鋼船・アルミ船などあらゆる素材の船舶を建造している。近年は進水式や醸造工場見学を組み合わせた新たな観光にも注目が集まっている。

醸造業については、味噌や醤油を中心に江戸末期から主要産業として発展しており、西日本一の規模を誇っている。近世から近代初期に味噌・醤油醸造を始めた業者が現在も操業を続けて

いる。それぞれの味噌・醤油会社では、近年の消費者需要に合わせて、ドレッシングのほか新たな調味料の製造分野で成長を続けている。造り酒屋では、昔ながらの酒造法による日本酒や焼酎が清らかな水を利用して醸造され、全国でも好評を得ている。臼杵における酒類醸造は近世初期段階から始まり、現在も製造を続けている酒蔵がある。

こうした背景を持つ臼杵市は令和3(2021)年11月に、ユネスコの創造都市ネットワーク(分野:食文化)に加盟認定された。食文化での認定は、国内では山形県鶴岡市に続き2都市目であり、今後は都市間の連携等によって地域産業の発展と本市のブランド力の向上などを目指していく。

⑥観光

本市には国宝・特別史跡臼杵磨崖仏や県史跡臼杵城跡、二王座歴史の道といった文化的観光資源だけではなく、国天記「風連洞窟」や緑豊かな自然に囲まれた深田の里、とんち話で有名な吉四六さんのモデルである廣田吉右衛門のふるさとであることに由来する吉四六ランドなどの観光資源や城下町の町並みの魅力を活かしたうすき竹宵をはじめとする様々なイベントが催されている。また、野津地域ではグリーンツーリズムの1つである農泊体験も行われている。

平成29年度時点での資料の発地別観光客構成比をみると、福岡県(16.3%)、大分県(14.1%)、その他九州各県(15.4%)が約半数を占めており、大部分が日帰り客で、自家用車等が主な交通手段となっている。

大部分の観光客が「国宝臼杵石仏」(国宝・特別史跡臼杵磨崖仏の観光施設としての名称)を訪れており、全体の観光客の62%を占めている。次いで臼杵城跡への観光客数が多いが、その他の観光資源についてはほとんど割合が変わらず、観光資源に大きな偏りが見られることが課題となっている。

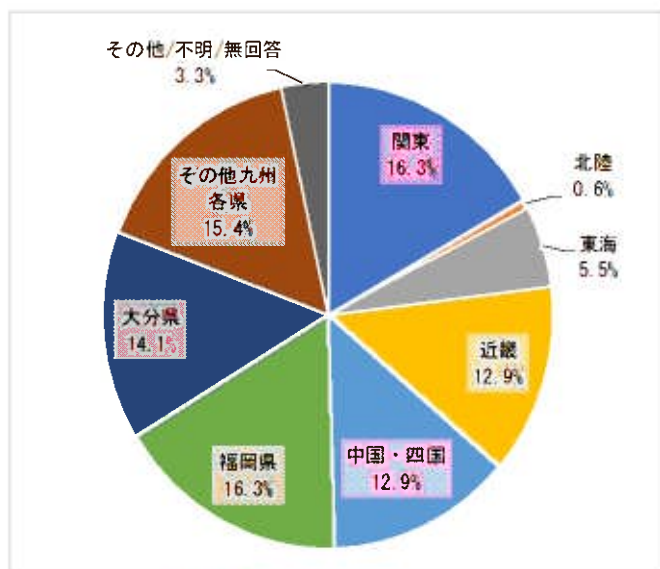


図 14 発地別観光客の割合

(出典:平成29年度来訪者観光動態調査 調査結果報告書)

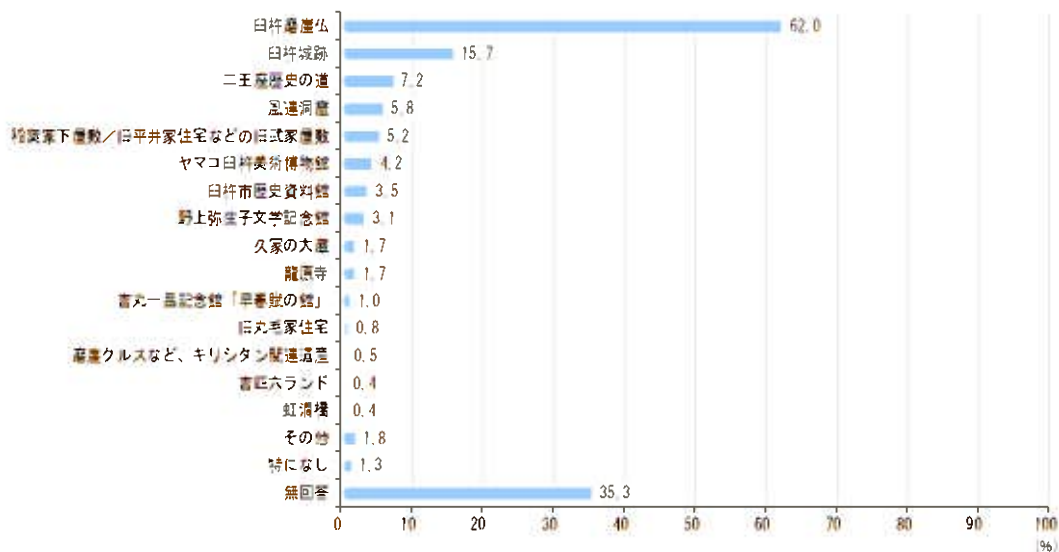


図 15 臼杵市内観光場所の訪問割合

(出典:平成 29 年度来訪者観光動態調査 調査結果報告書)

また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策などのために、観光客入れ込み数が大きく減少している。例えば本市で最も集客数の多い「国宝臼杵石仏」では、平成30年度の入場者数は111,551人であったが、新型コロナウイルス感染症蔓延によりで移動制限が出された令和2年度は43,484人、移動制限が緩和された令和3年度でも47,375名と極度に減少しているが、現在、(令和5年1月)徐々に回復の兆しが見えてきている。

(3)土地利用

本市の主な市街地や農地は、臼杵川や末広川、野津川などの河川を中心として広がっている。土地利用の大部分は山林(19,074ha)、耕地(2,410ha)、原野(800ha)などの自然的土地利用が占めており、宅地は市域全体の3%程度となっている。

	総数	耕 地		林 野			宅地・その他
		うち田	山林	竹林	原野		
面積 (ha)	29,120	2,410	1,200	19,074	821	800	6,015

(4)交通

本市の主要な道路としては、本市東部を海岸線に沿って通る国道217号、市域のほぼ中央部を東西方向に通る国道502号、市域南部を東西方向に通る国道10号などがあり、これらを補完する形で県道や農道が通っている。また、平成13(2001)年度に開通した東九州自動車道が本市の中間位置を通り、臼杵ICにより福岡県や宮崎県へのアクセスが良好となっている。

福岡県と鹿児島県を結ぶJR日豊本線が市域を南北に縦断しており、市内には佐志生駅、下ノ江駅、熊崎駅、上臼杵駅、臼杵駅の5駅がある。県庁所在地である大分市から本市内までは、電

車で約35分の時間距離となっている。

バス路線は、臼杵市が運行主体となるコミュニティバスが9路線あり、そのうち生活路線として市内中心部を循環する市内循環線はふぐバスの愛称で親しまれている。

また、民間バス事業者が、大分線、臼三線、臼関線、臼津線、中津浦線、割後場線、伯大線、泊ヶ内線の8路線の運行を行っている。

最寄りの空港は大分空港であり、東京都や大阪府、愛知県といった遠方からのアクセスの窓口となっている。

臼杵港は四国地方とフェリーでつながっており、四国地方や関西地方への交通拠点として東九州の玄関口の役割も果たしている。現在、臼杵港は大規模な改修工事を行っており、現フェリーバースの東側に2バースの新設工事を行っている。



図16 交通アクセス図(臼杵市周辺)



図17 交通アクセス詳細図(臼杵市周辺)

第3節 歴史的環境

(1)先史時代

①旧石器時代

本市にいつから人が住み始めたのかは定かではないが、今から約2万年以上前の後期旧石器時代の遺跡である東台遺跡が発見されている。また、野津川流域にて日当遺跡、新生遺跡、菅無田遺跡などから旧石器時代の遺物も発見されていることから、少なくとも約2万年前には人々がこの地で生活していたことが推定される。

②縄文時代

縄文時代早期には、本市の地形が現在とほぼ同じになり、前期には「縄文海進」によって白杵湾が次第に拡大されていく。この頃になると、台地に人々が集落を営み始め、生活の場として利用ようになる。野津地域にある新生遺跡や菅無田遺跡では、生活の跡が明瞭に残っており、旧石器時代から引き続いて人々がこの地に住んでいたと考えられる。また、縄文時代後期の内河野遺跡や生野遺跡からは住居跡が見つかっており、この時期の人々の生活を知ることができる。

③弥生時代

弥生時代になると、白杵地域にも稲作農耕が伝わり、米作りが行われるようになった。このことにより、小規模な集落が数多く形成されるようになる。弥生時代後期には、黒島をはじめとする白杵湾に面した小集落が、瀬戸内地域などと漁業や密接な海上交流により、徐々に力を持ち始めていく。

一方、野津地域では、当時稲作に適した土地ではなかったことから、引き続き台地に人が住み続けていたと考えられる。しかし、菅無田遺跡の住居跡や原遺跡の後漢鏡の破片から、弥生時代に瀬戸内地方や北部九州とのつながりがあったと考えられている。



白塚古墳の石甲(重要文化財)

(2)古代

①古墳時代

古墳時代には、小集落を治める豪族の古墳が各所に造られるようになる。4世紀末～5世紀の初めにかけての時期になると、熊崎川流域に「海部」と呼ばれた豊予海峡沿岸地域を治めた首長の墓と考えられる白塚古墳や下山古墳などの大型前方後円墳が相次いで造られた。このことから、本市を含む「海部」地域の首長が大和朝廷と連携して、海上交易活動を活発に行い、その地位を築いていった事が伺える。

ところが、6世紀には古墳が造られなくなり、大型古墳を造った豪族一族の支配が短期間で終

了したことを示している。一方で、黒島周辺ではその後も小規模ながら古墳が造られ続けたことから、この辺りを支配していた小豪族は安定した勢力基盤を保っていたことがわかる。なお、黒島からは瀬戸内型の土錘や畿内系の土器が出土していることから、近畿地方の有力者と漁業を通じた密接な交流があったと考えられている。また、5世紀になると、阿蘇熔結凝灰岩(灰石)を使用した見事な造形物が造られるようになる。白塚古墳や下山古墳には、阿蘇熔結凝灰岩(灰石)を素材とした石棺や石人が置かれた。特に石の埴輪ともいわれる鎧を象った白塚古墳の石甲は国の重要文化財となった。5世紀後半以降の北部九州地域では、石人を古墳に据えることが拡がることから、このことと時代的に先行する本市の石人との関連が注目されている。さらに、白塚古墳の舟形石棺は、宮崎県、島根県、福井県で出土したものに類似するという指摘もあり、こうした地域との海を越えた交流を示唆している可能性がある。



下山古墳(史跡)

なお、白塚古墳の石甲は、「白」と「杵」の形にしていることから、古くから地元で「うすきね様」と呼ばれ親しまれていたようで、これが「白杵」の地名の由来と考えられる。

② 飛鳥～平安時代

7～8世紀はじめ頃の白杵地域は、望月地区周辺と井村地区周辺に拠点集落が形成され始める。そして、8世紀の律令体制下に白杵地域は海部郡丹生郷に編入され、白杵地域は「丹生」と呼ばれるようになる。



白杵磨崖仏(ホキ石仏第1群)

(国宝・特別史跡)

9～11世紀の遺跡においては、しばらく野村台、田篠台以外に居住の痕跡を確認することができず、この時期の様相は不明であった。しかし、白杵で勢力を誇っていた豪族たちは、海上交易を通して着々と経済力を身に付けていたようで、京都の貴族たちの権威を背景に勢力を拡大しようとし、彼らへの寄進を前提として白杵を荘園として開発するようになる。これにより成立したのが白杵荘であり、野村台に荘園を管理するための施設が造られたと考えられる。

12世紀になると、京都の貴族たちはこの荘園を宗教的な力で支配しようと考え、京都の大寺院や高僧の力を借り、白杵に満月寺と白杵磨崖仏を建立した。京都の貴族の中でも当時勢力を誇っていた九条家一門は、白杵に京都の仏師たちを派遣し、白杵磨崖仏建立を手がけたと考えられている。このことから、白杵荘は九条家一門の荘園となったと推定されている。

(3)中世

①鎌倉時代

13世紀になると鎌倉の御家人である北条氏が白杵荘地頭となり、白杵荘も鎌倉幕府の統制下に入る。豊後一带の領主たちが地域を治めるために宗教勢力を利用しようとし、豊後国の各所に寺院を多数建立するようになる。

一方、13世紀に野津院は、文永11(1274)年に起きた文永の役の後、大友氏の流れを汲む野津頼宗とその一族によって開発が始まる。開発は野津院全域を一気に拓くものではなく、13世紀から16世紀前半にかけて、頼宗の一族、子孫が野津院内の未開発地を順次開拓し、村落を形成していったものようである。野津院の開発の過程は、円満寺の九重塔(水地九重塔)にはじまる、五輪塔、宝篋印塔、層塔など、村落に結衆塔として造られた石塔の建立の段階を追うことで具体的に増えてくる。

②室町時代

14世紀末になると、白杵荘の領主は九条家一門から大友氏に変わった。永享7(1435)年、当時九州の地に勢力を伸ばそうとしていた周防・長門周辺を治める守護大名の大内持世と、それを支援する室町幕府軍が豊後に侵入してきた。この時第12代当主であった大友持直は、姫岳にこもり、大内・幕府連合軍と攻防を繰り広げたが、大友軍に内応者が続出し、その結果姫岳城は落城し、大友持直は敗れた。この戦いは、姫岳の合戦と呼ばれ、翌年の永享8(1436)年まで続いた。

15世紀後半に、第15代当主の大友親繁が白杵に居館を造り、府内(現大分市)から白杵の地に移住してきた。その子政親は明応3(1494)年に海蔵寺を建立し、現在の戸室の台までの広範囲を寺域とした。そうして、16世紀前半には、大友政所が白杵荘に置かれることとなる。

このころ、野津院は大友氏の直轄領となっていたと考えられ、院内各地を野津院衆が統治していた。また、16世紀前半までには、市浜の京泊湊と市場町が開かれることとなる。

弘治2(1556)年、大友義鎮(後の宗麟)が白杵湾に浮かぶ天然の要害ともいえる丹生島に白杵城を築き、豊後の政庁機能が白杵に移った。永禄8(1565)年になると、府内のキリシタン住民が大勢白杵の地に移住し、これにより白杵城下町の形成が本格的に始まっていく。永禄10



九重塔(重要文化財)



白杵城跡(県指定史跡)

(1567)年に豊後一帯に薩摩の島津氏が侵攻し、豊後の各地の都市が壊滅状態になると、義鎮(宗麟)は都市の復興を瞬く間に進めていった。府内にいた中屋宗越をはじめとする豪商たちが復興の進む臼杵に移り住んだことで臼杵は経済都市として復興を遂げ、それに伴って茶の湯をはじめとする様々な当時の一流の文化が臼杵に入ってくるようになった。

(4)近世

①安土桃山時代

天正6(1578)年に大友宗麟(義鎮)は隠居し、洗礼を受けて自らキリシタンとなった。日向の無鹿にキリシタン都市の建設を試みていくが、同年の耳川の戦いで島津義久の軍に大敗し、建設を断念した。

一方、島津軍の日向への侵攻にあたって、宗麟(義鎮)の嫡子である義統は野津を居住地と定め、そこから指揮をとった。これにより、野津院には基督教が広まり、多数の人々がキリシタンとなっていった。このころから下藤地区キリシタン墓地やクルスバなどの形成が始まる。



寺小路磨崖クルス

(市指定有形文化財)

宗麟(義鎮)は臼杵に修練院(ノビシヤド)や日本で最も美しいといわれた教会の建立を行い、臼杵は一時期、日本の基督教布教のセンター的役割を担う場所となっていき、様々な西洋文化が入ってきた。ところが、天正14(1586)年に島津軍が臼杵に侵攻し、城下町を全て焼失することになる。住民たちは臼杵城に避難しており、無事であった。翌年に宗麟(義鎮)が津久見で死去した後、子の義統が臼杵城下町の復興に尽力を尽くしたが、天正16(1588)年に臼杵城が全焼し、臼杵から府内へ拠点を再び移すこととなる。その後、義統(吉統)は文禄の役での失態により、豊後を除国され、大友氏による豊後の支配は終わりを迎える。

大友氏改易後、文禄2(1593)年から数か月の間は垣見弥五郎が代官となって臼杵を支配したが、その後文禄3(1594)年には太田一吉が城主となり、臼杵城を大改修した。

一吉は慶長の役に参加し、人的にも物的にも多大な負担を強いられた。このためか、臼杵城の惣石垣化などは十分に完了していない。また、慶長5(1600)年春に、オランダ船「リーフデ号」が黒島に漂着したため、一吉は乗組員に薬や食糧を与え手厚く保護し、大坂城にいた徳川家康にこの旨を報告した。救助された乗組員の中には航海長のウィリアム・アダムス(イギリス人、後に日本名「三浦按針」を与えられる)と、水先案内人のヤン・ヨーステン(オランダ人)の2人が含まれており、この2人は家康の外交顧問として活躍し、後の幕府の海外貿易に大きな役割を果たすこととなる。慶長5(1600)年に佐賀関の戦いで一吉は豊後岡城主の中川秀成に臼杵城を明け渡し、伊予に逃亡した。その後稲葉貞通が臼杵城主となり、以後廃藩置県まで臼杵領は稲葉氏が支配していくことになる。

②江戸時代

慶長5(1600)年に稲葉貞通が白杵城主となると、第4代藩主信通までの間に家臣団の統制をはじめとして城下町整備が急速に進められていく。慶長13(1608)年には白杵川から白杵城大手門にかけて堀川が整備され、この掘削土砂で本町北側の横浜浦(入江)が埋め立てられ、新町が置かれた。寛永4(1627)年には、白杵城南側外堀の拡張を行い、菊屋町を田町に移転することで、唐人町、懸町、浜町、横町、畳屋町、本町、田町、新町で構成される城下町が成立し、通称「町八町」と呼ばれるようになった。また、



白杵祇園まつり

(県指定無形民俗文化財)

祇園社の仁王門があった地域は「仁王座」と呼ばれ、月桂寺をはじめとする寺院や武家屋敷が多く建てられていた。現在この地域は「二王座」と呼ばれ、今も当時の景観が良好に残されていることから、「二王座歴史の道」として国の都市景観100選に選ばれている。延宝6(1678)年には、白杵川、末広川河口部に市浜新地が造成される。寛永20(1643)年に海添五味浦に祇園社御旅所が造営されると、三の丸祇園宮から神輿による御神幸が始まる。その後、元禄10(1697)年には祇園祭礼練物が始まり、現代まで受け継がれる祇園神幸のスタイルが確立される。一方で、貞通が移封されたときに、御用商人として白杵にやってきた可兒孫右衛門は、「鑰屋」という屋号で醸造業を始め、味噌や醤油の製造を開始した。これが、白杵の伝統産業である醸造業の始まりである。

慶長17(1612)年に幕府が禁教令を発すると、白杵藩でもキリシタンの弾圧が始まった。まず野津や高田などにいた宣教師を追放し、慶長19(1614)年にはキリシタン改めを始めた。そして、寛永11(1634)年には絵踏が開始され、翌12(1635)年には「きりしたん宗門御改之御帳」が作成された。その結果、寛永20(1643)年までにはかなりの数のキリシタンが転宗したが、摘発の目をかいくぐって信仰を守り続けたキリシタンも少なくなかった。しかし、17世紀半ばごろの万治～寛文(1658～1672)にかけて情勢が大きく変わり、寛文8(1668)年には白杵領森村、葛木村で73人のキリシタンが捕縛されることとなり、これによって白杵領内でのキリシタン教徒組織が終焉を迎えることとなる。

宝永4(1707)年10月に宝永地震が起こり、白杵城下は1mを超える津波に見舞われ、多数の溺死者が出ることとなった。享保6(1721)年からはしばしば天候不順による凶作と飢饉に見舞われ、享保17(1732)年には享保の大飢饉と呼ばれる飢饉が起きる。さらに宝暦13(1763)年には、白杵城三の丸で火事が起き、白杵城二の丸と海添一体が全焼した。このような度重なる災難を背景に、第5代藩主景通のころから次第に顕著になった藩財政の困難はますます悪化していった。その後白杵藩は様々な施策を講じるがことごとく失敗に終わっていく。

天保2(1831)年、第11代藩主雍通は、江戸家老の村瀬庄兵衛を「総元締」として、収入を増し、支出を抑制することを改革の柱に据えて、財政改革に着手し始めた。洲崎に財務事務の窓口である「総役所」を設置し、改革の中心施設として利用した。農村では本格的な検地が行われ、年貢

の収取に漏れがないようにし、年貢増徴に力を入れた。他にも身分制度の引き締めも行い、農民には簡易的で質素な生活を要求した。このような生活の中で、「キラスマメシ」が生まれ、白杵の郷土食となっている。この天保に行われた改革によって、白杵藩の借財は約半分まで減少し、財政再建に確実な効果をもたらした。

19世紀になると幕府から「異国船打払令」が発され、白杵でもその排外方針に従うこととなる。文久3(1863)年に白杵湾沿岸地域6箇所に、台場を築造し始め、将棋頭台場や琵琶鼻台場、的場山台場などを建設した。

災害の被害は19世紀も続き、安政元(1854)年には安政地震が発生し、白杵城卯寅口まで津波が挙がってくることとなる。また、慶応3(1867)年には城下町で大火災が発生し、田町を除く7町で419戸が焼失した。

一方、14世紀ごろから白杵の灰石が生活用品に使用され始め、江戸時代になると台所の流しや側溝の材料、建築部材など様々なものに使用されるようになる。文政6(1823)年、三重町と白杵城下を結ぶ街道の便を良くするため、地元の豪商が資金を出し合い、石橋である虹澗橋を造った。こうして、古代から受け継がれてきた白杵の「灰石の文化」が完成の域に到達したと考えられる。



虹澗橋（重要文化財）

享和2(1802)年には皿山と呼ばれる土地で国産の焼き物である末広焼(別名皿山焼)が作られるようになった。末広焼はつやのある淡い青みを帯びた灰白色をした器面、美しく澄んだ釉調が特徴であり、文化元(1804)年に下末広村の和太七という者が販売をしていたという記録が残っている。しかし、文化12(1815)年には廃窯となっており、わずか13年間しか作られなかった。

文政5(1822)年、古泳法の1つである山内流が松山藩神伝流の山内久馬勝重により白杵藩士稲川清記冬吉に伝授された。その後、山内流は稲川清記によって、白杵藩士たちに広められていった。現在この泳法は有志によって受け継がれており、体力向上などを目的として山内流に興味を持つ子どもたちを対象に、毎年7月～8月に遊泳所が開所されている。

(5)近現代

①明治・大正時代

明治政府は明治2(1869)年に版籍奉還を行い、白杵藩も版籍を朝廷に奉還した。明治4(1871)年に行われた廃藩置県により、白杵藩は白杵県となった。白杵城は廃城となり、代々白杵を統治してきた稲葉氏は東京に居住することとなった。

廃藩置県後の明治10(1877)年に起こった西南戦争では官軍と薩摩軍の激しい攻防戦が繰り広げられ、白杵にも薩摩軍が侵攻し、白杵の地は戦火に焼かれた。野津郷も、三重から白杵に向かう薩摩軍の通路となり、野津市村東北端の古陣付近でも戦闘が行われ、多数の戦死者が出た。

明治18(1885)に文学者である野上弥生子は酒造家の小手川家に生まれた。明治女学校高等

科を卒業した後、夏目漱石の弟子であった野上豊一郎と結婚し、その後漱石の指導を仰いだ弥生子は、「海神丸」や「真知子」、「迷路」、「秀吉と利休」などの多くの作品を残した。昭和 46 (1971)年に女性としては2番目に文化勲章を受け、昭和 60(1985)年に 99 歳で急逝するまで執筆活動を続けた。現在生家の小手川酒造の一部が、「野上弥生子文学記念館」として改修され、公開されている。

明治の初めに1町 193 村あった白杵は、明治 21(1888)年に市制・町村制が施行されると、翌明治 22 年(1889)に白杵町と二王座村、海添村、福良村の3か村が合併して、白杵町となり、野津郷は川登村、田野村、野津市村、戸上村、南野津村の5村となった。これにより、白杵は旧白杵市の原形となる白杵町 10 村及び旧野津町の原形となる5村に統合された。なお、明治 40(1907)年には市浜村、下南津留村、上浦村が白杵町に編入している。

一方、明治 26(1893)年には下り松に白杵港を開き、陸上交通の発達していない当時としては物資大量輸送の動脈としての役割を果たした。明治 41(1908)に、船舶用機械製造や船舶修理を下ノ江にあった鉄工所にて行ったことから、造船業が盛んとなり、白杵の経済発展に大きな影響を与えていくことになる。また、江戸時代に始まった醸造業は、江戸末期から明治にかけて味噌や醤油だけではなく、酒造りも盛んに行われるようになり、大きく発展していくこととなる。

大正4(1915)年に佐伯線(現日豊本線)が白杵まで延伸され、白杵駅と下ノ江駅が開業された。この佐伯線開通により、本市の人口は流出し、経済は衰退していくこととなった。

②昭和・平成時代

昭和 25(1950)年に白杵町と海辺村が合併し市制施行し白杵市となり、昭和 29 (1954)年に佐志生村、下ノ江村、下北津留村、上北津留村、南津留村の近隣5か村と合併した。昭和 24(1949)年に野津市村が町制を施行し野津市町となり、7月に野津町と改称された。その後、野津町は昭和 26(1951)年に田野村、昭和 30(1955)年に川登村、南野津村と合併し、昭和 32 (1957)年に戸上村 14 集落(黒坂、鍋田、御霊園、福原、長小野、平野、木所、黍野、牧原、波津久、生野、内河野、利野、於無礼)を編入合併した。

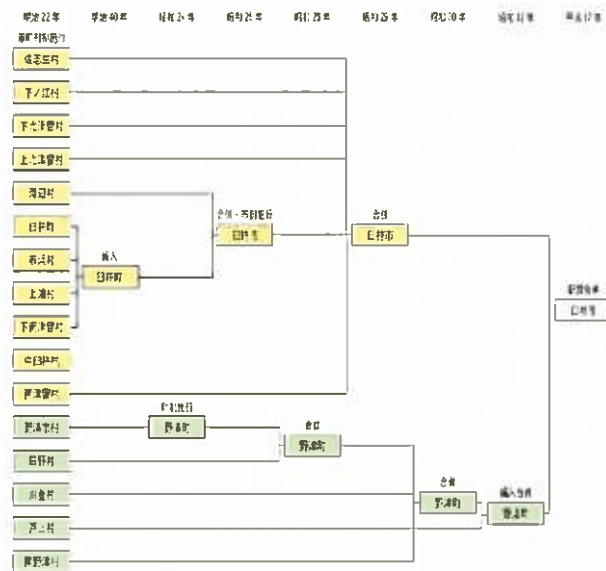


図 19 本市の沿革

そして、平成 17(2005)年に野津町と臼杵市が合併して臼杵市として新設合併し、現在に至っている。

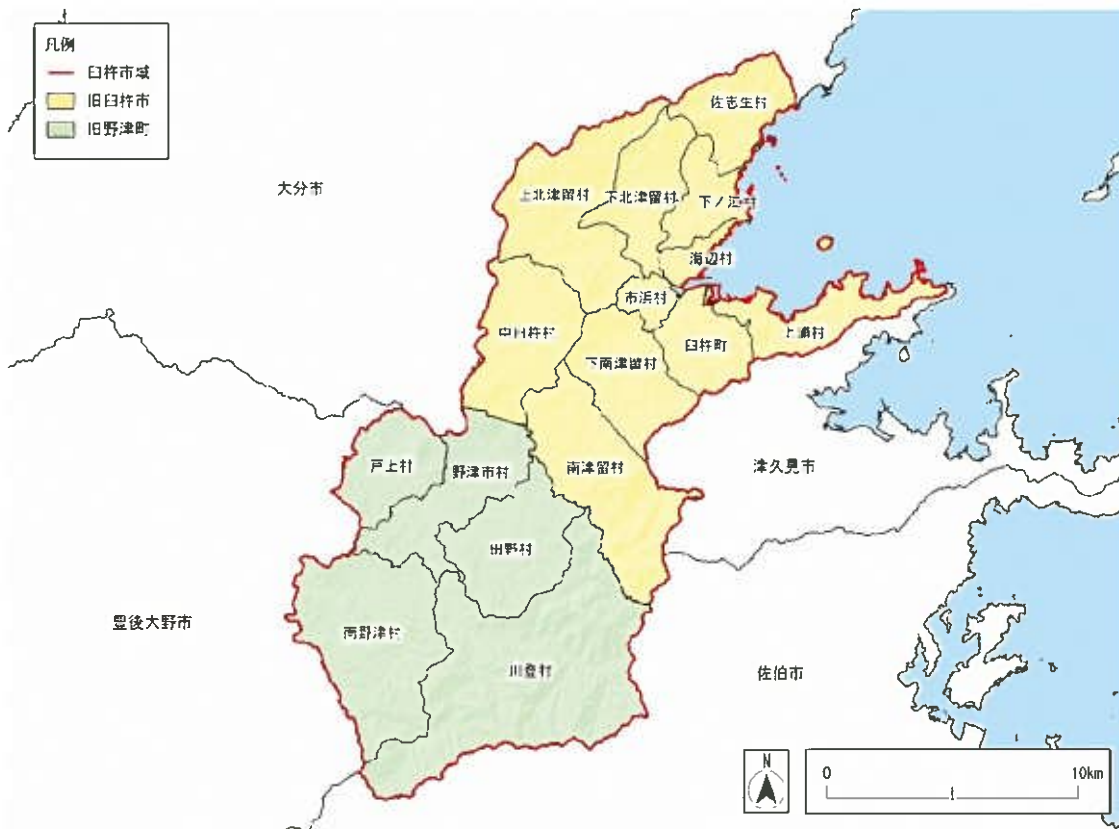


図 20 旧市町村位置図

(6)災害史

本市の災害については、史料類の記述が残る16世紀末期段階以降しか明らかにされていない。19世紀までの災害については臼杵藩政史料を中心とした本市所蔵の藩政史料類の記載、20世紀以降は新聞記事資料やそれから抜粋した編纂資料で知ることができる。

①地震

明確に史料記述されるのは慶長元年(1596)の地震である。また、この際の津波によって陸上に打ちあがった海砂堆積は、平成12～13年度の臼杵城下町跡(周知遺跡)の発掘調査で確認されている。このように津波を伴う地震については、史料と遺跡の両面から規模や被害状況を確認できる。その後の地震についても藩政史料類・新聞記事資料にある。

②風水害

地震記録と同じく、近世以降の記録類しか残されていないが、近世の水害被害記録は絵図史料として残されているものもあり、視覚的に当時の状況を理解することができる。

③火災

ルイス・フロイス『日本史』天正 15 年(1588)の記述では、臼杵城下火災が記録の中では最も古いものである。近世期の火災災害記録は藩政史料に記載されており、臼杵城下町跡(周知遺跡)の火災痕跡にも残されている。

(7) 臼杵地域と野津地域の文化的差異

平成 17 年に合併して新制臼杵市となった臼杵地域と野津地域であるが、その文化的差異は現在でも確かにみられる。藩政時代に双方が臼杵藩領であったことで同一の文化圏にあるようなイメージが持たれ易いが、古代から中世までの臼杵地域(臼杵荘)と野津地域(野津院)の成立過程の差異からくる地域社会構造の違いにより、歴史的には下記のとおり両者の文化性には若干なりとも差異が認められる。この差異は、現代の高度成長期を経た平成時代に、交通・通信の発達、ことにインターネット環境の整備とともに徐々になくなりつつある。この文化的差異は多数あるが、ここでは象徴的なものをあげる。

① 言語的文化

大分県下の方言をその特性から4つの区画に分類した『大分県史 方言編』によれば、全体的に臼杵地域南部は東国東地域・旧南海部郡地域を主体とする東部方言に属し、臼杵地域北部と野津地域全域は南部方言に属するとされる。臼杵地域が南部と北部に分かれるのは、南部は海運を通しての南海部郡沿岸部地域との交流があり、北部は大分方面との交流が活発であったことに起因するとも考えられる。

② 宗教文化－墓地祭祀

臼杵地域と比較して、野津地域は規模の大きな一族墓地を形成しているところがみられる(例:野津町垣内地区「神野家墓地」)。これは竹田市(例:竹田市萩町陽目墓地)や豊後大野市(例:豊後大野市犬飼町:栗の木墓地)をはじめとする、近世まで「南郡」と呼ばれた旧大野郡・直入郡に共通する特徴である。これらは一族当主の拠点となる屋敷の付近に形成されることが多い。これに対して臼杵地域は山間部であっても集落墓地や寺院墓地の一角を一族の墓域として使用する例が大半で、「屋敷墓」と呼ばれる一族当主の居宅敷地内に一族墓地を形成する例(搔懐地区「國次家墓地」)がみられる。

また、野津地域では盂蘭盆会の時期にこの一族墓地の清掃を行った上、一族墓地内と一族当主自宅で先祖祀りを行うところが現在でも存在する。

③ 食文化

臼杵地域は海に近く、野津地域は山間にあり、食材の供給場所からの距離と運搬方法の関係で、日常食の内容がかつては異なっていた。しかし戦後の交通機関の発展から地域相互の物流環境が向上したことにより、少なくとも高度成長期以降には両地域間における日常食の差異はなくなってきている。

主食については両地域とも麦飯が主体であり、唐芋食文化圏で、ことに臼杵地域の沿岸部では昼食を唐芋素材の料理とする傾向が強かった麦飯については、野津地域は山村部で麦10に米2程度の配合、臼杵地域では沿岸部で麦のみという地区もあった。これが町部に近くなるほど米の割合が高くなっていく傾向にある。

山間部の野津地域では、海魚が食卓に上ることは稀であったようである。ことに「無塩」と呼ばれる鮮魚は野津地域では貴重で、一般にハレの日(正月や祝い事)にしか生魚を食べることはほとんどなかった。これに対して臼杵地域においては沿岸部や町部では毎日のように鮮魚が食膳に上がっていた。ことに沿岸部のある地区では、麦飯と鮮魚のどちらが主食かわからないほど、鮮魚が豊富に食卓に上がっていた。また、臼杵地域の山間集落でも行商人が臼杵町から鮮魚を売りに来ることもあり、同じ山間地域でありながら野津地域よりは頻繁に鮮魚食文化が定着していたようである。臼杵地域は鮮魚食文化、野津地域は農作物食文化と、食材共有の関係から二元的な食文化が存在していたことが確認できる。現在では食材の流通事情が改善され日常食文化の差異はほとんどなくなっている。

臼杵地域、野津地域の文化的差異はさまざまにあるが、そのうちの代表例を以上3点あげてみた。ことに②宗教文化で触れた墓地・祖霊祭祀については臼杵地域と野津地域の中世における開発展開の差異が現れているようである。野津地域では先祖の開発した耕地と屋敷地を代々受け継ぐ意識を強く持ち、それを開発して現代まで守ってきた祖霊に対する尊敬心が極めて強いことがうかがえ、「先祖以来の田畑」を守ろうとする意識につながっていることは顕れている。野津地域の耕作地がほとんど中世と変わらない位置と範囲を保っている背景には、こうした強い祖霊崇拜意識が関与しているように思える。

第Ⅱ章 臼杵市の文化財の概要と特徴

第1節 文化財の概要(指定・登録文化財)

本市には、令和5(2023)年4月1日現在で220件の指定等文化財があり、その内訳は国宝・特別史跡1件を含む国指定11件、県指定43件、市指定132件、国登録17件、市登録16件である。類型ごとにみると、有形文化財169件、無形文化財1件、民俗文化財9件、記念物41件となっており、文化的景観及び伝統的建造物群は選定されていない。

本市の指定等文化財においては、有形文化財が全体の7割以上を占めている。その内訳をみると、建造物が全体の6割以上となっている。有形文化財の次に多くの割合を示すのが記念物であるが、その内訳をみると、史跡と天然記念物が大半となっている。

本市の指定等文化財の類型ごとの特徴としては、有形文化財のうち建造物では、中世に造られた仏教石造物を含め、石造文化財が多いこと、美術工芸品として磨崖仏や絵図史料や藩政文書を中心とした藩政史料群が特筆される。記念物のうち史跡では、宗教文化に関わるものが多いことが挙げられる。

表4 本市の指定等文化財内訳

		国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計	
有形文化財	建造物	5	18	61	17	10	111	
	美術工芸品	絵画	0	5	1	0	0	6
		彫刻	1	0	11	0	0	12
		工芸品	0	2	7	0	0	9
		書跡・典籍	0	0	0	0	1	1
		古文書	0	2	6	0	1	9
		考古資料	1	0	3	0	0	4
		歴史資料	0	2	15	0	0	17
無形文化財	芸能	0	0	0	0	0	0	
	工芸技術	0	0	0	0	0	0	
	—	0	1	0	0	0	1	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	1	0	0	2	
	無形民俗文化財	0	1	3	0	0	7	
記念物	史跡	3	5	14	0	3	25	
	名勝	0	0	1	0	0	1	
	天然記念物	1	3	9	0	2	15	
文化的景観		0	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	
合計		11	43	132	17	16	220	

番号	区別	文化財類型	種別	名称	指定年月日	地区
1	国指定	国宝	彫刻	白許唐盧仏	昭和17年6月21日(重文指定) 平成7年6月15日(国宝指定) 平成29年9月15日(追加指定)	白許
2	国指定	重要文化財	建造物	宝印塔	昭和29年9月17日	白許
3	国指定	重要文化財	建造物	五輪塔	昭和29年9月17日	白許
4	国指定	重要文化財	建造物	九重塔	昭和29年9月17日	野津
5	国指定	重要文化財	建造物	五輪塔	昭和29年9月17日	野津
6	国指定	重要文化財	建造物	虹濁瀨 附 石礎 1基	平成11年12月1日	野津
7	国指定	重要文化財	考古史料	石甲 / 大分県臼杵市白塚古墳所在	昭和51年6月5日	白許
8	国指定	記念物	特別史跡	白許唐盧仏 附 日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔 承安二年在銘五輪塔	昭和9年1月22日(指定) 昭和27年1月29日(特別指定) 平成10年9月11日(追加指定)	白許
9	国指定	記念物	中跡	下山古墳	昭和12年7月10日	白許
10	国指定	記念物	中跡	下藤(カ)シタン墓地	平成10年10月15日	谷地
11	国指定	記念物	天然記念物	風連酒蔵	昭和2年4月8日	野津
12	県指定	有形文化財	建造物	三重塔	昭和12年11月20日	白許
13	県指定	有形文化財	建造物	石造五輪塔	昭和15年11月11日	白許
14	県指定	有形文化財	建造物	石造五輪塔	昭和50年11月28日	野津
15	県指定	有形文化財	建造物	中山坂碑	昭和50年11月28日	野津
16	県指定	有形文化財	建造物	城ヶ平原礎	昭和50年11月28日	野津
17	県指定	有形文化財	建造物	石造宝塔	昭和50年11月28日	野津
18	県指定	有形文化財	建造物	鍔波石幢	昭和50年11月28日	野津
19	県指定	有形文化財	建造物	臨川庵石幢	昭和51年11月30日	野津
20	県指定	有形文化財	建造物	芝梨塚碑	昭和51年11月30日	野津
21	県指定	有形文化財	建造物	平尻五輪塔	昭和51年11月30日	野津
22	県指定	有形文化財	建造物	伊田の鳥居	昭和54年5月15日	白許
23	県指定	有形文化財	建造物	千座石幢	昭和55年4月8日	白許
24	県指定	有形文化財	建造物	風瀬坂碑	昭和55年4月8日	野津
25	県指定	有形文化財	建造物	八坂神社本殿	平成7年11月10日	白許
26	県指定	有形文化財	建造物	旧平井家住宅	平成9年11月25日	白許
27	県指定	有形文化財	建造物	老松花原石幢	平成11年11月22日	野津
28	県指定	有形文化財	建造物	護国神社碑	平成11年4月1日	野津
29	県指定	有形文化財	建造物	明倫堂	平成17年11月29日	野津
30	県指定	有形文化財	絵画	絹本着色快川紹喜画像	平成7年11月10日	白許
31	県指定	有形文化財	絵画	絹本着色月桂寺歴代住職画像	平成8年11月29日	白許
32	県指定	有形文化財	絵画	絹本着色福高家歴代住職画像	昭和16年11月14日 (平成8年11月29日)	白許
33	県指定	有形文化財	絵画	経相白衣観音像	平成9年11月25日	白許
34	県指定	有形文化財	絵画	経相観音図	平成16年11月30日	白許
35	県指定	有形文化財	工芸品	碓氷甲花器次郎重配紋数輪縁起調度	昭和12年11月27日	白許
36	県指定	有形文化財	工芸品	船着(豊後高田実行作)	平成13年4月1日	白許
37	県指定	有形文化財	古文書	福高文書	昭和41年11月22日	白許
38	県指定	有形文化財	古文書	白許藩御会所日記 附御会所日記類書 古中跡	平成11年11月17日	白許
39	県指定	有形文化財	歴史資料	豊後一乗妙典一万部塔	昭和51年11月30日	野津
40	県指定	有形文化財	歴史資料	近世絵図資料群	平成19年11月30日	白許
41	県指定	無形文化財	-	山内流泳法	昭和41年11月22日	白許
42	県指定	民俗文化財	有形民俗文化財	塩石の石風呂	昭和42年11月11日	白許
43	県指定	民俗文化財	無形民俗文化財	風流・杖踊り[西神野]	昭和41年11月22日	白許
44	県指定	民俗文化財	無形民俗文化財	風流・杖踊り[西神野]	昭和41年11月22日	野津
45	県指定	民俗文化財	無形民俗文化財	三輪流白井神楽	昭和55年4月8日	白許
46	県指定	民俗文化財	無形民俗文化財	白許越前まつり	平成10年11月28日	白許
47	県指定	記念物	中跡	白塚古墳	昭和29年11月10日	白許
48	県指定	記念物	中跡	榑林(カ)シタン墓	昭和29年4月30日	白許
49	県指定	記念物	中跡	白許城跡	昭和41年11月22日	白許
50	県指定	記念物	中跡	久小野マンドラ石	昭和41年11月22日	白許
51	県指定	記念物	中跡	月桂寺境内	平成11年11月22日	白許
52	県指定	記念物	天然記念物	ミカドアケハ	昭和28年4月20日	白許
53	県指定	記念物	天然記念物	日吉社のコシイサ	昭和50年11月28日	白許
54	県指定	記念物	天然記念物	野津町のホンメイキウソウ	昭和52年11月11日	野津
55	市指定	有形文化財	建造物	弘川石幢	昭和42年9月8日	白許
56	市指定	有形文化財	建造物	九重石塔	昭和42年9月8日	白許
57	市指定	有形文化財	建造物	香爐瀨	昭和49年11月1日/昭和63年4月20日 (平成17年11月1日)	白許
58	市指定	有形文化財	建造物	平尻石幢	昭和49年11月1日	白許
59	市指定	有形文化財	建造物	平尻一石五輪塔	昭和49年11月1日	白許
60	市指定	有形文化財	建造物	川野石幢	昭和49年11月1日	白許
61	市指定	有形文化財	建造物	平尻宝印塔	昭和49年11月1日	白許
62	市指定	有形文化財	建造物	平三石幢	昭和49年11月1日	白許
63	市指定	有形文化財	建造物	平三塔	昭和49年11月1日	白許
64	市指定	有形文化財	建造物	野路一石五輪塔	昭和51年11月27日	白許
65	市指定	有形文化財	建造物	戸室一石五輪塔	昭和51年4月1日	白許
66	市指定	有形文化財	建造物	徳月寺五輪塔	昭和51年4月1日	白許
67	市指定	有形文化財	建造物	妙音寺宝印塔	昭和52年11月10日	白許
68	市指定	有形文化財	建造物	向山三重石塔	昭和52年11月28日	白許
69	市指定	有形文化財	建造物	古堂宝印塔	昭和52年11月28日	白許
70	市指定	有形文化財	建造物	日平坂碑	昭和52年11月28日	白許

番号	区別	文化財類型	種別	名称	指定年月日	地区
71	市指定	有形文化財	建造物	論の車庫	昭和62年6月10日	臼杵
72	市指定	有形文化財	建造物	高倉橋	昭和62年6月10日	臼杵
73	市指定	有形文化財	建造物	三郡境の石碑	昭和48年12月10日 (昭和62年6月10日) (平成17年1月1日)	臼杵
74	市指定	有形文化財	建造物	旧丸毛家住宅	平成2年1月10日	臼杵
75	市指定	有形文化財	建造物	乙見石幢	平成2年7月20日	臼杵
76	市指定	有形文化財	建造物	旧坂井家住宅	平成14年7月20日 (条例による起算)	臼杵
77	市指定	有形文化財	建造物	寺田角塔婆	昭和48年12月10日 (昭和62年6月10日)	野津
78	市指定	有形文化財	建造物	注松石幢	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
79	市指定	有形文化財	建造物	表平石幢	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
80	市指定	有形文化財	建造物	芝屋角塔婆	昭和48年12月10日	野津
81	市指定	有形文化財	建造物	増木石幢	昭和48年12月10日	野津
82	市指定	有形文化財	建造物	生野原石幢	昭和48年12月10日	野津
83	市指定	有形文化財	建造物	菅坪田角塔婆	昭和48年12月10日	野津
84	市指定	有形文化財	建造物	持田石幢	昭和48年12月10日	野津
85	市指定	有形文化財	建造物	古塚石造物	昭和48年12月10日	野津
86	市指定	有形文化財	建造物	古塚五輪塔	昭和61年4月20日 (標注の日にかき採用)	野津
87	市指定	有形文化財	建造物	西神野石幢	昭和48年12月10日	野津
88	市指定	有形文化財	建造物	黒土三重塔	昭和48年12月10日	野津
89	市指定	有形文化財	建造物	権福寺宝篋印塔	昭和48年12月10日	野津
90	市指定	有形文化財	建造物	ツルツカ石幢	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
91	市指定	有形文化財	建造物	ラムレ石幢	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
92	市指定	有形文化財	建造物	竹船石幢	昭和48年12月10日	野津
93	市指定	有形文化財	建造物	善龍寺山門	昭和48年12月10日	野津
94	市指定	有形文化財	建造物	長小野宝篋印塔	昭和48年12月10日	野津
95	市指定	有形文化財	建造物	天手供養塔	昭和48年12月10日	野津
96	市指定	有形文化財	建造物	大仏堂石造物	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
97	市指定	有形文化財	建造物	天手坂碑	昭和48年12月10日	野津
98	市指定	有形文化財	建造物	尾原供養塔	昭和48年12月10日	野津
99	市指定	有形文化財	建造物	大山石幢	昭和48年12月10日	野津
100	市指定	有形文化財	建造物	細伎宝篋印塔	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
101	市指定	有形文化財	建造物	細伎五輪塔	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
102	市指定	有形文化財	建造物	細伎石幢	昭和48年12月10日	野津
103	市指定	有形文化財	建造物	平野宝篋印塔	昭和48年12月10日	野津
104	市指定	有形文化財	建造物	武山塔	昭和48年12月10日	野津
105	市指定	有形文化財	建造物	植井石幢	昭和48年12月10日	野津
106	市指定	有形文化財	建造物	白山権現本殿	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
107	市指定	有形文化財	建造物	間戸水車橋	昭和61年4月20日	野津
108	市指定	有形文化財	建造物	鳴滝水橋	平成14年2月27日	野津
109	市指定	有形文化財	建造物	安政橋(坂屋橋)	平成14年2月27日	野津
110	市指定	有形文化財	建造物	養ヶ谷橋	平成4年1月27日	野津
111	市指定	有形文化財	建造物	戸上橋	平成4年1月27日	野津
112	市指定	有形文化財	建造物	神門塔	平成16年12月28日	臼杵
113	市指定	有形文化財	建造物	寺島の石塔婆	平成16年12月22日	臼杵
114	市指定	有形文化財	建造物	臼杵護国神社神庫殿	平成20年6月10日	臼杵
115	市指定	有形文化財	建造物	府ヶ内一石五輪塔	平成25年5月29日	臼杵
116	市指定	有形文化財	絵画	仏涅槃図	平成4年12月25日	野津
117	市指定	有形文化財	彫刻	野鷹禪師木像	昭和42年9月8日	臼杵
118	市指定	有形文化財	彫刻	石造地藏菩薩立像	昭和51年2月27日	臼杵
119	市指定	有形文化財	彫刻	石造比丘形座像	昭和51年2月27日	臼杵
120	市指定	有形文化財	彫刻	白山権現洞穴石造物	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
121	市指定	有形文化財	彫刻	寺小路摩崖クルス	昭和48年12月10日	野津
122	市指定	有形文化財	彫刻	宗壇寺仏像	昭和48年12月10日	野津
123	市指定	有形文化財	彫刻	長小野摩崖仏	昭和48年12月10日	野津
124	市指定	有形文化財	彫刻	田中神社龍尊彫刻	昭和48年12月10日	野津
125	市指定	有形文化財	彫刻	尾原庵木造仏	昭和48年12月10日	野津
126	市指定	有形文化財	彫刻	尾原神社龍尊彫刻	昭和48年12月10日	野津
127	市指定	有形文化財	彫刻	善野菩薩像	昭和61年4月20日 (標注の日にかき採用)	野津
128	市指定	有形文化財	工芸品	関子	昭和42年9月8日	臼杵
129	市指定	有形文化財	工芸品	刀(正恒)	平成14年6月25日	臼杵
130	市指定	有形文化財	工芸品	刀(長宗)	平成14年6月25日	臼杵
131	市指定	有形文化財	工芸品	脇差(吉定・吉重)	平成14年6月25日	臼杵
132	市指定	有形文化財	工芸品	刀(増盛)	平成14年7月20日	臼杵
133	市指定	有形文化財	工芸品	脇差(増盛)	平成14年7月20日	臼杵
134	市指定	有形文化財	工芸品	刀(豊後国長秀)	平成18年5月5日 (条例による起算)	臼杵

番号	区別	文化財類型	種別	名称	指定年月日	地区
135	市指定	有形文化財	古文書	歴々の朝鮮日記	昭和42年9月8日	円井
136	市指定	有形文化財	古文書	温故年表	昭和42年9月8日	白井
137	市指定	有形文化財	古文書	白井時代考	昭和42年9月8日	白井
138	市指定	有形文化財	古文書	白井小鑑	昭和42年9月8日	白井
139	市指定	有形文化財	古文書	ホリシタン古文書	昭和48年12月10日	白井
140	市指定	有形文化財	古文書	福澤文書	平成19年11月28日	円井
141	市指定	有形文化財	考古資料	経筒(印 法要経)	昭和42年9月8日	白井
142	市指定	有形文化財	考古資料	円形古埴の古鐘	昭和52年4月8日	円井
143	市指定	有形文化財	考古資料	丸底蓋型土器	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
144	市指定	有形文化財	歴史資料	豊川国師の火堂の礎石	昭和42年9月8日	白井
145	市指定	有形文化財	歴史資料	法廣田吉右衛門の位牌	昭和48年12月10日	野津
146	市指定	有形文化財	歴史資料	ホリシタン墓	昭和48年12月10日	野津
147	市指定	有形文化財	歴史資料	窪谷道標	昭和48年12月10日	野津
148	市指定	有形文化財	歴史資料	廣田吉右衛門墓碑	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
149	市指定	有形文化財	歴史資料	大友義徳の墓	昭和48年12月10日	野津
150	市指定	有形文化財	歴史資料	名原キリシタン墓	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
151	市指定	有形文化財	歴史資料	市作の墓	昭和48年12月10日	野津
152	市指定	有形文化財	歴史資料	二幸女の墓	昭和48年12月10日	野津
153	市指定	有形文化財	歴史資料	大黒佐兵衛守の墓	昭和48年12月10日	野津
154	市指定	有形文化財	歴史資料	一ツ木キリシタン墓	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
155	市指定	有形文化財	歴史資料	佐十郎墓右衛門の墓	昭和48年12月10日	野津
156	市指定	有形文化財	歴史資料	鍋田キリシタン墓	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
157	市指定	有形文化財	歴史資料	田口家文書	平成21年7月7日	白井
158	市指定	有形文化財	歴史資料	川登二幸女資料	平成27年7月7日	野津
159	市指定	民俗文化財	有形民俗文化財	石敢當の塔	昭和42年9月8日	円井
160	市指定	民俗文化財	無形民俗文化財	浅草流岩戸神社	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
161	市指定	民俗文化財	無形民俗文化財	西栗田神社修術	昭和61年4月20日	野津
162	市指定	民俗文化財	無形民俗文化財	鳥越神社の祈要流傳術	平成7年9月20日	白井
163	市指定	記念物	史跡	鳥越合戦の塚(印 石碑)	昭和42年9月8日	白井
164	市指定	記念物	史跡	一ツ木かくれキリシタン地下礼拝堂	昭和48年12月10日	野津
165	市指定	記念物	史跡	津津タクルスバ	昭和48年12月10日	野津
166	市指定	記念物	史跡	門前地下式構穴	昭和52年4月8日	白井
167	市指定	記念物	史跡	深田地下式構穴	昭和52年4月8日	白井
168	市指定	記念物	史跡	芝尾崎構穴	昭和55年12月10日	白井
169	市指定	記念物	史跡	津広構穴	昭和55年11月10日	白井
170	市指定	記念物	史跡	福川清紀の墓地	平成12年7月20日	円井
171	市指定	記念物	史跡	津広焼窯跡	平成12年9月9日 (条例による起算)	白井
172	市指定	記念物	史跡	観音堂跡	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
173	市指定	記念物	史跡	千光寺跡	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
174	市指定	記念物	史跡	細波打睡庵跡	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
175	市指定	記念物	史跡	田中臨川庵跡	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
176	市指定	記念物	史跡	塚籠庵跡	平成20年6月30日	白井
177	市指定	記念物	史跡	白馬塚	昭和52年4月8日	白井
178	市指定	記念物	天然記念物	シガ象白歯の化石	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
179	市指定	記念物	天然記念物	溜が神社の杉の木	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
180	市指定	記念物	天然記念物	柏神社の涼の木	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
181	市指定	記念物	天然記念物	山路標	昭和52年4月1日	白井
182	市指定	記念物	天然記念物	深田アサギ	昭和52年4月1日	円井
183	市指定	記念物	天然記念物	三嶋神社の楠	昭和52年4月8日	白井
184	市指定	記念物	天然記念物	深田のけんぼなし	昭和52年4月8日	白井
185	市指定	記念物	天然記念物	菓年産のモチの木	昭和54年11月30日	円井
186	市指定	記念物	天然記念物	水地天満社の瀧龍梅	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日)	野津
187	国登録	有形文化財	建造物	小手川酒造主屋	平成9年7月15日(登録年月日)	白井
188	国登録	有形文化財	建造物	小手川酒造蔵	平成9年7月15日(登録年月日)	白井
189	国登録	有形文化財	建造物	野上弥生子成城の家	平成9年7月15日(登録年月日)	白井
190	国登録	有形文化財	建造物	山海荘主屋	平成9年7月15日(登録年月日)	白井
191	国登録	有形文化財	建造物	小手川家住宅	平成9年9月2日(登録年月日)	白井
192	国登録	有形文化財	建造物	青藤家住宅	平成10年9月2日(登録年月日)	白井
193	国登録	有形文化財	建造物	高橋家住宅主屋	平成12年11月2日(登録年月日)	円井
194	国登録	有形文化財	建造物	白井市立白井図書館荏田平五郎記念子ども図書館	平成20年7月8日(登録年月日)	白井
195	国登録	有形文化財	建造物	白井市立白井図書館文庫	平成20年7月8日(登録年月日)	白井

番号	区別	文化財類型	種別	名称	指定年月日	地区
196	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸大書院	平成20年7月8日(登録年月日)	円許
197	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸御居間	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
198	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸台所	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
199	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸土蔵	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
200	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸御門	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
201	国登録	有形文化財	建造物	旧福澤家別邸外塙及び主門	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
202	国登録	有形文化財	建造物	可兒醬油店舗主屋	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
203	国登録	有形文化財	建造物	可兒醬油西店舗	平成20年7月8日(登録年月日)	白許
204	市登録	有形文化財	建造物	大野神社の石鐘	平成16年12月22日	円許
205	市登録	有形文化財	建造物	大野の石鐘	平成16年12月22日	白許
206	市登録	有形文化財	建造物	飯原石造物(南野津八十八ヶ所)	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
207	市登録	有形文化財	建造物	尾原庵石造物	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
208	市登録	有形文化財	建造物	細波石造物	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
209	市登録	有形文化財	建造物	田中石仏	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
210	市登録	有形文化財	建造物	松の宗権現堂五輪塔	平成18年5月1日	白許
211	市登録	有形文化財	建造物	一石五輪塔	不明(資料・根拠なし)	円許
212	市登録	有形文化財	建造物	地蔵原石鐘	不明(資料・根拠なし)	白許
213	市登録	有形文化財	建造物	田尻室戸印塔	不明(資料・根拠なし)	白許
214	市登録	有形文化財	書跡・典籍	春藤家資料「上記」	平成18年5月1日 (松の宗権現堂と同じ)	白許
215	市登録	有形文化財	古文書	下ノ江付門連史料	平成19年4月29日 (条例による起算日)	白許
216	市登録	記念物	史跡	三付家墓地	平成8年10月29日 (歴々の日にちを採用)	白許
217	市登録	記念物	史跡	吉丸家墓地	平成10年4月29日 (歴々の日にちを採用)	白許
218	市登録	記念物	史跡	妙津寺跡	昭和48年12月10日 (平成17年1月1日) (平成18年5月1日)	野津
219	市登録	記念物	天然記念物	芝屋シイの水	平成9年2月24日	白許
220	市登録	記念物	天然記念物	藤田神社の塚	平成20年5月1日	白許

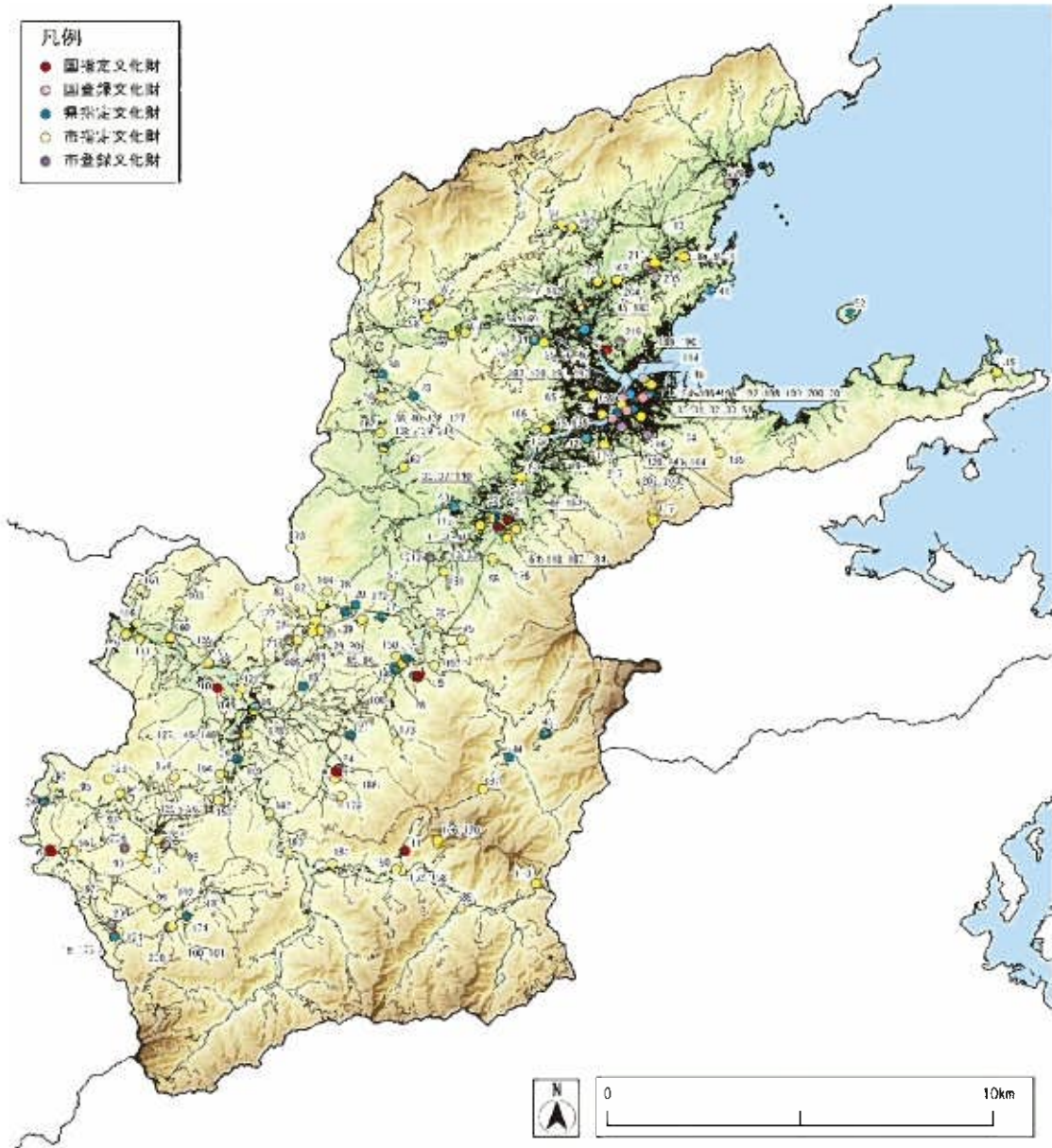


図 20 本市の指定等文化財の内訳

(1)有形文化財

①建造物

建造物は大きく建築物と工作物に分けることができる。本市の建造物の大部分は工作物となっている。

本市の建築物は白杵藩に関わるものと生業(醸造業)に関わるものの大きく2つに分けられることが特徴である。白杵藩に関わるものには国登録の旧稲葉家別邸大書院・御居間・台所・土蔵・御門・外塀及び東門がある。白杵藩主であった稲葉家は廃藩置県に伴って東京に移住したが、旧稲葉家別邸を白杵滞在所として使用していた。明治35(1902)年に建築されたものだが、武家屋敷の様式を色濃くとどめた屋敷である。旧稲葉家別邸に隣接している県指定の旧平井家住宅は、江戸時代後期に建てられた上級武士の住宅であり、当時の建築様式をよく残している。同じく市指定の旧丸毛家住宅も江戸時代後期の武家住宅であり、当時の建築様式をとどめている。

生業(醸造業)に関わるものには、国登録の小手川酒造主屋・蔵や小手川家住宅、可兒醤油店舗兼主屋、可兒醤油西店舗があり、本市の伝統的な町家の様相を残している。

本市の工作物のほとんどは中世に造られたものであり、仏教に関係する石造物もしくは結衆塔が多くを占めている。特に結衆塔については、野津地域を中心に県指定の芝尾板碑や細枝石幢などが分布しており、野津院衆統治のもと集落が宗教的意思で団結していたことを示している。その他にも、重要文化財の虹澗橋は、日本で初めて谷地形に架けられた石橋として知られている。

②美術工芸品

絵画はほとんどが仏教に関係するものである。白杵藩主の稲葉家の菩提寺である月桂寺には県指定の絹本着色月桂寺歴代住職画像や県指定の絹本着色快川紹喜画像といった仏教関係の文化財以外にも、県指定の絹本着色稲葉家歴代藩主画像が所蔵されている。

彫刻についてもほとんどが仏教に関係するものとなっており、国宝の白杵磨崖仏をはじめとして石造のものも多くを占めている。その他には、キリシタン関係の市指定の寺小路磨崖クルスがあり、本市のキリスト教に関係する歴史を知る上で重要な文化財となっている。



鍋田キリシタン墓

(市指定有形文化財)



細枝石幢(県指定有形文化財)



白山権現洞穴石造物

(市指定有形文化財)

工芸品のほとんどは刀や脇差となっており、近世に作られたものが多くを占めている。この他には県指定の破亀甲花菱沢潟軍配紋散蒔絵婚礼調度や市指定の厨子があるが、どちらも近世のものである。破亀甲花菱沢潟軍配紋散蒔絵婚礼調度は白杵藩に嫁いだ奥平家のもので、当時の婚礼調度品について知ることができる貴重な文化財となっている。



風流・杖踊(西神野)
(県指定無形民俗文化財)

古文書及び書跡・典籍についても、白杵藩に関係するものが大半となっている。特に県指定の稲葉文書及び市指定の稲葉文書は、当時の白杵藩のことを知る上で重要な資料である。この他にも、キリシタン関係の市指定のキリシタン古文献や旧下ノ江村に関係する資料である下ノ江村関連史料もある。

考古資料には、本市最大級の白塚古墳から出土した重要文化財の石甲と市指定の古鏡があり、灰石(阿蘇熔結凝灰岩)で作られた石甲は全国でも珍しいものとなっている。

歴史資料の多くはキリシタンの墓もしくは本市にて活躍した人物の墓や墓碑、位牌となっている。キリシタンの墓はほとんどが野津地域に所在し、当時野津地域にキリシタンが多く存在したことを示している。この他にも白杵藩主であった稲葉家から寄贈された県指定の近世絵図資料群がある。白杵藩に関わる絵図以外にも、全国各地の貴重な絵図が全体の8割を占めており、膨大な絵図資料が一括して残されている非常に希少な文化財となっている。

(2)無形文化財

無形文化財にあたるのは、江戸時代に四国の山内久馬勝重が白杵藩士であった稲川清記に伝授した県指定の山内流泳法のみとなっている。

(3)民俗文化財

①有形民俗文化財

本市の有形民俗文化財には灰石(阿蘇熔結凝灰岩)を掘って作られた県指定の塩石の石風呂がある。明和9(1772)年にはこの石風呂は完成していたと考えられ、人々が灰石(阿蘇熔結凝灰岩)を生活に利用していたことが分かる重要な資料である。



塩石の石風呂
(県指定有形民俗文化財)

この他にも路傍や湖畔などの要害に建てておくと災禍を除くといわれている市指定の石敢當の塔がある。これは、言い伝えによると明から渡ってきたものであるとされている。

②無形民俗文化財

本市の無形民俗文化財の多くは江戸時代から始まって

いるものである。棒術は、もともと農民の武術として受け継がれ、その後日常の生活用具を利用して護身術をして発達した民俗芸能である。現在西寒田神社棒術や鳥越神社の新要流棒術が市指定となっており、各神社の祭礼にて奉納されている。

県指定の風流・杖踊は、鎌倉時代から行われている民俗芸能であり、現在も各神社の祭礼にて奉納されている。

この他にも、寛永 20(1643)年から続く県指定の臼杵祇園まつりや稲葉氏入封時の 17 世紀初頭ごろから祇園宮で奏されていたと思われる県指定の三輪流臼杵神楽などがある。

(4)記念物

①遺跡

遺跡は、時代的には旧石器時代から近代までのものがあり、代表的なものに国宝・特別史跡の臼杵磨崖仏や大友義鎮が築城した県指定の臼杵城跡がある。それ以外では墳墓が特に多く、古墳から横キリシタン墓地まで様々なものがある。古墳は熊崎川流域に多く造られており、国指定の下山古墳や県指定の臼塚古墳といった大型の前方後円墳があることから、古墳時代に「海部」と呼ばれた地域の首長が当時海上交易を盛んに行い、本市を含むこの地域一帯を支配していたことが分かる。キリシタンに関係するものは墓地以外にも、市指定の一本木かくれキリシタン地下礼拝堂や波津久クルスバがあり、ともに野津地域に所在している。

この他にも中世から近世にかけて造られた禅宗や密教に関係する寺院跡が野津地域を中心に所在している。

②名勝地

本市の名勝地にあたるものに市指定の白馬溪がある。江戸時代に臼杵市本町の庭園石工である橋本真彦が訪れた際、神様をお迎えするのにふさわしい霊境であると考え、天保4(1833)年に祠を建立し、豊受姫神を祀った。橋本真彦は参拝者の利便性を向上させるため、道を築き、橋を架け、四季の花樹を植え、溪流の奇岩奇石を組んだ。現在は、モミジの名勝として知られており、多くの人々が訪れている。



搔懐キリシタン墓(県指定史跡)

③動物・植物・地質・鉱物

天然記念物のほとんどは植物であり、各地で大切に管理されている。この他には、国指定の風連洞窟や県指定のミカトアゲハ、市指定のシカ象臼歯の化石がある。



白馬溪(市指定名勝)

第2節 周知の埋蔵文化財包蔵地

本市内には222箇所の周知の文化財包蔵地(以下、「周知遺跡」)がある。これらのほとんどは河岸段丘もしくは阿蘇溶結凝灰岩台地上に立地し、低地部に存在するものは中世以来の都市遺跡か宗教遺跡であることが特徴である。また臼杵湾沿岸部にはほとんど周知遺跡が認められない。

第3節 未指定文化財

(1)未指定文化財の把握状況

『臼杵市史』や『野津町史』などの文献上で未指定文化財の把握を行った。その結果、987 件の未指定文化財を把握することができた。

本市の未指定文化財においては、有形文化財が全体の7割を占めている。その内訳をみると、建造物が全体の約4割、彫刻が全体の約2割を占めている。有形文化財の次に多くの割合を示すのが記念物であり、ほとんどが史跡となっている。

また、地域別にみると、臼杵地域において所在する文化財は全体の6割を占め、古文書や史跡の数量が野津地域に比べて多いことが特徴である。一方で、野津地域においては、臼杵地域よりも未指定文化財の数は少ないが、民俗文化財の数が臼杵地域よりも多いことが特徴である。

なお、今回把握した未指定文化財の一覧表については巻末に掲載する。

(2)本市に伝わる民話や伝説

本市に伝わる民話や伝承は多数あるものの、これらは臼杵磨崖仏周辺に残る「炭焼小五郎」伝説のように近世以前に成立したのも確かにあるが、近世以前を題材にした民話や伝説のなかには、近代・現代になって創作されたものも存在すると考えられる。この由来については未詳のものも多いが、歴史資料などの裏付けがあり、本市の歴史的事象をよく顕すものについては文化財として位置づける。

第4節 各種文化財の歴史・文化的特性

以上のように、本市内には多種多様な文化財が存在し、その中には国宝指定をはじめとする全国でも極めて高い歴史的価値を有するものも多い。これは本市が多様な文化性を持ち、それが高度に磨き上げられてきた過程を現在に示すものである。本節ではこうした文化財を6つの観点から注目し、本市の文化的特性について考えてみたい。

(1)自然と人工的景観の美

1.天然記念物

本市の天然記念物には、地質関係として国指定天然記念物「風連洞窟」、市指定天然記念物「シガ象白歯の化石」、動植物として県指定天然記念物「ミカドアゲハ」や「日吉社のコジイ林」、「野津町のキンメイモウソウ」をはじめとする樹木類がある。

風連洞穴は本市の南部周縁の地質を構成する秩父帯上にあり、地下水流が長年にわたって形成した浸食洞内の鍾乳洞である。洞内の鍾乳石が織りなす景観は地下宮殿のような美観をみせるが、9千万年前に中央構造線が形成される際、フィリピン海プレートの付加帯が、ユーラシアプレートの付加帯と白杵で接合した痕跡でもあり、内部からその地質を見ることができる興味深い記念物である。

「ミカドアゲハ」の分布域は、熱帯もしくは亜熱帯地域を中心とするもので、幼虫は温帯から亜熱帯地域にかけて分布するオガタマノキを食草とする。白杵が極めて温暖な気候の土地であることを示す事例であり、自然林である「日吉社のコジイ林」などととも白杵の自然的特性を代表する記念物といえる。

また、市指定天然記念物「三嶋神社の楠」や、同じく「泊神社の椋の木」といった、いわゆる「巨樹」が市内のところどころにみられるが、これらの多くは土俗信仰と一体となっているために現在まで伐採を免れているものが多く、民俗学的見地からしても大切な資料と言える。

またこのほか白杵湾沿岸地区では、未指定ではあるものの泊ヶ内地区のウバメガシ林、黒島のスタジイ林といった暖地性樹木の自然林が残り、白杵地域に大規模な林地開発が始まる前の中世以前の植生景観を今にみせている。

2.名勝

指定・登録文化財としての名勝は、市指定名勝「白馬溪」のみである。「白馬溪」は天保年間に伊勢参詣に行くことができない白杵領の人々のために、白杵城下の有力商人が伊勢神宮外宮から内宮までの参詣路をモデルに整備した景勝地である。現在も市民の憩いの場所として、あるいは白杵の秋の観光スポットとして多くの人々が訪れるため、整備当時の景観をいまなおよく保っている。一方で「白杵西国八十八か所」など、全国の霊場巡りをモチーフにした巡礼路が近世段階にいくつか整備されているが、現代になって訪れる者も少なくなり、順路周辺が荒れ果てて往時の景観をしのぶことができなくなっている事例も少なくない。以来、白杵の人々が行楽する景勝地が残されており、白杵藩儒の莊田子兼が詩に詠んだ「白杵八景」のうち、「竹島帰帆」（白杵城や城

下から望む白杵湾と津久見島の景観)、「市橋晴嵐」(市橋(万里橋)から見た、白杵川に浮かぶ森嶋と松嶋の景観)はほぼ当時のままの状態で見ることができる。

このほか庭園としては、小堀遠州の設計と伝えられる「香林寺境内庭園」、現在は料亭春光園の庭として知られる「川崎造酒邸庭園」、「月桂寺境内庭園」は市内の三名園として知られ、白杵城跡西の丸城主居館庭園の名残である「白杵護国神社庭園」とともに、近世の庭園のよすがを今に伝えている。このうち「月桂寺境内庭園」は県史跡「月桂寺境内」の、「白杵護国神社庭園」は県史跡白杵城跡の史跡構成要素となっているが、他の庭園は未指定・未登録のままである。

3. 自然の造形が構成する景観と天然の恵み

白杵の地形の骨格は、中央構造線によって形成されたといっても過言ではない。中央構造線の延長部にあたる白杵一八代構造線は本市の東北一南西にかけて走向しつつ大きな谷地形(構造谷)を形成し、この構造線上にある阿蘇山が9万年前に大噴火で噴出させた火砕流が構造谷に流入して、現在も残る阿蘇溶結凝灰岩台地を造った。また、北方のユーラシアプレートと南方のフィリピン海プレートの衝突により構造線の南北で地質構造が全く異なることを津久見島や黒島、あるいは樺木山系裾部とその足下の下ノ江一佐志生海岸、鎮南山系裾部板知屋一泊ヶ内海岸といった場所で、白杵湾北海岸と南海岸で全く異なった岩相を見せる岩層露頭に見ることができる。これらの岩層露頭には、プレートテクトニクスの力がいかに大きなものであったかを物語る向斜構造をみせるものが多く、白杵に居ながらにして日本列島の形成過程の一端を学ぶことが可能である。

こうして形成された本市の地形は、約6000年前にはほぼ現代と変わらない(ただし、白杵地域の平地部の水面面積は近世以降の埋め立てにより減少する)ものとなった。経緯度的に見ても極めて温暖で降水量にも恵まれる位置にあり、白杵湾をはさんで500m級の低山帯が南北に存在することによって、冬季の寒冷季節風、下記の台風による防風などをある程度さえぎることにより、天候による自然災害は比較的少ないという、人間生活には極めて適した地形と言える。

温帯・亜熱帯性の広葉樹の天然林が広がっていたことにより、山地にはよく腐植土が形成され、これが川や海の水を栄養豊かなものとし、陸上の生物だけでなく豊富な水産資源を育ててきた。さらに太平洋と瀬戸内海を結節する豊後水道から入り込む白杵湾は、双方の海域から回遊するさまざまな入り込む魚介類の宝庫であり、水産資源は豊かな食料源として古来よりこの地域に住む人間の生活を支えてきた。

本市南部一帯に走向し鎮南山系の低山帯を構成する秩父古生層は、石灰岩と苦灰石岩盤からなるもので、この山腹の表流水はこれらのアルカリ質岩盤を透過し硬水となり、中央構造線沿いの地下谷上に水脈を形成し、白杵地域においては現在も、少雨期でも枯渇することのない水源として活用されている。このほか阿蘇溶結凝灰岩台地の裾部あたりは、その下層に不透水基盤層が存在することで、台地自体の地下保水力が高く、台地上に生活拠点を持つことの多かった縄文時代の昔から、生活用水として利用されてきている。

4. 小結

1912年の文部省唱歌『汽車』は、「今は山中、今は浜、いまは鉄橋わたるぞと、もう間もなくトン

ネルだ、闇を通過して広野原」から始まる、変化に富んだ日本の典型的な景観を謳いこんだものである。本市内には JR 日豊線が敷設されているが、本市内の沿線風景にはこの歌詞に謳われるすべての景観要素を見ることができる。

これは本市がさまざまな地形的要件を有していることの顕れといえる。それだけに古くからここに住む人々は地形的特性に応じてさまざまな生業を営んできたが、これによって多彩な文化が形成されてきた。加えて本市が全国の中でも気候が比較的温暖であり、台風の常襲地帯にありながら気象起因の災害被害が少ないこと、天然由来の食材や水に恵まれ、人間の生活に適していた場所であったからこそ、人はこの白杵に絶え間なく住み続け、その多彩な文化を現在に至るまで継承することが可能となったと言えよう。

さまざまな美しさを見せる景観は、ここに住む人々の美的感覚を磨き、豊かな感性を育ててきた。その感性は文学や美術、あるいは音楽という形をとり、全国レベルで評価される人材を輩出させるに至った。また、個人の趣味として造園や、こうした文学や芸術を楽しむことも現在でも盛んで、こうした感性の根源となる本市の景観を大切にしたいという活動も、近代以来積極的に行われている。

そして豊富な水産資源と食用植物類は白杵の「食」の素材として十分に活用され、豊富なアルカリ性地下水は味の濃い海産食材に合う酒類の醸造、そして味噌・醤油といった調味料の製造技術を育み、独特の食文化を形成してきた。

このように白杵の豊かで多彩な文化は、この自然条件によって誕生したといっても過言ではないであろう。

(2) 灰石」の造形－阿蘇溶結凝灰岩の多用に特徴される白杵の「文化」

阿蘇山第4期噴火で噴出した火砕流は、直線距離で約60～80km離れた白杵まで流出し、白杵－八代構造線による谷に沿った低山帯の裾部に溶結凝灰岩台地を形成した。この台地の崖面をなす阿蘇溶結凝灰岩は、少なくとも縄文時代早期からさまざま造形物や道具の素材として利用されてきた。白杵人はこの身近な石材を、親しみを込めて、「灰石」と呼ぶ。風化するとまるで灰のように粉々になっていくことから、この名で呼ばれてきたようである。

この灰石が「文化」ともいえるほどに白杵の人々の生活の中で活用されるようになり、中には日本の文化の中でも極めて特徴的な造形物を生み出すようになるのは、古墳時代からである。

以下、阿蘇溶結凝灰岩崖から石材として切り出されたものについては「灰石」と表記し、露頭そのものについては「阿蘇溶結凝灰岩」と呼ぶことにする。

1. 「古墳」における石材使用

白杵において灰石が生活の具に利用されるのは、先述したように縄文早期の石器である石斧である。しかし素材としては軟質であり、強打撃に弱いこの石材が「刃物」として使用されるのはほぼこの時期に限定される。しかし今から1600年前、古墳時代中期において突然といってよいほど大型の造形物が白杵で生み出される。それは古墳の埋葬主体である石棺と、古墳の表飾物である石人である。

弥生時代後期から終末期にかけての臼杵では、埋葬主体として組合式石棺の一種である箱式石棺が一般的となる。これは樺木山系を形成する三波川帯で露頭をみる結晶片岩を使用したもので、4世紀末から5世紀第一四半期までの時期に見られるものである。これが臼杵に50mを超える前方後円墳が築かれる5世紀第二四半期ごろからは、岩塊を削り抜いて造る刳抜式石棺の一種、舟形石棺が臼塚古墳(県指定史跡)、組合式石棺の発展型である家形石棺が下山古墳(国指定史跡)に埋葬主体として採用される。

舟形石棺は、畿内でみられる刳抜式木棺を石材に転化したものと考えられる。刳抜式石棺は4世紀に讃岐地域で登場した刳抜式木棺を忠実に模した断面正円形の割竹型石棺に始まるが、4世紀末にはこの発展型で、断面が扁平な楕円形や五角形状となる、さまざまな装飾を表面に施した舟形石棺へと変わる。臼塚古墳の石棺は舟形石棺の初期段階のもので、極めて軟質である弱溶結の灰石を使用している。

箱式石棺から大きく造形的に成長した家形石棺は九州、ことに肥後菊池川流域で流行するが、もともとは4世紀に畿内で発生した長持形石棺を強く意識しつつも、在地性をもたせて造形した石棺で、九州地方では棺身に底石板を設けず棺蓋を寄棟屋根形に仕上げるのが通例である。下山古墳の家形石棺は畿内の長持形石棺と同じく底石板を敷くものだが、棺蓋は全国で唯一の張り出し切妻型を呈する。発想としては、石屋形ともよばれる九州の「家」形石棺を意識しつつも、畿内の長持形を意識する極めて珍しい貴重な資料である。

また、この両古墳には短甲を模した、「石甲」と称される石製表飾品が建てられている。これは5世紀第三四半期から6世紀第一四半期にかけて有明海沿いの中九州一帯で流行する「石人」に類するもので、いわば器材型埴輪を石で造ったものといえる。臼塚・下山両古墳の石甲は有明海沿岸地帯の「石人」にやや早く先行するもので、九州の古墳文化を象徴する「石人」の創始となったと考えられている独創的な造形物である。

臼杵地域には埋葬主体に石室を設ける例は黒島2号墳しか認められないが、この古墳は結晶片岩片を積み上げたものであり、臼杵での石室構築材として灰石は利用されていない。

また、5世紀末から6世紀にかけて横穴墓が臼杵地域にみられるが、これらは阿蘇溶結凝灰岩崖に掘られたもので、末広横穴・芝尾崎横穴(臼杵市指定史跡)・弘法穴横穴など、それまでに古墳が築造されていない地区に登場する。

2. 宗教文化財にみる「灰石」の活用

○磨崖仏

古墳時代後期に、埋葬関係の造形物として活用された「灰石」は、それからしばらくの間利用された形跡は見つかっていない。これは7世紀以降、臼杵・野津地域において集落など人間の生活痕跡がほとんど遺跡として発見されていないことによる。

しかし12世紀に入ると、突然、臼杵地域の中尾・前田地区の阿蘇溶結凝灰岩崖に数多くの仏像が刻まれる。臼杵磨崖仏である。ことに中尾・深田地区の磨崖仏群(以下、「中尾・深田磨崖仏群」)は、その大半を京都の仏師集団の関与で製作されたものと仏教美術史研究者が捉え、当時一流の木彫仏像と比べても何ら遜色のない作品である。全国の石造仏の白眉との高い評価を受け、

平成7年には全61体中59体の仏体が国宝指定を受けた(平成29年に残り2体が国宝に追加指定された)。

磨崖仏は全国に分布するが、その6～7割は大分県下に集中している。その大分県下における近世までの磨崖仏は65か所、400軀にのぼるが、そのうち本市には6か所に所在し、そのうち4か所は中尾・深田磨崖仏群である。当磨崖仏は同一の箇所に61軀を刻むという点において、全国一といってよい規模を誇る。

大分平野・大野川流域と臼杵地域の磨崖仏は仏体の後背部近くまで岩面から彫り出す丸彫りに近い彫刻を特徴とする。これらは平安末期の作とされるものがほとんどであるが、この時期にこの一帯に強い支配力を有していた在地武士団の大神氏が造仏に大きく関係し、都振りの仏像を、その場所を決して動くことのない「磨崖」という方法で行おうとしたことが、磨崖仏信仰という臼杵のひとつの文化を形成したことは確かである。ことに61軀を4群に分けて刻み磨崖仏群を形成する中尾・深田磨崖仏群は、平安末期に全国的に流行する浄土庭園の構成要素として彫られたものとみることができよう。阿弥陀三尊像と九品弥陀から構成され阿弥陀浄土を再現するホキ石仏第2群をはじめ、諸仏による浄土(仏国土)の景観を4か所において再現しようとしたものと考えられ、この磨崖仏群は満月寺境内において臨池伽藍を構成する堂舎の主尊仏として制作されたものとみられる。

また、前田地区の通称「大日石仏」(特別史跡臼杵磨崖仏)は、中央に如来坐像、その向かって左に菩薩坐像、向かって右に如来とみられる像を刻む。またその向かって右に不動明王・矜羯羅童子・制多迦童子の不動三尊立像、向かって左に毘沙門天立像を刻むものである。中央の如来・菩薩像は後世の損傷が著しく尊名は不明だが、丸彫りに近く彫りこむ像容は中尾・深田磨崖仏群の古園石仏、ホキ石仏第一群第二叢の諸像に通じるものがあり、平安末期の作の可能性はある。その両脇の王・天部・童子像は時代がやや下の14世紀ごろの造像とみられている。

野津地域には唯一、長小野地区に磨崖不動明王立像(市指定有文 長小野磨崖仏)がある。後世の劣化でほとんど像容をとどめないが、母岩の向かって左側に元弘三年(1333)に「藤原久親」なる人物が願主として造顕したことを刻む銘文がある。本市では唯一制作年代と造顕の目的が判明する磨崖仏である。

この磨崖仏は、臼杵の灰石文化を最もよく顕すものといえよう。

○中世仏教石塔類

五輪塔、板碑、石幢、宝塔、宝篋印塔、層塔といった仏教石造物は、臼杵磨崖仏の造顕を契機に、12世紀後半期以降から現代にいたるまで各所に出現している。なかでも2基の国重文「五輪塔」(中尾一石五輪塔)は紀年銘を有するものとしては日本で2番目、3番目に古いものとしてよく知られている。

仏教石塔類は、寺院などの宗教施設のなかで仏体とされるもの、弥勒信仰の中で経典などの格納、あるいは経塚の標識とするもの、集落の住民や特定氏族が仏との結縁を果たしたことを証する結衆塔、血縁者や関係者の菩提を弔う証として建てる供養塔、墓標、などがある(ここでは立碑式墓碑等、近世墓碑については触れない)。この中で比較的多く残るのは供養塔とみられる五輪

塔であり、その分布は市域のほぼ全域にわたる。寺院やこれに類する仏教施設が存在した場所には層塔・宝篋印塔が認められ、板碑、石幢、宝塔、宝篋印塔は結衆塔として用いられる例が多いようである。結衆塔とみられる石塔類は、野津地域では国道502号線沿いの集落に完存資料があり、臼杵地域では中心市街地付近ではみられないという分布特性が認められる。

制作技術の見地からみたと、深田地区の国指定重文宝篋印塔(日吉塔)や、国指定重文九重塔(水地九重塔)など、高度な技術で製作された優品も多いが、五輪塔など多数造られるものの中には稚拙な技術で専門の石工が制作に携わったとは思えない資料も多い。

こうした中世期の石塔類は、現在もなお完存しているものもあれば、明らかに意図的に破壊されたものもある。石塔類の現存の状態からは、後述するように中世においてそれぞれの場所での宗教の受容の状況を知ること可能である。

○近世石塔類

近世に入り、キリスト教禁教以降に全日本人が仏教徒であることを義務付けられてから、民俗信仰と仏教が結びついて新たな信仰形態が流行する。その一つが「庚申待ち」の風習で、17世紀半ば以降に庚申塔の建立が臼杵領内の各所で行われる。また、地藏講の流行もあり、石造地藏菩薩像も盛んに造られるようになる。

さらに、霊場巡礼の風習により臼杵領内にも、観音巡礼である「西国三十三か所」や、四国八十八か所を模した「臼杵八十八か所」といった「霊場巡り」が、有力商人などが中心となって整備される。この際に参拝の対象となる仏像が石造で製作される。

このほか供養塔としての「三界万霊塔」、石幢が製作され、仏教信仰の完全浸透のなかで極楽往生への希求を、灰石を用いた造形物で表すことが一般的になる。「板川野の石塔群」は未指定であるものの、灰石製供養塔が数十基立ち並び、臼杵の近世期を代表する供養区間である。

○近世以降の墓碑・墓標

江戸幕府によるキリスト教禁令は、幕府支配下の日本全域において住民全員を仏教徒にして、寺院に住民の戸籍管理をさせるものでもあった。このためキリシタン統制が厳しくなる島原・天草一揆以降の17世紀半ばには、死者が仏教徒として葬られたことを証しするための墓碑建立が義務付けられる。長崎奉行所史料にある18世紀末期のキリシタン統制に関する記述からは、「幕法によって死者の墓には立碑を建立し、その碑面に死没年月日と戒名を明確に記す」ことを義務付けていたことがわかる。臼杵においても1680年代には墓碑に石造立碑を用いることが一般的になっているようで、1660年代までは、臼杵・野津地域以外の地域から砂岩、花崗岩を用いた墓標石材を取り寄せていたものの、それ以降は灰石製立碑が普及するようである。

それから灰石製墓標は昭和末期まで、臼杵市内の墓標の主流素材として活用されていたが、平成以降は安価な中国産花崗岩を素材として使うことが一般的となり、これを契機に市内の灰石を加工する石工も減少を始めている。

○神道関係石造物

灰石製神道関係石造物は、鳥居と狛犬に代表される。

・鳥居

市内の神社の鳥居は鉄製の卯寅口稲荷社鳥居群、臼杵護国神社鳥居といった少数例を除けば高率で石造である。なお、こうした石材以外の素材で製作された鳥居はすべて昭和期以降のもので、近代までは鳥居を石材で製作することが当然であった。また、石造鳥居は花崗岩を材料とする臼杵城内の例(三の丸祇園宮鳥居:元治元年(1864)建立)を除けば、すべて灰石製で、最古例は中世満月寺鎮守「日吉社」の鳥居で室町期の作とみられる県有文「深田の鳥居」である。近世期には臼杵領内の各村に鎮守社があまねく設けられ、灰石製鳥居の数が一気に増える。特に18世紀以降のものがいまでもよく残されている。

・狛犬

狛犬も神社の魔除けとして置かれるものが多い。近代以降には花崗岩製のものもみられるようになるが、近世期には灰石で製作することが一般的であった。

○キリシタン関係石造物

キリスト教(カトリック)が伝えられ、信者(キリシタン)が住むようになるのは1560年代、野津地域では1577年の「リアン」受洗後のことで、市内の各所には、現在でも当時のキリシタン墓地遺跡やキリスト教関係造形物が残されている。その中で史料からも最古のものとして捉えられるのは国史跡「下藤キリシタン墓地」で、宝塔、五輪塔の解体部材を含む灰石製の切石などを墓壇の上に標識(墓碑)として長方形に組み合わせて置く石組み遺構が60基以上確認されている。このほかに下藤キリシタン墓地では石造十字架の頂部片である「石造 INRI 碑」や、妻面に花十字を刻む半円柱型墓碑である「常珎墓碑」が発見されているが、これらも灰石製である。野津地域ではこのほかに「西寒田クルスバ」や市有文「鍋田キリシタン墓」に墓碑である灰石製伏碑が残されているほか、寺小路地区には灰石岩塊に、円相の中に千十字を刻む市有文「寺小路磨崖クルス」がある。「寺小路磨崖クルス」は十字架の下にカルワリオと呼ばれる台座上の造形を有し、日本に残る石造十字架ではただ一つの縦木・横木に聖釘を刻むという、「天草四郎陣中旗」に描かれる十字架に酷似したデザインを以て非常に端正かつ精緻につくられたもので、キリシタン石造物の研究家からは「日本で最も美しい石造十字架」と評されている。

野津地域に比して臼杵地域ではキリシタン石造物の残存は少ないが、県史跡「搔懐キリシタン墓」1・2号墓碑妻面にみられる十字架(ラテンクルス)の造形は、全国に残る石造十字架に比しても何ら遜色のない均整のとれた美しいものである。

ことに野津地域においては、イエズス会司祭ルイス・フロイスが「日本で最良のキリシタン」がいる場所とし、さらに彼らが日常、「イエスの受難に想いをはせ」と記録するように、イエスの受難の象徴である十字架を、聖書の記述通りに造形することに努めていたことを明らかにしている。

その製作技術をみれば、中世初頭以来、野津地域で仏教石造物の製作に携わった石工がキリシタン関係石造物の製作を行っていることは確かである。

3. 建築物(工作物)材料としての「灰石」利用

○礎石等

白杵市域で確認される灰石の建築材料としての利用で最も古例であるのは、建物礎石あるいはこれに類するものであ12世紀の白杵磨崖仏覆堂礎石として古園石仏前庭部に残されている。中世をとおして掘立柱建物の礎盤としても利用されている。

白杵城大門櫓下層遺構からは直径30cmを超える柱痕が見つまっているが、大友期のものとみられるこの建物は方形の灰石製大型礎盤を用いた掘立柱建物であった。

近世以降に瓦葺建物が主流(白杵では17世紀後半以降)になると、礎石建物がやはり主流となり、結晶片岩が用いられることもあるものの、ほとんどが灰石を使用する。

○壁体

近世には白杵領内に、多くの土蔵建築が造られるようになる。この壁面下部には灰石を板状に整えた切石が使用される事例も見受けられる。特に風呂の釜周囲、便所のくみ取り口周囲には灰石がよく壁体材として利用されている。こうした使用法は塀にもみられ、土塀の壁体下部に灰石切石積みのものが近代以降も造られる。このほか塀の基礎から屋根までを灰石で造る石塀は現代でも造られており、白杵独特の町並み景観を構成する要素となっている。

また、白杵市内では神社や寺院にみられる玉垣は、伝統的に灰石以外の素材を用いていない。

○門

白杵市域では、寺院の山門に灰石を用いる事例が多い。多くは参道の両脇に門柱として建てるものが一般的だが、法音寺山門のように貫にあたる部分に額と装飾を設けるものがみられる。民家においても門柱材料として使用される事例もまた多い。

4. 土木構築物材料としての「灰石」利用

○石垣

市内各所には、城郭、寺社、民家、耕作地、道路、堤防の整地土擁壁などとして、石垣が各所でみられる。石材は結晶片岩、チャート、石灰岩、そして灰石と多彩であるが、石垣は大量の石材を使用するため、これらの構築物が造られる場所の近傍で採取される石材を使用する傾向が強い。

現在、石垣遺構の中で最も古いと思われるものは、県史跡白杵城跡天守台石垣である。未発達角石、表面に加工を施さない野面石を積み上げるこの石垣は、白杵城が織豊系城郭化する1590年代のもので、天守台石垣としては九州最古例のひとつである。この天守台石垣にはチャート、石灰岩などの岩塊が混じるが、最も多用されているのは仏教石塔の転用材を含む灰石である。本市域の石垣の中で白杵城石垣はその白眉と言える存在だが、城内の石垣でチャート、石灰岩などが使用されるのはこの天守台の築造時までで、1600年以降の稲葉氏城主時代に構築された石垣は、表面石材にすべて灰石を使用している。

寺社や民家の敷地造成に伴う石垣遺構は、築石石材表面が小型化(長径60cm前後)する19世紀のものが最古段階のようである。1837年作成の絵図「海添組仁王座村分間量地絵図」(県有文「近世絵図資料群」)には、急傾斜地を切り拓いて造成した寺社地、侍屋敷地からなる仁王座村(現、白杵市大字二王座)の詳細な絵図であるが、造成地端部に石垣が描かれ、現在でもその場所に石垣の存在が確認できる。しかし市内でも、積み方から江戸期と判断される石垣は侍屋敷地や寺院地に限られ、城下外では村役人級の屋敷でも石垣は用いられていないようである。市内

の全域で石垣が構築されるようになるのは、谷積みが一般化される明治以降のことと思われ、史料では確認されていないが、近世白杵藩において石垣造作はすべての階層や施設に許されたものではなかった可能性がある。

明治以降、ことに間知石積が普及するようになると、民家の敷地擁壁や河川護岸、堤防などにも石垣が普及し、修景目的のものを除けば、昭和40年代まで河川・海岸護岸に石垣が使用され、その石材は灰石であった。

○道路・水路

・道路

灰石の道路敷設資材としての使用は、いわゆる石畳道として近世期の舗装材としての使用が確認できる最古のものである。こうした石敷舗装道路は今でも市内の数か所で「殿様道」と呼ばれている場合が多い。近世期に藩主が領内巡検を行う道が優先的に石敷き舗装化されていたものであろう。平成4年の末広地区における調査では、「殿様道」と呼ばれる全長1kmの延長のうち、雨天時にはぬかるんで通行が困難になったであろう100mほどの坂道部分のみが石敷き舗装されていたことが判明した。また、城下の外になる「在」エリアの道路はこうした石畳道がみられるが、城下内道路は石敷き舗装されていない。

・水路

灰石は水路の用材としては、城下内の石蓋付道路側溝に使用されている。埋立地であるがゆえに海拔高が低く、周囲の台地から水が流れ込みやすい白杵城下では、排水施設の充実は不可欠であった。側溝の側壁、底石はもちろん灰石製だが、白杵出身の野上弥生子の小説「迷路」にも、「由木」という仮名の白杵の商家街の前を流れる側溝が灰石製石蓋で覆われている景観は、この町の富の象徴であるという記述が現れる。商家は富をなした証しとして、自費で側溝に石蓋を設置したことがこのくだけからも推察できる。また、白杵城内には建物の軒下から石垣外の堀まで排水する排水溝が網の目のようにめぐらされている。こうした排水溝は側壁と底石を組み合わせ漆喰で目地止めて漏水を防ぐ組合式のものほとんどだが、石垣部分を地下で通過する暗渠排水溝には、灰石一石割り抜きの、現在の U 字溝とほとんど変わらない形状をするものがある。この割り抜き排水溝は海を隔てた宇和島城(愛媛県宇和島市)でも確認されており、17世紀後半以来交流が密であった白杵から運ばれたものである可能性が高い。

「在」エリアでは、搔懐地区から家野地区に至る延長約2.5kmの「岩崎井路」が整備された19世紀以降に灌漑用水路の敷設が盛んになる。「岩崎井路」は阿蘇溶結凝灰岩壁を割り抜き、一部は100mを超える隧道で通水する水路である。このほか近世末期から近代期にかけて建設された灌漑用水路の多くは、山裾の阿蘇溶結凝灰岩壁を割り抜いて通水させるものであり、取水口設備としての井堰も灰石を使用して構築したものであった。こうした灌漑用水路である「井路」の整備により、水が深い溪谷状地形を流れ、地上の水掛かりが非常に悪かった河川の中・上流域の水田開発が進むことになった。

○橋梁

市内の、中白杵地区以西の地域は、河川が峡谷をつくって流れ、集落位置と河川水面との間の

比高差が大きく、集落間の交通は一旦急な崖面を降りて、さらにそれを登らなければならないという極めて不便であり、また危険な状態が長く続いていた。近世においてこの状態は、ことに三重川峡谷を挟み、白杵藩の穀倉地帯である三重地域と、その積出港である白杵城下との間の物流を著しく停滞させていた。この輸送に携わる三重郷や野津・白杵地域の有力商人や生産者である農民は、三重地域と野津地域を隔てる三重川流域の柳井瀬に架橋するよう請願を行っていたが、藩は財政難を理由にこれを退けていたとされる。このため架橋を請願した有力商人たちが独自に出資し、白杵で灰石加工の巧者として有名であった井沢折平(織平)に設計・施工を依頼し、柳井瀬に径間25mを超える石造アーチ橋が建造された。「虹澗橋」と命名されたこの橋は、それまでの石造アーチ橋が中国由来のリブアーチ式であったのに対し、西欧で流行するスパンドル・ブレードアーチ式で造られた日本最初期のものであった。折平がどこでこの技術を学んだかはいまだに謎であるが、この「虹澗橋」架橋以降の日本の石造アーチ橋は、熊本県の霊台橋や通澗橋などに見るように、スパンドル・ブレードアーチ式が主流となり、昭和20年代まで続く。「虹澗橋」はこうした日本の西欧式石造アーチ橋の嚆矢といえる貴重な存在で、現在はこの橋の建造経緯を伝える「虹澗橋碑」とともに国重要文化財指定を受けている。

深い峡谷地形の多い野津地域では、近代を通してアーチ橋建造が盛んとなり、最後の石造アーチ橋となる昭和20年代建造の大正橋が造られるまで●橋が建造された(白杵地域では●橋)。1902年には鋼板桁橋である県有文「明治橋」が野津川に架けられるが、その後、昭和30年代に入るまで、道路橋として鋼板桁橋はもとより桁橋そのものが普及することがなかった。これはことに野津地域の峡谷は深いものの幅が比較的狭いことで、高い橋脚を必要とする桁橋より、地元で長く培われてきた石造アーチ橋を建造するほうが、工期的・コスト的にも極めて効率的であったからと考えられる。また、その背景に構造のほとんどすべての材料となる灰石が周辺で豊富に入手しやすかったことがあったのはもちろんのことである。

白杵地域でも明治期には川野茂太郎という石造アーチ橋架橋の名工が、白杵市域のみならず大分県下各所で石造アーチ橋架橋に携わっている。当時の白杵では、極めて高度な石造橋架橋技術と周辺の灰石素材とが相まって、本市の石造アーチ橋文化が形成されていたといっても過言ではなかろう。

○岩塀

極めて特殊な例であるが、二王座地区には、後述する灰石を採取する「石切丁場」において、採取しつくした後を平坦にし、宅地として利用されている場所がある。ここは丁場跡を宅地とすることをあらかじめ計画していたとみられ、灰石を採取する際に宅地の区画部分にあたる箇所を岩体を塀状に掘り残し、岩塀としている事例が残っている。

5. 生活用具としての「灰石」利用

○調理具

白杵では大型の調理具である臼、碾き臼に灰石が材料として使用されていた。餅つきが電動機械化され、家庭で製粉が行われなくなった昭和40年代以降は生産されることがなくなり、現在は加工技術も途絶えている。

○流し・井戸枠－水回り用品

市有文丸毛家住宅には、製造時期不明の灰石製流し枠が残されており、近代期にタイル仕上げの流しが登場するまで、灰石製流しが白枠で多用されていたことを垣間見ることができる。また、近世以降は井戸枠に灰石が多用され、市内各所で現在も使用されている。

これらの水回り設備として、井戸や風呂場の流し場や排水溝にも灰石が利用される。

○炉・釜

近世から茶道が盛んになった白枠では、現存する侍屋敷や発掘調査出土品に灰石製炉が認められる。また、墓前の香炉として現在でも灰石製の製品が使われている。

また、風呂の焚口や風呂釜の壁体に使用される例もあった。

○灯火具

近世以降、寺社や居宅の外灯として灰石製灯籠を数多く見ることができる。なかには白枠の幕末期の名工「(井沢)折平」の銘が入る下ノ江天満社灯籠(未指定)といった名品や、生活用品ではないが近代に整備された白枠港(下り松港)灯台灯籠といった近代産業遺産に類するものがある。

6. 記念碑・顕彰碑の素材としての「灰石」

近世期から歌碑や顕彰碑など、モニュメントの素材として灰石が活用される。これらの中には結晶片岩製のものも多くみられるが、碑文の文字数が多かったり、込み入った意匠のものには灰石が多用される傾向にある。

個人の顕彰碑は近代以降に増加するが、対象となる個人の業績が一目でわかるような個性的なデザインのものも現れる。その代表的なものが市内江無田の「報恩碑」で、明治10年代から朝鮮半島からの食用牛輸入に大きな功績を遺した佐藤秀五郎を顕彰するこの大正10年建立の石碑は、伏した牛の背に立碑が載せられるユニークなデザインで、「姿もん」と呼ばれる仏像・人物・動物の彫刻に長けた石工、伊藤秀五郎の作である。

7. 石切丁場遺構

こうしたさまざまな製品の素材となる灰石は、県指定史跡白杵城跡以西の台地崖や山腹に点在する。白杵城跡以東に存在しないのは、阿蘇山より噴出した火砕流が、ここから先が海面であったために周囲に広がることがなかったからと考えられる。

阿蘇溶結凝灰岩崖には、古くから灰石石材を採取する「石切丁場」が設けられていた。ことに江戸期には白杵藩が藩の施設に用いるために石材を切り出す、岩壁に藩主の家紋である「隅切折敷三文字」を刻む藩営の丁場が福良地区、井村地区、戸室地区で確認されている。また、先述した二王座の岩塚の所在する場所も、石材の切り出し痕跡が残っており、丁場であったことがわかる。中でも諏訪地区の石は「諏訪石」と呼ばれ、市内では最も良質

このほか昭和60年代まで、諏訪地区、深田地区、大工川地区などで石材の採取が行われていたが、現在は安価な中国産石材に圧され、市内での石材採取は行われていない。

8. 小結

本市における灰石の利用は、上述のように古墳の表飾品から家庭の流しまで、さまざまである。

約1600年にわたり特定の石材である灰石が、さまざまな白杵人の生業のなかで、その展開のためにさまざまな製品となってきたことは、まさに長い年月をかけて白杵に「灰石の文化」が根付いていたことの証であり、国宝白杵磨崖仏に代表される灰石加工技術の高さと人間生活への密着度からして、白杵市の歴史文化的特性の筆頭といっても過言ではないものである。

現代ではさまざまな製品が灰石以外の素材で造られるようになったり、石材を使用する製品も安価な中国産などの他の石材に圧されている状況下で、灰石の切り出しを行う職人、石材を製品へと加工する石工の数は激減し、今後、その技術の継承が危ぶまれている。このような中、本市は他の阿蘇溶結凝灰岩産出地帯よりも、高度な技術で造られた多彩な造形物・製品が過去から残されている「灰石の文化」の白眉ともいえる存在であり、こうした「灰石の文化」で生み出された多彩な文化財の管理や修復を行える人材の育成やその環境の整備が必要である。

(3) さまざまな歴史資料

ここでいう歴史資料とは、主に近世以降の白杵藩政、近代期の行政・産業や、住民生活の実態を記録する文書・典籍・図面(絵図)などの紙史料と、藩の公式行事などで用いられる美術工芸品を総称する。本市はこうした歴史資料を●件所蔵しており、数量のみならず、古文書・典籍・絵図・調度品など、そのバラエティの豊かさは全国屈指である。これらは白杵の近世の藩政について、さまざまな角度からの検証と、歴史的事実の把握ができるのみでなく、近世の一小藩の在り方から近世日本の実態を探るために全国的にも貴重な資料群である。

1. さまざまな絵図史料

本市では、近世から近代に制作された白杵藩領域の地図資料から世界図に至るバラエティ豊かな絵図資料群を所蔵しており、これらは一括して「近世絵図資料群」として県有文指定を受けている。その数においては一自治体が所有するものとしては全国屈指である。

白杵藩領域の絵図は「白杵城図」・「白杵城下絵図」・「白杵領内絵図」などで、ことに白杵城については1630年代以降、ほぼ50年単位での郭構造や建築物の配置の変遷を視覚的に知ることができるが、特筆すべきは、白杵藩以外の地域の城図や都市図が豊富なことである。これらは白杵藩が他藩などから借り受けて写したものと考えられている。その収集の目的は明らかではないが、なかには現地にはすでに存在しない絵図もあり、全国の自治体等から史料の画像提供の要請が多くある。ことに「寛永江戸全図」は近世都市江戸の研究者や旧江戸市中の発掘調査報告書に頻繁に活用されている。

2. 近世史料と近代白杵関連資料

○近世史料

近世史料の中心は藩行財政、民事、軍制、宗教統制などに関わる藩政史料であるが、このほか、藩主の日常生活や教養に関わるものなど、多岐にわたる。

・藩政史料(日記類)

藩政史料については、日々の出来事と藩の対応を記録する県有文「御会所日記」・「奥日記」などや、編纂史料ではあるが、歴代藩主の事績を編年体で記録する「稲葉家譜」などを、一括して白

杵市文化財管理センターで保存管理している。これらは散逸が防がれた白杵藩政に関する詳細な史料群であり、これらの記述に関連する豊富な藩政文書史料とともに、地方一小藩が近世日本の歴史の中でどう活動していたかを時間の流れを追いつつ理解しやすい史料群である。ことに災害に関する記録類は、今後白杵を襲う可能性のある災害への有効な対処法を考える上でも有効なものである。

・典籍

典籍は哲学・宗教・文学・科学・芸術・医学・軍学など多岐にわたり、件数も●件と非常に多い。藩や藩主が教養や実学に関する知識深化にとりこんでいたことを示す資料として豊富にある。多くは藩主家の教養としての和漢史書類、和歌和文、漢籍類であるが、一方で実学的な地理紀行書、医学書、化学理論書などが多いのも特徴である。また、幕末期に購入されたとみられる洋書の多くは兵学書で、時勢に対応しようとする藩の姿勢を垣間見ることができる。

これらは白杵藩という組織が時代に応じてどのような知識を必要とし、実際に活用しようとしていたかを藩政史料とともに知ることのできる資料である。

・寺院の記録類

また、大橋寺所蔵の「宝岸寺霊簿」は、大友宗麟の建立による宝岸寺(北海添地区に建立された後、西海添地区に移る。17世紀半ばに廃寺となり、位牌や過去帳は大橋寺に移された)の過去帳であるが、宗麟や宗麟夫人をはじめ、永禄年間から廃寺の間白杵城下の住人であった町衆階層の記述が豊富にある。そして安養寺所蔵の「慶念の従軍日記」(市有文)は、豊臣秀吉の命で朝鮮半島に出兵した白杵城主太田一吉の従軍僧、慶念の白杵出発から帰還までの間に書かれた日記で、戦陣の悲哀を率直な筆致で記録するこの日記は、朝鮮半島に攻め込んだ側の日本兵もまた厭戦気分のなかにあつたことを明らかにする希少な史料として歴史的価値が高い。

○近代史料

・書簡類

近代史料は、近世史料に比較して極めて少ない。幕藩体制から廃藩置県に至る過程をみることのできる史料は本市で所有しているが、その大半は白杵出身の先哲である荘田平五郎に関する「荘田家史料」や、「後藤家文書」など、個人からの寄贈資料がほとんどである。ことに「荘田家史料」は、荘田平五郎と郷里白杵の間で交わされた白杵町政に関する書簡類、平五郎が白杵に設立した財団の関係史料によるもので、平五郎の郷里に対する思いや活動について知ることのできる史料群である。

・交通・開発資料

また最近発見された「戸上家史料」は現在調査中であるが、近世の宗門統制文書のほか、明治40年代の「野田地区圃場区画整理事業史料」と、明治40年代～大正8年にわたる未完に終わった白杵一三重町(現 豊後大野市)間の軽便鉄道「白杵鉄道関係史料」である。「野田地区圃場区画整理事業史料」、「白杵鉄道関係史料」とともに、計画作成から計画免許交付にいたる過程の全貌がわかる行政文書資料であり、文書の保存年限や太平洋戦争終結時の焼却廃棄により現存しないことで不明瞭な部分の多い白杵の近代化の過程を具体的に語るものである。

3. 多種多様な、歴史資料としての美術工芸品

本市が所有する歴史資料のなかには、近世における藩主の儀礼や生活の様子をうかがい知ることのできる、食器や化粧道具などの漆工調度品、馬具などの工芸品がある。平成29年に個人から臼杵市に譲渡された県有文「破亀甲花菱沢瀉軍配紋散蒔絵婚礼調度」は14代臼杵藩主に興入れた姫の持参した婚礼調度品で、食器・化粧道具といった指定品以外にも女乗物などが加わる、大名婚儀と武家生活の様子を総合的に俯瞰できる貴重な資料である。このほかにも未指定の大名生活に関わる漆工調度品が多数残されており、古文書等に残される藩主の生活記録とともに、立体的に大名生活の実態を把握することができる。

4. 社寺が有する美術工芸品

○仏像

市内には数多くの寺院、神社がある。平成初期の臼杵市史編纂にあたって臼杵地域での寺宝調査が行われ、さまざまな宗教美術工芸品の存在が明らかとなった。その主体は寺院の木彫・金銅製仏像であるが、現在、寺院の本尊である仏像はすべて未指定であるものの、多くの優品があり、大橋寺阿弥陀如来立像(木造)、福聚寺観音菩薩像(銅造)、多福寺文殊菩薩騎獅像(木造)など室町期にさかのぼる仏像もある。中でも東光寺薬師如来立像(金銅造)は平安中期の作ともみられ、高麗仏の可能性が指摘されている。また、東光寺の不動三尊像(木造)は臼杵城天守に鎮座していたもので、江戸前期の京都仏師の作と思われ、臼杵と京の文化的交流とともに、臼杵城天守の機能についても理解できる作品である。

また野津地区の普賢寺には、天保14年(1843)から3年かけて鑄造された総高3.7mをはかる普賢菩薩像(銅像)がある。市内の銅製仏像としては最大のものである。

○書画・彫刻

このほかにも絵画、書などの美術工芸品が多く存在することが判明した。ことに藩主稲葉氏の菩提寺で、境内地が県史跡に指定されている「月桂寺」には宗教美術工芸品、15代にわたる歴代藩主の肖像画(県有文「絹本着色稲葉氏歴代藩主画像」)が残されており、本市所蔵の藩政史料と関連する資料として特筆される。

また、野津地域の神社には「龍章彫刻」と呼ばれる龍を模した木彫装飾品がみられる。明治以降に神社本殿の装飾として野津地域で流行したと思われるが、現在では本殿の建て替え等により消滅し、神平神社・田中神社の2社にしか残されていない。こうした彫刻は野津地域には明治から昭和初期にかけて優れた技術を有する宮大工がいて、それぞれが己の技術を競うような雰囲気があったと地元で伝えられているが、現在はその伝統も途絶えている。

5. 小結

本市に所在する歴史資料のほとんどは、上記のように近世における臼杵藩政に関わる一括資料群である。本市所在の近世歴史資料群は、古文書・典籍・絵図類・工芸品といったさまざまな形態の資料が臼杵藩の様相を官・民・宗門のそれぞれの面から立体的にみせており、これらを総合して研究することで近世の「藩」というものの実態を明らかにすることのできる貴重な資料群である

といえる。また、現代の本市の市民性、文化性がいかに築かれてきたかの原点を知るためにも極めて有益なものであり、これからの白杵の気候風土・文化性に適合した産業・住環境の発展と、適切な防災対策を講じる上で有効な活用が可能である。

(4) 歴史的建築物・土木構造物と歴史的景観

本市の歴史的建築物は、寺社建築・城郭建築をはじめとし、商家・農家・侍屋敷に近世段階の建築とされるものが残されているほか、近代期の和風建築を中心とする建築物が多く残されている。その中心は旧城下町地区である白杵中心市街地で、昭和60年代から進められてきた住民と行政が協働してきた歴史的景観保全活動によって比較的こうした歴史的建築物はよく残っているが、それでも中心市街地における住民の高齢化や人口減少により、これらの数は減り、残された建築物の維持管理が困難な状況となっている現状にある。

土木構造物としては、最も古いものは古墳であるが、中世の山城や平地居館の土塁や堀があり、近世段階では石造文化財の項と関係するものがあるが、橋梁(石造橋)、城郭、堤防、道路、水路、ため池(灌漑用貯水池)がある。これに加え近代の所産として、鉄道施設、橋梁(鋼製橋)などがある。

1. 近世期の建築物

○寺院建築

キリタン統制のために、近世初期には白杵の城下や在に比較的多くの寺院が造られたが、創建当初の建物は火災や建て替えにより残されていない。現存するものは近世後期以降のものであるが、このころから明治初期にかけて寺院建築技術は熟練の域に達し、外観、内面とも極めて壮麗である。ことに城下の寺院は屋根を高く、広く造り、城下の歴史的町並みの中で際立つ存在となり、白杵を特徴づける景観を形成する要素となっている。白杵地域では昭和60年代から平成初年にかけて市史編纂のための調査が行われているので状況の把握はある程度できているが、野津地域ではこうした調査は行われておらず、今後の調査による歴史的価値の把握が必要である。

・本堂建築

旧城下町地区には14箇所の寺院があるが、経年劣化による戦いや、明治10年戦役での戦火による焼失のため、近世期の建築として残されているものは月桂寺本堂(「県史跡月桂寺境内」の構成要素)、多福寺本堂、大橋寺本堂などである。いずれも学術調査は行われていないが、内陣についてはいずれも仏像・荘厳具とともに旧状をよく保っており、今後の調査によってはさらなる歴史的価値が明らかにされるものと思われる。

野津地域の古刹である普賢寺本堂、了仁寺本堂も、十分な調査はなされていないが、構造自体は近世に遡る可能性がある。

・諸堂建築

また、本堂のほかに、庫裏や経蔵といった付属建物が残されている。天保12年の建立とみられる月桂寺経蔵は内部に八角輪蔵を有するもので、天保9年(1838)の建立である市内井村の普

法寺別院経蔵の2例のみが白杵市内に残されている希少なものである。月桂寺は特に本堂と一体となって諸堂がよく残されており、近世期の藩主菩提寺の格式や様式美を今に伝え、宗教施設としてだけでなく、近世の歴史資料とともに藩主の生活の一端をうかがわせる存在である。

また、龍原寺には安政五年(1858)建立の木造三重塔が残されている。これは白杵の「太子講」と呼ばれる、建築の神とされた聖徳太子を祀る大工・左官といった建築技能者の講中がはかって建立したもので、当時の白杵の建築技術の粋を結集したものである。

野津地域においては調査が十分に行われてはいないが、西畑地区の市指定有文「善龍寺山門」は唯一近世段階の建築と考えられている。

○神社建築

・本殿建築

本市内には、白杵地域における平成初年の調査で、62棟の神社本殿建築が確認されている。本殿は建築物としては小ぶりながらも、随所に技巧がこらされ、近世から近代にかけての和風建築技術の高さを今に伝えている。本殿の形式は、白杵地域で神明造りが白馬溪大神宮、一間社春日造りが松島神社に見られるほかは、すべて流造りである。それぞれの地区(村)の守護神の鎮座する神社は、それぞれの地域住民の出資により建立されるもので、その建築のありようはそれぞれの地区住民の思いが込められているものであり、地区のシンボルとしての誇りを感じさせるものでもある。最古のものは白杵藩の総鎮守といえる八坂神社(祇園宮)本殿(県有文)で、安永5年(1776)の建立で前室付き三間社造、向かって右に脇社を設ける、本市内では最も規模の大きな神殿建築で、身舎には壁画の痕跡が認められ、『豊後国誌』に「修飾壮麗 最為觀美」と形容される秀麗な社殿建築である。このほか未指定文化財であるものの、文政9年(1826)建立の松嶋神社本殿、天保4年(1833)白馬溪大神宮本殿など、建築としての歴史的価値はもちろんのこと、周辺の歴史的景観と相まって白杵の重要な歴史的景観構成要素となっている。

・その他の諸殿

平成初年の調査で、神社拝殿は白杵地域で59棟が確認されており、現在もほぼこの数を保っている。最古のものは大泊地区の天保8年(1837)建立の御霊社拝殿で、ほとんどが大正～昭和期に建て替えられている。ほとんどの屋根は入母屋平入りであるが、白杵湾沿岸地域は入母屋もしくは切妻の妻入り屋根とするものが多い傾向にある。

○城郭建築

県史跡白杵城跡に2基の櫓(豊櫓・卯寅口門脇櫓)が残されている。城郭建築の専門家の調査では、豊櫓の構造は古式であり、16世紀末の特徴を有しているという見解が得られており、建築時期は太田氏期にさかのぼる可能性がある。

○侍屋敷建築

旧白杵城下町地区には現在、10件ほどの旧白杵藩士の邸宅である侍屋敷が残されている。上士居住区であった三の丸跡は昭和以降の宅地整備が進んだ関係で2件しか残されていないが、丘陵斜面地帯であり大規模な宅地開発が行いにくい二王座地区には特によく残されている。これらのほとんどは昭和期以降に「古屋再生」を行って外観はそのままであるが内装を大きく改修して

いる。県指定有文「平井家住宅」と市指定有文「丸毛家住宅」は、昭和末年から平成初期にかけて所有者が絶えてしまったのちに白杵市が公有化し、内装も旧藩時代の状況に復している。平井家住宅は上士邸、丸毛家住宅は中士邸で、藩士の階層による生活様式の違いを知ることができる。

○町屋建築

稲葉藩政下の旧城下の中心には、「町八町」とよばれる八つの町屋町(本町・畳屋町・田町・横町・掛町・新町・浜町・唐人町)が置かれた。現在でも近世のままの町割りが残されており、多くの木造商家建築が残されている。このうち確実に江戸期に遡るのは、本町の「可児醤油西店舗」と浜町の「小手川酒造蔵」で、いずれも国登録文化財である。可児家は近世を通じて藩の御用商として白杵藩内の商家の最上位に位置づけられる存在であった。可児家の店舗は西棟と東棟の二棟が壁を共有して並立するもので、西棟は慶応4年(1868)の祈禱札が残されていることから、このころの建築と判断されるが、東棟は明治10年(1877)の棟札があり、東棟と西棟の建築年代が異なるようである。しかし両棟とも、外観・内装ともに江戸期の大店の風情をよく残し、現在でも建物に大きな変更を加えないまま、当時のまま営業を続けている。小手川酒造は幕末期の創業で、「小手川酒造蔵」は1860年代の建築とされ、醸造の盛んな白杵でも最古の醸造用建物である。

○農家・漁家建築

現在、農家・漁家建築については、『白杵市史(下)』の編纂時の調査で、農家1棟が近世の建築であることが確認されている。これは望月地区の「末広英次郎宅」で、白杵市景観条例による保全建物の指定を受けている。2棟を横に連結させる珍しい形式で規模も大きく、文久2年(1862)の建立とみられ、安政4年の棟札のある土蔵も敷地内に残されている。市内で確認される唯一の近世農家建築であると同時に、内装が一部近代的に改装されているものの、近世末期の老百姓の生活様式をよく伝えるものである。

2. 近代期の建築物

○寺院建築

白杵地域の寺院建築のほとんどは近代の所産である。これは白杵地域の寺院が旧城下町域に集中し、近世の寺院建築は町屋建築とともに西南の役の際の戦火で焼失し、その後に復興されたケースが多いため、明治10年以降の建築ではあるものの、近世期の建築技術がよく残っている段階のものであるため、一見、近世の建築とも見え、白杵城下の歴史的景観をよく保つ景観要素ともなっている。例として平清水地区の光蓮寺本堂、龍原寺本堂、見星寺本堂などがある。白杵城下町の典型的歴史的景観を見せる「二王座歴史の道」沿いの各寺院は、平成期に本堂や庫裏の改築を行っている。

○神社建築

市内の神社建築のほとんどは近代以降の建築である。その理由として明治9年(1876)および明治39年(1906)の政府による神社合祀(神社合併)の影響が考えられる。

白杵地域では福良天満宮本殿と拝殿が大正13年(1924)の建築と考えられ、その間に同じ時期に建てられた申殿と渡り廊下がある珍しい形式である。白杵城西の丸跡の護国神社本殿および拝殿、舞殿はいずれも明治11年(1878)以降の明治期の建立である。「白杵護国神社神楽殿」

(市有文)はもともと拝殿であったと考えられるが、後年に橋掛、北面壁が設けられたことによって舞殿として機能するようになったものである。なお、護国神社本殿前の園池は旧藩時代の藩主邸庭園の一部を改変し、再利用したものである。また、市内に残る拝殿の多くは近代から現代にかけて改築されたものである。

野津地域には明治期に優れた宮大工がいたとされ、現在でも「龍章彫刻」を残す神平神社本殿など、明治初年に建立された本殿建築を見ることができる。

○町屋・農家建築等

市内に残る、「古家」とされる住宅のほとんどが明治～昭和初期に建築されたものである。

白杵地域の和様建築の商家建築のほとんどは2階の天井高を高く作るもので、明治末年以後のものであるが、中には「ツシ2階」と呼ばれる、2階部分の天井高の低いものも多くみられる。国指定登録文化財で平清水地区に所在する「斎藤家住宅」はもと酒造家で、改修の際に外面の板壁を腐食防止のためのベンガラで塗装に復し、当時の平清水地区の商家意匠を継承している。旧城下町エリアには大正年間に流行する3階建物(景観保全建物「伏見屋主屋」など)、も数棟みられ、幕藩体制が終焉して家作規制が廃止された後、白杵の商業活動がさらに活発化して商人たちが自分の富の証としたものであろうと考えられる。

個人の住宅としては、白杵地域には、国登録文化財で明治期の建築である「高橋家住宅主屋」(現在、レストランとして活用中)があげられる。明治期に北海部郡長の官舎として建てられたとされ、現在の所有者が外観を維持しながら居住している。また、「旧山木歯科」、「釘宮家住宅」が二王座地区にあるが、前者は擬洋風建物、後者は和風家屋に擬洋風居室を付属させる和洋折衷建築である。このほかにも大正から昭和にかけて旧城下エリアでは和洋折衷住宅建築がいくつか残されており、比較的旧城下地域住民は経済的に豊かで、先取の文化性を持った者が多かったことを示している。

また、特筆すべきものは、明治35年(1902)に建築された、国登録文化財の書院・居間・台所・土蔵・門・塀からなる「稲葉家別邸」である。明治4年(1871)に新政府から東京居住を命ぜられた旧白杵藩主稲葉家が、東京から白杵に来訪するときの宿舎として、また、稲葉家の諸財産を管理する施設として、白杵の旧藩士有志の出資により建てられたこの別邸は、戦後に料亭となって内装の改変を受けたが、外観はほぼ当時のままの姿である。戦後に土蔵や楼閣建物が移築、破却され、敷地の一部が売却されたりしたことにより規模は縮小したが、明治新政府成立以後に旧藩主家がどのように旧支配地に受け入れられていたかを知る資料である。

このほか白杵湾沿岸部・市内内陸部には、実数は把握していないものの近代の農家・漁家建築が数多く残されている。大浜地区の渡辺邸はもともと地元の漁家を改修・再生したものであるが、海岸段丘地形を生かし、1階部分を倉庫とし、2・3階を居室部分にする建物で、平地部の少ない白杵湾沿岸地域の、汀線に近い位置によくみられた構造である。農家建築は市内の随所にみられるが、漁家と同じく世代交代とともに建て替えや除却が進みつつある。近代の農家建築は、野津地域ではいわゆる「田」の字型の間取りを基本とするものが多いが、後世に増改築により部屋数を増やす例が多い。

祇園洲地区の白杵川河口沿いの旧三の丸外縁部は、廃藩置県以降に埋め立てられて、市内・市外の富裕層の別荘地として利用されるようになった。現在でも白杵出身の元大蔵大臣、山本達雄の別邸「山海荘」建物が残されている。その対岸の諏訪地区には、荘田平五郎の盟友で海軍軍医総監(軍医中将)を務めた河村豊州の別邸主屋が残されているが、これらは旧藩主稲葉家にまつわる建物であるとされている。今後の調査による解明が待たれる。

○産業施設

本市には、近代期より始まった造船業や大規模な醸造業など、地場産業の展開を物語る施設が今も市内に残されている。

・醸造施設

醸造業施設には、味噌・醤油などの醸造調味料製造施設と、酒類の醸造施設がある。江戸幕末期に遡り、酒の貯蔵庫として明治初期に建てられた酒蔵が旧城下に残されており、現在は本市が「久家の大蔵」として管理し、市民の創造活動及び交流の場として活用している。野津地域には明治初期創業の藤居酒造の酒造施設がある。

・造船関連施設

本市で近代的な造船業が始まったのは明治41年(1908)、下ノ江地区に近代的な造船所が設立されたのが始まりである。第一次大戦による需要拡大で従来の和船から動力船の受容が高まる中、大正8年(1919)、中須賀地区にも焼玉エンジンを併せて製造する造船所が設立される。戦中から戦後にかけて大小の近代船造船会社が起業して、造船業が白杵の基幹産業となっていく。近代期の建築遺構は残されていないが、造船業の勃興を物語る建築物として、下ノ江地区には擬洋風建築である造船所の事務所棟がある。

現在の中須賀地区には、かつてこの場所にあった造船所社長の自宅が残されているが、大正13年のこの建築は大正期にみられる開放的な数寄屋建築で、現在は別会社が本社屋として活用している。

・鉄道施設(駅本屋)

こうした地場産業を支えたのは、明治期から昭和期に整備された交通網である。ことに大正4年(1915)に鉄道線である国有鉄道佐伯線(現:日豊本線)が白杵まで延伸し、翌年には佐伯町(当時)まで開業したことにより、陸路を通した物資や人の交流が盛んとなった。白杵地域には開業時の大正4年に白杵駅・下ノ江駅が、大正6年(1917)には上白杵駅、大正9年(1920)には熊崎駅が相次いで開業している。このうち下ノ江・熊崎・上白杵の3駅には、開業当時のままの外観を保つ木造駅本屋が残されている。これらには地元のまちづくり団体や地域団体がその活動に使用しているものがある。なお、このうちで最も保存状態がよいのは下ノ江駅で、本屋に付属する宿直施設、列車閉塞電信柱の一部が現存し、開業当時の鉄道職員の勤務状況をほうふつとさせる良好な状態である。

3. 中世以前の土木構築物

地上に残る遺構について紹介する。

○古墳

現在、本市に残る最も古い土木構築物は古墳の墳丘である。市内の古墳は佐志生地区黒島に5基、芝尾地区に5基、稲田地区に3基が現存する。平成9年までは下中尾地区に1基が残されていたが、急傾斜地対策工事のための緊急発掘調査により記録保存ののち、消滅した。中でも稲田地区の墳長89mの前方後円墳である県史跡「白塚古墳」、芝尾地区の墳長68mの前方後円墳である。国史跡「下山古墳」は豊後海部の首長墓、あるいはこれに準ずるものとされる、県下でも特筆される古墳である。黒島の古墳はいずれも径15m程度に復元される小円墳だが、2号墳には結晶片岩を使用する白杵市内唯一の横穴式石室がある。これらの古墳はすべて地山削り出しにより造られたものとみられる。

なお、市内の弥生～古墳期の集落遺跡から石製穂摘具が出土していることから、谷場にこの時期の水田遺構が存在する可能性があるが、市内での古代水田跡は未発見である。

○城郭

中世段階の土木構築物としては、城館がある。小領主(地侍)による開発村落の連合体である野津地域には、各小領主が開発の際に村落の防衛拠点として築いた山城が少なくとも9箇所確認されている。中でも王子地区と川登地区にまたがる王子ヶ城は、周辺の複数の村落が共同して築いた山城と思われ、複数の平場と堀切を組み合わせた野津地域最大の山城遺構である。これに対して白杵地域は、もともと白杵荘として有力階層が広範囲にわたって基幹となる開発を行ったようで、野津地域の開発過程とは異なり、白杵地域全体にわたる比較的強力な支配力を持った階層が開発を担っていたと考えられる。12世紀末までは大神系白杵氏、15世紀からは大友系白杵氏がこの任にあたり、この拠点としての山城は大友系白杵氏の拠点である江無田地区の西山上の水ヶ城しか確認されていない。この水ヶ城も旧豊前地域の佐田城や佐伯地域の榎牟礼城といった大友家国衆クラスの領主の城と比較すれば極めて規模が小さい。一方で弘治2年(1556)に大友宗麟が府内より白杵に拠点を移した際に築いた県史跡「白杵城跡」(丹生島城)は、大友家歴代最大の城郭遺構である。大友時代の地上遺構としてみることができるのは、城の西面にあたる城道である「古橋口」の鏡坂切通しとこの沿道にある武者隠し状遺構である。

また、野津地域にはいまだに、いわゆる方形単郭の、中世の小領主居館の土塁と敷地を囲繞する堀が残されている場所がいくつかあるが、白杵地域は昭和51年の発掘調査で確認された「栗山城跡」が残るのみである。

4. 近世期の土木構築物

近世の土木構築物には、城館、道路、橋梁、水路・ため池、堤防、堀切、水田が地上遺構として残されている。これらは先述した「灰石」を素材として築くものが多い。以下の解説は本節2項と重複するところがあるので、簡潔に紹介する。

○城館の石垣・土塁・堀

文禄3年(1593)の大友氏豊後除国後、その支配拠点であった白杵城跡にはすぐに織豊系大名(太田氏)が入城し、曲輪の石垣化と瓦葺建物による、いわゆる「織豊系城郭化」が図られる。この段階での遺構が「灰石の文化」でも先述した天守台石垣である。慶長5年(1600)に入城した稲葉氏は太田期の城郭の再整備をはかり、石材を灰石に統一した石垣、石垣で護岸する堀とい

った土木構築物を建設する。この多くは現在でも県史跡「白杵城跡」に残されている。

白杵藩でもいわゆる江戸幕府の一国一城令により、慶長20年(1615)以降、中世以来の城郭は白杵城を除いて廃棄された。野津地域においては村落支配にあっていた地侍の方形単郭の居館が村落ごとにあったが、大友時代の地侍がそのまま村役人としてひきつづき在方支配に当たる例が多く、これら中世の地侍居館は村役人屋敷として、建物の改変はあったと思われるが、土塁や堀などはそのまま使用され、笠良木地区の白杵邸、寺小路地区の平山邸にその痕跡を見ることができる。都原地区の池原遺跡、千塚地区の藤原遺跡などに遺構として現在も残されている。

一国一城令下の江戸時代であったが、正保元年(1644)には藩主の連枝のために白杵城の南に位置する海添地区のラグーン(五味浦)を埋め立てて居館が造られる。のちに「米山邸」とよばれるこの連枝屋敷は、幕末までに柵形小口を正面に持ち、周囲を水濠で囲む方形単郭の陣屋造りの屋敷であった。現在、屋敷の内部は分譲宅地化されて当時の面影をとどめないが、北側・西側濠の一部と、北側濠に面するチャートを用いた石垣が今に残る。

○道路

本市全域において、「トノサマミチ」と地元で称されていたり、史料に現れる街道・間道が今に残されており、中には里道、市道として改変を加えながら現在も活用されているものがある。

白杵地域では、久木小野地区に一部石畳舗装を行う「殿様道」、田尻地区から大在方面へ越える「府内城路」、海添地区から津久見方面へ越える「佐伯城路」(棧経由の新道と、平原経由の旧道)、白杵から野津方面を経て竹田へ向かう「岡城路」といった基幹道路のほか、市内の処々に近世の生活道路の名残である里道が残されている。

最もよくその風情を残しているのは、白杵地域の一ノ瀬地区から野津地域の都原地区に通じる通称「トノサマミチ(殿様道)」である。総延長約●kmの「トノサマミチ」は、白杵―野津間の街道で、明治初期までには「白杵往還」と呼ばれた道路の一部である。現在の国道502号線に並行したルートをとるが、「トノサマミチ」は一ノ瀬地区より丘陵上に登って、その尾根を通過して都松地区に抜ける。沿道には康永2年建立の県有文「芝尾板碑」や、慶長5年(1600)の白杵城合戦の際の岡城主中川秀成本陣跡である「古陣」など、この道が中世から使用されていた可能性を考えさせる文化財も分布している。江戸期には主要交通路であったこの街道も、明治以降に一ノ瀬地区から丘陵裾部の低地ルートへの新道が開通して以来、人や物資の往来は新道へ移行して、この新道が自動車両の往来にふさわしい道路へと改良を進めつつ、現在の国道502号線となっていく。旧白杵往還道は、現在は林道として利用されている箇所もあり、幅員は近世段階より拡張されて現存している。

また、旧城下の町八町・二王座では、近世以来の街路が幅員と位置を全く変えずに残されている。この中には大友期の街路に遡るものもあることが注目される。

・橋梁

本節2項で説明したとおり、本市内には近世の建設による石橋が残されているが、木橋は残されていない。石橋には桁橋と拱橋(アーチ橋)とがある。このうち本市で最も古いのは寛延元年(1748)竣工の県史跡「白杵城跡」の構成要素でもある「古橋」である。このほか近世の石造アー

チ橋として田尻地区に市有文「通の車橋」、先述した野津地域の「虹澗橋」、同じく西神野地区の市有文「間戸の水車橋」がある。石造アーチ橋はいずれもスパンドル・ブレードアーチ橋で、白杵藩内では全国に先駆けて、西洋式の架橋技術が確立されていることがわかる。

○水路・ため池

近世の人工水路には、農業用水路と都市下水路といえる城下町内の下水路がある。両者とも位置や流路は当時のままだが、時代と共に近代化改修されているものがほとんどである。

農業用水路としては、白杵地域の「岩崎井路」が代表的なものとして挙げられる。搔懐地区の白杵川左岸に取水口を設け、家野台地の南裾に沿って家野地区東側の白杵川左岸に達する、総延長約 3 km の農業用水路である。「岩崎井路」の名称が示すように、この水路は白杵藩士であった岩崎雅房・陣房父子が私財を投じて文政7年(1824)に完成させたもので、白杵川河床から高い位置にあり、水回りがよくなかった家野台地南側の水田に通水させることを目的としたものである。総延長の 5 分の 1 程度の距離は、岩盤を隧道で通しており、近年までその状態をよくとどめていたが、最近の近代化改修に伴って隧道の半分以上が原形を失い、当時の面影を留めるのは、家野台地東南裾部の開渠部分のみである。なお、搔懐地区の取水口付近にはこの水路建設のいきさつを刻む「岩崎渠碑」が残る。また、白杵地域の市浜・新地・江無田地区の延宝7年(1679)に開発された水田に通水させる水路網は、この水田開発に伴って整備されたものであり、護岸などは近代改修を受けているものの、路線位置は当時のままである。現在でもこの水路は「百間堀」と通称されており、近世の名残をとどめる。

下水路は旧城下町地区でみられる。ことに浜町地区では酒造蔵の前にある石蓋付きの下水路が近世段階の様相をよくとどめている。白杵城下町は総面積の五分の二程度が水面を埋め立てて造成されたもので、雨水のほか、周辺の丘陵地帯から流れ込む水、造成地の下からの湧水を排水する必要があった。このため城下には網の目のように下水路をめぐらせている。また、城下の埋め立てが進むたびに、旧来の陸地縁部と新規造成地との間には必ず下水路を設けるようにしており、城下内の下水路網位置を分析していくと、近世以降の市街地の埋め立て過程を把握することができる。

ため池も農業用水確保のために造られたものである。地元では「ツツミ」と呼んでいるが、谷を堤防で塞いで水を溜めることから、このように呼ばれるようになったと考えられる。市内の処々に見られるが、整備時期については調査が及んでいない。近世の所産と考えられるものは、前田地区の白馬溪にあるため池で、この水源を利用した天保5年(1833)の白馬溪整備のころには存在していた可能性がある。

○堤防・護岸

現在、近世段階の堤防が当時のままに残されているものはないが、当時の堤防が後世の近代的改修を受けながら現在も機能している例はいくつかある。

河川堤防としては、白杵地域望月地区の「不欠堤」がある。これは、家野台地と望月台地の間で大きく蛇行し、氾濫を繰り返しては家野・望月台地下の水田耕作に多大な被害を与えていた白杵川本流の流路を変更して水流を安定させるよう匹田不欠が私費を投じて整備した河川堤防であ

る。堤防上は近代期に白杵一野津を結ぶ県道として利用されるようになり、交通も活発となったために道路幅を幾度か行い、そのたびに旧堤防の周囲が埋め立てられた。現在は片側 2 車線の国道 502 号線路線敷となっているが、近世の堤防遺構がこの中に形状を保って埋蔵されている可能性もある。

海岸堤防については、弘化4年(1847)段階では沿岸集落の護岸堤防はあるが、防波堤防はまだ発達していないことが「白杵領内沿岸図」からうかがえる。また、地元で「ハソ(破磯)」と呼ばれる突堤も中津浦集落に描かれるのみである。これらは後世の港湾整備等で改築され、近世段階の堤防を地上遺構としては見ることができないが、台場外周護岸の目的で造られた洲崎台場(将棋頭台場)の石垣は、30cm四方の規格的な築石を布目に整然と積むもので、当時の海岸堤防構築技術の一端を垣間見ることのできる遺構である。

○掘切

16世紀末に豊臣秀吉が、拠点城郭と都市を堀や土塁で囲む、いわゆる「総構」を確立すると、それから17世紀前半にかけて全国で総構を有する城下町が建設される。白杵城下も同様で、慶長5年に稲葉氏が白杵に入り、白杵城の改修を行うのに並行して、白杵城下の総構化がはじまる。

白杵城下の総構化は、北・西・東の三面を海に囲まれ、唯一鎮南山系裾部の丘陵と陸続きであった本丁一二王座一塩田地区にかけて堀切を通して城下南側丘陵との分断をはかるものであった。この堀切工事ではかなりの土砂が排出されるが、二王座台地特有の赤や緑の大粒のスコリアが多く混じる黄色ローム土が城下低地部の整地土に使用されており、堀切工事の排土が城下整備に有効活用されていることがわかる。

正保期(1640年代)作成の城下絵図にはこの堀切が明確に描写されているものの、延宝期(1670年代)の城下絵図にこの堀切は描かれず、その位置が侍屋敷などに転用されて描写されているところをみると、延宝期には城下を総構にする意識はなくなっているようである。この幅約25mの堀切の痕跡は、一見、自然谷と見間違えるほどの状態で月桂寺墓地周辺に残されている。

○水田

昭和期から平成期の耕地区画整理事業がほぼ全域で完了した野津地域では、近世段階に整備された水田を見ることはできなくなった。白杵地域でも農業地帯である白杵川・末広川中流以西、熊崎川流域ではやはり耕地区画整理が進み、近世の水田遺構はほぼ認めることができないが、わずかに江無田地区、深田地区の水田の一部に近世の水田遺構が認められる。

深田、福良地区低地部の水田は、17世紀になってラグーンを埋め立てて造成され、井村・江無田・新地・市浜地区の河口部についても、17世紀後半の干拓事業によって開発された新田である。井村新田は白杵地域でも最も広大な一団の耕作地として機能しているが、近代の耕地区画整理により近世の面影は消えている。江無田・新地・市浜の新田は昭和40年代までそのよすがを残していたが、現在は宅地開発されており、先述した水路がその名残をとどめるのみである。

5. 近代期の土木構造物

近代期の土木構造物としては、道路・鉄道に伴う施設である線路・橋梁・隧道、農業用水路・ため池、上水施設、港湾施設、鉱工業施設、防衛・軍事施設がある。明治期に入り、国家が西洋諸

国に並ぼうとするなかで、西洋諸国の先進技術が臼杵にも導入されるが、その建設の過程においては地元で古くから培われてきた技術が活用される事例もみられる。

○道路

明治9年(1876)の太政官布告により「国道」が定められ、大正7年(1918)の「(旧)道路法」により、国道・府県道・群道・市道・町村道が定められ、全国的に道路交通網が次第に整備されていくが、海に面した臼杵地域では沿岸地域への交通・物流は小型の船舶が用いられていたために、自動車両通行できる道路整備は、内陸部の野津地域より若干の遅れをとっていたようである。

野津地域には「日向往還」と呼ばれた、府内(大分市)を発し、宮崎に至る中世以前からの幹線道路が通っていた。当初は野津地域の西端にある西寒田の一部を通過する経路であったが、明治35年には野津地域の中央を縦貫する国道36号線として、当時でも9m程度(三等国道:幅員5間)の幅員を持つ堂々たる道路として整備された。この道路は現在の国道10号線の母体と言えるもので、佐伯市へと越える急こう配でつづら折れの中ノ谷峠旧道(本道は中ノ谷トンネルで通過)が、「中ノ谷(なかかたに)こそ泣く峠」と里謡に謳われた当時の面影を残している。

臼杵地域では明治39年(1906)、中世以来の水深の浅い臼杵川河口の港湾施設が、喫水の深い鋼造蒸気商船の登場とともに機能が低下したことを受け、旧城下から郊外の下り松地区まで、海水面を築堤状に埋め立てて直線道路を建設し、下り松に新たな築港を整備した。この道路は大分県費により建設され、臼杵城跡下の辻地区から下り松築港まで約1.5kmの延長を有するものであった。この道路の開通直後から道路の両脇が埋め立てられ、臼杵城跡南側には商店街があらたに形成された「港町」と呼ばれている。この商店街を貫く道路は、明治当時から位置と幅員をほぼそのままに保っている。

○線路

大正4年(1915)に国有鉄道豊州本線が大分駅から臼杵駅まで延伸し開業した(佐伯までの延伸が計画されていたこの路線は佐伯線と仮称されていた)。この路線は佐志生地区から大泊地区にかけて敷設された。現在でも当時の線路敷の位置に線路が敷設されているが、敷設当時の枕木やレールなどの軌道設備は残されていない。市内で最も規模の大きな臼杵駅も、昭和59年(1984)に貨物取り扱いを廃止して以来、構内の貨物側線等は撤去され、その一部は臼杵市に売却され、臼杵市臼杵学校給食センターとなっている。

先述したように開業当時の軌道設備は残されていないが、開業から約一年間、臼杵駅が佐伯線の終端駅として機能していた時期のみに使われていた引上線(終端駅で列車の折り返し運転をする際に、列車入れ替えのために駅ホーム位置から移動させて留置させておく線路)の跡が地割として臼杵駅構外津久見駅方に残っている。

○橋梁

・道路橋梁

道路橋としては、石橋、ことに石造アーチ橋が市内に多数残されている。明治期に入ると熊本の石工、岩永家が政府に雇用されて、西洋技術を学びつつ、日本の近代的石橋構築技術を確立した。こうした日本近代期の石拱橋の特徴として、築石石材を正方形に規格的(間知)に切りそろえ、

布積に積む技法があげられる。石造アーチ橋については本章 4 節 2 項ですでに述べたので省略する。

道路橋で特筆すべきは、本章4節2項でも紹介した明治35年(1902)に野津川に国道 36 号線橋梁(現 国道10号線)として架けられた鋼板桁橋である県有文「明治橋」である。明治橋は橋長 32.5m、幅員 5.2mの 2 連鋼板桁橋で、日本に現存する鋼板桁橋(プレートガーター)道路橋としては 2 番目に古い、現在も使用されているという点においては日本で最古の事例であり、貴重な資料である。床板は連続山形となる鋼板の上にコンクリートを打設して一体をなす合成床板で、現在、高速道路などの合理的床板として着目される合成床板の先駆けともいえる存在である。施工は大阪鉄工所であるが、鋼板は日本では製造技術が未熟であったためか、イギリスの Dolman Long 社製の製品を使用している。

白杵地域では福良地区の小河内川にかかる昭和初年の建設である「土橋」が、コンクリート桁橋として最古のものである。現在、昭和初期のコンクリート橋梁架け替えが進み、この「土橋」以外に存在しない。平清水地区と市浜地区の間の白杵川に架けられる万里橋は、昭和33年(1958)に架橋された鋼板桁橋であるが、橋長約119mという規模は、当時の大分県の永久道路橋梁としては2番目の長さを誇り、昭和30年代の最新の技術を適用して架橋されたものがほぼそのままの構造と形状を保って残されている点で貴重な事例である。

また、市内には、簡便な渡河橋として明治期から「沈み橋」と呼ばれる沈下橋が数多く造られた。現在では通過時の危険防止や防災の観点から架設橋に転換されてほとんど残されていないが、集落間交通には欠かせない、近代期の白杵の生活を支える存在であった。現在は末広地区にコンクリート製沈下橋が残されていることが確認できる。

・鉄道橋梁

鉄道橋梁は、市内に河川橋梁・水路橋梁が約20か所設けられている。河川橋梁は、すでに末広川、白杵川橋梁のように PC コンクリート製に置き換えられているものもあるが、海添川橋梁のように、桁、橋脚、橋台ともに佐伯線開通時の状態を保っている極めて貴重な事例がある。この海添川橋梁は4連ボックスガーター橋で、橋台と橋脚は煉瓦積である。ボックスガーターの鋼板表面には「England Middlesbrough Dolman Long」の銘が陽刻されており、この時期にあっても明治橋と同じ「Dolman Long」社製品を使う必要があったという当時の日本の鋼板製造技術の状況を物語る。

このほか桁は後代に交換された可能性があるものの、橋台が開通時以来の煉瓦積のものを4か所で確認している。海添川橋梁を含め、橋台・橋脚の煉瓦は「イギリス積」が一般的だが、藤ノ尾川橋梁の橋台のみ、フランス積であることは興味深い。なお、国有鉄道の橋脚が煉瓦積みからコンクリート潜函工法による建設に代わるのは、大正初年のちょうどこの佐伯線の津久見川橋梁を端緒としている。

○隧道

・道路隧道

現在の道路隧道はすべて昭和 20 年代以降に建設されたものである。現存最古の事例は昭和

28年竣工の、延長208mの「深江・柿の浦隧道」である。現在は令和元年に新隧道が開鑿されて廃止されているが、内面素掘りの、開通当時のままの姿で残されている。

・鉄道隧道

鉄道隧道は市内に10箇所あり、後代の改修を受けた板知屋トンネルを除き、トンネルポータルが開業当時のままの煉瓦積で残されている。これらは昭和47年から49年(1972~74)に行われた幸崎—南宮崎間の電化工事の際にも架線設置のための天井かさ上げが行われなかったものとみられ、今なお開業当時の状況をよく伝えている。

中でも佐志生トンネルは中央構造線を縦断する1432mの延長を持つものであるが、地質的に極めて複雑な中央構造線を南北に縦断することから、工事には3年以上を費やし、判明しているだけでも二十数人の犠牲者が出たという、佐伯線随一の難工事により完成したトンネルである。プレートテクトニクスはおろか、中央構造線という概念がなかった大正初年にこれだけの地下構造物を建設したことは驚きに値し、当時の技術者たちの労苦しのぶモニュメントでもある

○農業用水路・ため池

市内の農業地域内の河川上流に、昭和後期に灌漑ダムが造られるようになるまで、農業用水はため池や河川上流側から引かれていた。灌漑ダムとここから取水する灌漑用水路が敷設されたのちには、多くの旧水路が廃止となった。

現在、近代の所産である農業用水路として残存が確認できるのは、武山地区から搔懐地区へ送水する開渠式用水路である。取水は武山地区の白杵川流路内に堤体を設けて通水するようにしている。

○上水施設

白杵地域に上水道が敷設されたのは昭和11年(1935)のことで、水源は野田地区の深さ20mほどの井戸で、当時、濾過せずに飲用に適するというよい水であった。この水源は現在も豊富な水量を保っており、十分に使用に耐えている。この水源は「野田水源地」と呼ばれ、上水道開通当時の水源井戸は小高い築山の中にあり、当時、公園として一般に開放されていた同水源地のモニュメントとなっていたが、現在、この築山は失われているが、当時の水源井戸やポンプ室建物、自家発電室建物が当時のままに残されている。

野津地域の上水道事業は、戦後の昭和29年(1954)に簡易水道設立総会が行われたことに端を発し、昭和54年(1979)の取水・濾過池や導水施設などの上水道施設が完成し、その後、第一次拡張を経て生活用水を河川水に頼っていたが、平成13年竣工の第二次拡張によってダムの水利権を得て、河川に放流されるダム水を利用できるようになっている。

○港湾施設

先述したように、白杵地域旧城下にあった河川港は、近代になって船舶の大型化に伴う荷扱いの増大などに対応できなくなり、明治24年(1891)年から白杵商談会を中心として新たな築港計画を持つに至った。この新築港は旧城下から約1.5km離れた下り松地区に「波止(防波堤)」を設けて港湾とするもので、明治39年(1906)2月に完成した。しかし港内の干満の差が激しく、完成当時は干潮時で水深が1.06m、満潮時でも2.12mしかなく、100トンを超える深い喫水の船は

港外に停泊を余儀なくされ、乗船・荷役は、はしけによっていた。当時の防波堤遺構は現存していないが、堤防突端の岩礁上に設けられた灯籠状の灰石製灯台が、明治期の唯一の遺構として残されている。

明治期の防波堤など築港土木施設は石材で造られていたようであるが、昭和7年～15年の改修工事で新たに防波堤灯台が設置される際に、防波堤もコンクリート製に改められたようである。このコンクリート製防波堤は現在も一部残されている。

○鉱工業施設

・鉱業施設

白杵地域では、鎮南山系でチャート、マンガン鉱等の露頭がみられることもあり、戦前にはこれらの採掘が行われていたこともあった。長期間の操業は行われてなかったため明確に鉱山施設等の遺構とみられるものは現在確認されていないものの、マンガン鉱採掘が行われていたことが判明している風成地区の山上の採掘場所で、索道施設の一部とみられるコンクリート製の架台が確認されている。

野津地域では昭和13年(1938)年に、土壌改良剤、ガラス原料、製鉄時の溶解剤に使用される苦灰石(ドロマイト)層が発見され、採掘操業が開始された。野津地域にみられたドロマイト鉱山の多くは閉山しているが、水地地区には現在も採掘坑道とズリ棄て軌道橋梁が操業時のまま残されている。坑道内にはトロック軌道が残されているなど、ドロマイト採掘作業の状況をよく理解できる。

・工業施設

下り松地区、下ノ江地区に所在する造船施設は戦前から操業しており、構内に近代期の土木施設が残されている可能性があるが、現在のところ明確に確認されていない。下り松地区の白杵造船所(旧:白杵鉄工所)の西側の海添川左岸には、骨材に砂利を多用するコンクリート製の橋台が残されており、対岸にも橋台痕跡らしきものがある。昭和15年に完了した白杵港の改修に伴う浚渫土砂を使用して、現在の白杵造船所位置に白杵鉄工所第二工場が建てられた際に、市街地との連絡用に架橋されたものと考えられる。一方、後述のように県史跡白杵城跡の地下に軍需指定を受けて設営された当時の第二工場で製造された高射砲弾製品の運搬用に架橋されたものである可能性も考えられる。いずれにせよ戦中の状況を物語る土木構築物遺構であることは確かである。

中須賀地区は、白杵鉄工所(のちの同、第一工場)が大正8年(1919)に中須賀地区に木造船建造と焼玉エンジンの専門工場として設立された場所である。現在はフドーキン醤油の工場が設置されており、当時の船台などの土木施設は残されていないが、周囲の石垣は白杵鉄工所創設の際に築かれたまま残されており、当時の様子をしのばせる。

○防衛・軍事施設

大正9年(1920)から陸軍の施設である豊予要塞が日豊海岸一帯に整備され、昭和15年(1940)の要塞地帯法改正により砲台から半径15km以内を要塞地帯とすると規定して以来、白杵地域はほぼ全域にわたり、「豊予要塞地帯」と指定され、スケッチや写真撮影、出版物への風景写真

等掲載をはじめとする市民生活への規制が行われるようになった。

市内に豊予要塞関係の主施設である砲台や観測所などは設置されなかったが、白杵でも太平洋戦争末期には白杵湾が海軍艦隊の終結地となっていたり、豊予海峡に米潜水艦が頻繁に侵入したり、時には空襲を受けることすらあった。ことに昭和20年に入り本土決戦の可能性が高くなると、これに備えて民間の防衛施設や軍事施設が白杵にも設置されることとなった。こうした施設には防空壕、地下工場、飛行場などがある。

・民間の防衛施設—地下壕など

昭和12年(1937)に『防空法』が制定され、同16年の改正で都市計画として計画的に防空空地が設けられるよう定められた。白杵町においても、掛町の町屋の一部を強制的に撤去して唐人町通りを白杵川まで貫通させた。現在もなお当時のままこの防空空地は残されている。

防空壕は地域住民が地区ごとに設けた壕が市域全域に所在する。本市はわずかな低地のすぐそばに阿蘇溶結凝灰岩台地が迫る地形であったため、宅地の地下に設ける縦穴式地下壕ではなく、空襲火災の際に危険性が少ない、集落や町場の崖に設けられる横穴式防空壕が主体であった。横穴式地下壕は地盤陥没等の危険防止のため平成17年以降の特殊地下壕対策事業により埋め戻しなどの対策が施されており、完存する例は減少している。その中で平清水地区の横穴式防空壕は2ブロックからなり、18室の退避室を有する、民間防空壕としては県下でも最大規模の施設で、現在は管理者が安全対策を図ったうえで一般公開している。

・地下工場跡

昭和20年2月23日に閣議決定された『工場緊急疎開要綱』の「方針」は軍需工場を、「計画的、系統的ニ工場疎開ヲ徹底実施スルモノシ効果的ニ分散、地下移設等ノ方法ヲ講ズル」とし、空襲被害を避けて過疎地に移設するか、地下への移設を講じさせるものであった。このため当時の白杵町で軍需工場に指定されていた造船所の第二工場と、川棚海軍工廠の管掌下にあった二王座地区の鋼板工場は、それぞれ工場を地下に移設するため、造船所第二工場は、当時「白杵公園地」と呼ばれた県史跡白杵城跡の地下に、直径4mほどの基幹壕4本と連絡壕を、鋼板工場は二王座台地に一室2坑口の作業壕をそれぞれ設営した。

白杵鉄工所の基幹壕は、白杵城跡地下の東西方向に1本、南北方向に2本、南西—東北方向に1本の計4本が造られていることが平成17年の特殊地下壕悉皆調査で確認された。内陸に面する側は坑口を狭くし、海に向く側は坑口を広くするもので、当時の関係者の記憶によると基幹壕内には軌道が敷設され小型機関車が運搬にあたる予定であったとのことである。平成17年に実施した壕内調査では、壕の底面に軌道枕木を埋め込むための溝が一部に掘られていることを確認している。

鋼板工場は、魚雷のノーズコーンの製作にあたっており、この作業場として地下壕を使用する計画であった。作業壕は坑口は90cm四方程度だが天井高が3m近くあるもので、その上部には二王座地区住民の避難壕が設けられていた。

・飛行場跡

本土決戦に備え、日本陸海軍は本土上陸を敢行する連合軍艦船に対して航空攻撃を密に行う

ため、昭和20年には既存の航空基地の整備強化を図るとともに、同年6月より緊急に簡易飛行場と類別される航空基地を設営することとした。豊予海峡に面して、連合軍艦船の進撃が予想される臼杵地域にも、同年6月に海軍簡易飛行場(「六九四基地」)が置かれることが決定し、7月より設営にかかった。家野地区に設営されたこの簡易飛行場は600m×30mの滑走路(砂利舗装)1本と地下通信室を有する最も簡便な施設で、用途は「発進用」とされ、搭乗員の帰還が前提とされない特攻専用基地であった。

・用途不明壕

下ノ江地区海岸際にあり、形状から軍施設壕の坑口とみられるが用途不明のもの。

6. 小結—建築物・土木構造物と歴史的景観

以上のように、市内には近代以前に建築・築造された建築物や土木構造物が数多くある。これらは本体だけでなく、それぞれが一体となって自然地形と共に「歴史的景観」を構成し、本市の歴史的特性を日常生活の中でごく当たり前に感じさせるものである。言うならば本市の中で暮らすということは、常にその歴史を体感しながら生活できる、ということでもある。

いままで臼杵の「歴史的景観」といえば、近世の臼杵城下町景観のみでとらえられることが多かった。しかしこのように市域全体にわたり、自然環境と人為的構造物が一体となってそれぞれの土地のなりたちや特性を「歴史的景観」という形で見せてくれている。その「歴史的景観」を例えるなら、構成要素の中に先述した、「灰石」を多用した石橋や石垣といった構造物と、その「灰石」自体を切り出したであろう阿蘇溶結凝灰岩露頭が一体となったものであったり、いまでは都市化している区域を流れる水路を上流までたどっていくと、途中に谷水田があり、その先にはため池があって水源となっていて、かつてはその流域が水田であったことを想像させたりする。また古くは、「古墳」が常に海に面した位置に築かれ、海と共にこの地域の豪族が成長していたことを理解できたりする。

この臼杵が長い時間をかけ、近代化をするにあたってどれだけの人々がどのような知恵と努力を発揮してきたかを、視点さえ与えればリアルに体感できる資源に恵まれているのは確かである。

それは人々の生活を豊かにする幸福な景観でもあり、ときには多くの苦難とともに人々が生きた証としての景観でもある。

(5) 今に息づく、祭礼と芸能、武芸

1. 伝統的祭礼・生活行事

伝統的祭礼行事は、神道・仏教の祭事に伴うものとして古くからとり行われてきた諸行事で、平成初期の『臼杵市史』『野津町誌』編纂時は地域の伝統行事が数多く紹介されているが、過疎が進み、行事の継承者が少なくなった現在は、主に神社祭礼とそれに伴う神幸行列、火祭り、神楽などが、仏事としては法要のほか、寒行、流れ灌頂などが伝承されるのみである。これらも継承団体のみでの伝承が極めて困難な状態にある。なお、神事・仏事に伴うものでも、地域芸能としての性格の強いものについては、②の伝統的芸能の項に記載する。

・神幸行列

神幸行列は、産土神である祭神がその氏子が居住する地区を巡って神威を示し、氏子と交歓することを目的としたもので、年に一度行われるのが常である。いわゆる「神輿行列」がこれにあたり、神輿が氏子の居住地区を一周し、またもとの神社に戻る事例が昭和期までは見られたが、現在は地区人口の減少により神輿行列を行わない地区がほとんどとなり、さらには神社と氏子組織自体の維持が困難な現状にある。

本市の神幸行列の代表的なものとして、臼杵地域の八坂神社神幸行列(県無民「臼杵祇園まつり」)と、野津地域の中山八幡の「神幸祭」があげられる。

八坂神社は江戸時代末まで「祇園宮」と称された旧臼杵城下の鎮守とされるが、中世段階では臼杵荘一帯の鎮守とされていたとも考えられる。八坂神社神幸の起源は、社伝によれば中世に遡るとされるが、現代のように基本的に長柄槍一鉾車一神輿というスタイルで、八坂神社本宮から海添地区にある御旅所へ行き(渡御)、七日後に本宮に帰る(還御)になったのは、藩主稲葉氏が一時期絶えていた神幸を復活させた寛永20年(1643)以降のことと考えられる。この当時八坂神社神幸は「御浜出」と呼ばれていたが、これは中世段階において本宮のあった二王座地区の神ノ木原から御旅所のあった祇園洲岩ヶ鼻(現在の八坂神社本宮位置)まで神幸行列を行う際に、丹生島西側にあった横浜浦の海中を渡ったことによるものと考えられる。江戸期にはこの横浜浦が埋め立てられたために神幸行列が海中を渡ることはなくなった。この海中を行列が渡る行為は禊と考えられ、この神幸行列は、全国のほとんどの祇園神幸行列がそうであるように、もともとは「ミソギ型」であったことがうかがえる。この神幸は毎年7月に行われる。また、八坂神社神幸行列の最後尾には、旧城下八町住民による「踊り山(車)」2基が続くが、これは祭礼に際して住民が芸能を披露する目的により発生したものであるため、伝統的芸能の項で紹介する。

中山八幡神幸行列は、在町である野津市の東側の丘陵上にある、宮原地区の中山八幡の祭礼に伴うものである。中山八幡の例祭は春季(3月)・例大祭(9月)・秋季大祭(11月)であるが、神幸行列は式年祭で行う。行列の編成は先払い一猿田彦一幡一道行神楽一大幣一神輿一宮司一供奉の順である。神幸は野津市地区を一周する形で、2日間にわたって行われる。

・火祭り

火祭りは虫追い、火伏などの祈願のために行われる行事であるが、現在、近世以来の行事を継承しているのは望月地区で行われる「王の字火祭り」のみである。「王の字火祭り」は、望月地区南側の立石山山腹に幅2m、深さ50cmほどの53個の穴を「王」の字型に配列して掘り、9月(旧暦8月1日より3日間)の夜、穴に詰めた小麦ガラに点火して、新月の闇の中で「王」の字を浮かび上がらせるものである。この行事の発祥については不明だが、地元では火伏のために秋葉社を祀り、その祈願のために始めたとされている。臼杵地域ではほかにも山路、左津留などで同様の行事が行われていたが、現在ではこうした地区での過疎化が進み、この「王の字火祭り」のみとなってしまった。

・神楽

神楽・獅子舞・風流は神事芸能であるが、神道神事において神に奉納される歌舞であるため、祭礼行事として扱う。

神楽は臼杵地域に現在、「三輪流神楽」と「岩戸神楽」の二流が伝承されている。三輪流神楽は現在、県無形民俗文化財に「三輪流臼杵神楽」という名称で指定されており、臼杵地域で単に「神楽」と呼ばれている。正保3年(1646)段階で井村地区の三嶋神社の神主、三嶋氏が祇園社(現：八坂神社)の神楽役に就き、三嶋神社では臼杵で最も早く獅子舞を奉納していることから、三嶋家が臼杵の神事芸能に深くかかわっているようである。三輪流神楽は、幣神楽と通称される採り物神楽であり、舞手は面を着けずに幣・鈴・扇子などの採り物を持って舞うこと、また、禰宜が自ら舞う「返閉」のあることが特徴である。現在でも「三輪流臼杵神楽保存会」や、市立南中学校の「伝統芸能クラブ」が神楽の継承活動を行っている。臼杵地域には昭和35年(1960)まで岩戸神楽が、消滅時期は不明だが近世には湯立神楽が継承されていた。末広地区に継承されていた岩戸神楽の衣装・面は臼杵市教育委員会に寄贈されている。

野津地域の神楽は三輪流(宮流)と岩戸神楽があった。特徴は臼杵地域と同じである。近世には西神野地区の広田氏が祇園宮の神楽役を務め、野津地域の差配にあっていたようである。三輪流は現在、臼杵地域ではその継承が行われており、細枝地区では「細枝神楽」として岩戸神楽の継承活動が地区によって行われている。

・獅子舞

獅子舞は祭囃子に合わせて獅子頭を振りながら舞い踊るもので、魔と厄を払う霊力があるということで伊勢大神楽が近世初頭に全国に広めたとされている。臼杵地域では三嶋神社において明和9年(1772)に舞われたのが最古の記録で、三嶋神社の獅子舞は、獅子の胴衣の中ほどに「弓」と呼ばれる胴輪、尻に「籠」と呼ばれる尻当てを入れること、太鼓打ちが猿面、笛吹が肩衣を着けることに特徴がある。臼杵地域における獅子舞は三嶋神社の系統のスタイルで行われるが、地区ごとに略式形態であり、神楽とともに、獅子舞も三嶋家とその差配に携わっていたようである。臼杵地域では保持団体が7団体あり三嶋神社、福良天満宮をはじめとする7社が奉納しているが、年々継承者が減少している。

野津地域の獅子舞は、臼杵系の所作と、大野郡系の所作が混在している可能性が考えられるが、水地地区の秋葉社は大分市吉野地区から伝えられたとの伝承があり、野津地域の他地域との文化的交流が陸上交通の要衝であったことと無縁ではないことをうかがわせる。鍋田地区の明神社は「大山出し」流派のものと伝えられているが、市内の獅子は一頭二人立ちもしくは二頭四人立ちであるのに対し、一頭三人立ちという特異なものである。野津地域では平成初年に5社で獅子舞を行っていたが、現在では3社のみとなっている。

・風流

「風流」は中世において流行した、神社祭礼に出るきらびやかな練り物、あるいは拍子物や歌謡を伴う手振り美しい舞踊のことである。芸能としての要素が極めて強いが、近世において臼杵藩では雨乞い、疫神送りに城下住民に「風流」を躍らせたとする記録があり、近世の臼杵で「風流」がさらに祈禱の要素を強めてきていることから、神事芸能に含む。

記録上臼杵地域の風流で最も古いのは、寛永14年(1637)の早魃に際して行われた、城下町人による「雨乞い踊り」がそれと考えられる。以後、疫病や早魃に際して藩が町人に「踊り」を命ず

ることになる。臼杵地域の「風流」は、城下住人を主として継承されていたようであるが、本市において風流は、近世期には城下のみならず近郷の高須地区、大泊地区、野田地区、望月地区、東神野地区に存在していたことが確認されている。現在、風流唄を残すのは高須・望月の二地区のみである。一方、東神野地区には県無民「風流・杖踊り」があるが、これはもともと風流唄と、「花棒」と呼ばれる四尺二寸の棒の両端に房状の布をあしらった杖を、対面した二人が踊りながら打ち合うものである。起源は棒術に風流の要素を加えたものと考えられており、地元では元和3年(1617)に鞍馬流棒術が伝わったことによると伝えられている。

野津地域の西神野地区にも県無民「風流・杖踊り」が継承されている。これは臼杵川の対岸にある東神野地区の風流唄内容とよく似ており、両者の起源が同じである可能性もある。また、風流については板井畑地区に残る安政6年(1859)の写本である「伊熊流風流伝」2巻は、本市における風流の起源を知るために貴重な史料であり、その内容に西神野の風流と同様の歌詞が記載されている。野津地域にもかつては全村で風流が行われていたが、現在は西神野地区で継承されるのみである。

2. 伝統的芸能

伝統的芸能は、近世段階に成立していた浄瑠璃狂言、地狂言、踊りをいう。また、県無形「臼杵祇園まつり」の神幸行列の最後尾に行く「踊り山」については、神事というより、祭礼に乗じた城下町衆の芸能披露という性格が強く、本稿では伝統的芸能に分類することにした。

・浄瑠璃狂言

大泊地区が祀る大泊御霊社(大友二階崩れの変で殺害された田口与一郎を祀る)では、元禄16年(1703)に浄瑠璃狂言を祭礼時に奉納したという記録がある。明治期以降は、これが歌舞伎に変化したようで、大正期の「仮名手本忠臣蔵」の科白抜き書きなどが残されている。

浄瑠璃は近世より近代にかけて、個人の趣味として継承されていたことが個人宅より寄贈を受けた史料から判明する。ことに後述する臼杵での地狂言伝承活動に努めた八郎地区の豊竹利太夫(藤沢利太)の師匠が、田尻地区に住み浄瑠璃継承を行っていた豊竹春太夫(佐藤春夫)であったことなど、旧上北津留村はでこうした芸能の伝承活動が盛んな地域であったようである。

・歌舞伎・芝居

臼杵地域では、天和元年(1681)に、臼杵祇園祭礼時の芝居受けの順番を決定した記録があることから、このあたりから祇園祭礼の「踊り山」を使用した町衆たちの芸能披露が始まったとみられる。「温故年表」には祇園祭礼の際に踊り山で上演する「狂言」題目が記述されているが、これはいわゆる「地狂言」と呼ばれる、舞・囃子のあしらいを伴わない「地狂言」であったと思われる。

明治に入り、臼杵においては明治期にはまだ「地狂言」が受け継がれ、大泊地区や風成地区ではそれぞれの地区にある御霊社で奉納が行われていたようである。明治20年(1887)に末広地区に生まれた藤沢利太は成人して「豊竹利太夫」を名乗り、田尻地区の豊竹春太夫について浄瑠璃を学んだうえで、地狂言の指導者として昭和20年代まで活動した。その活動範囲は大泊地区のほか、県南地域の南海部郡、大野郡に及んでいた。しかし利太夫の死後継承活動は停滞し、昭和末年までには完全に途絶えた。地元ではこの地狂言のことを「末広歌舞伎」と呼んでいた。藤沢

利太の活動を顕彰する昭和30年(1955)建立の石碑が末広地区(八郎集会所)に建てられており、唯一その活動の様子を今に伝えている。

・歌舞

神事に深い関係を有する「風流」は祭礼行事の項で説明したが、神事に発端はあるものの、時代と共に宗教性が希薄になって一般生活の中で娯楽的要素を強く持つようになった歌舞がある。これは盆踊りや歌舞伎踊りなどであるが、白杵地域に伝えられる盆踊りは、主に「祭文」・「お夏」の唄に合わせて踊るものである。「祭文」は全国的に流布する、仏教経典の声明から派生した「祭文音頭」から展開したものと思われるが、近世段階では歌詞が完全に世俗化する。白杵の「祭文」もおそらくは近世に源流を持つ世俗的な内容である。「お夏」は17世紀に成立した歌舞伎舞踊「清十郎節」の題材となったいわゆる「お夏清十郎事件」に発祥する歌祭文の全国的流行にかかわりがあると考えられる。また、下ノ江地区には踊りとともに「下ノ江節」が伝えられている。「下ノ江節」は文化年間の成立と考えられ、近世は白杵随一の港湾として栄えた下ノ江湊に寄港した伊予国の船乗りたちが伝えた「出雲節」や「上佐節」の影響を受けたものとされている。こうした世俗歌舞については、現在も継承団体により継承活動が続けられているが、往時の歌舞の節回しや所作が時代と共に変化していく傾向にあり、原点への回帰が困難となっている。

野津地域に伝わる盆踊りは、「お夏」・「左衛門」・「三重節」・「由来」がある。「左衛門」は白杵地域にもある「祭文」が転訛したものと思われる。

・だんじり

白杵地域の八坂神社(祇園宮)祭礼の「だんじり」は神幸行列に同行するものの、発祥は白杵城下町衆の練り物にあるので、伝統芸能に加える。

神幸行列の最後尾には「山車(踊り山)」と呼ばれる曳車が加わる。「山車」は神幸行列と共に海添地区の八坂神社御旅所まで巡幸して、江戸時代にはその上で城下の当番町による歌舞伎狂言・地狂言の上演が行われていた。その発祥は白杵祇園祭で練り物の始まった元禄10年(1697)ごろと考えられる。明治以降は神幸の際の鉦・太鼓による「だんじり」のみになって、歌舞伎狂言等の上演は行わなくなり、現在に至っている。山車の運行は旧城下の八町が毎年交替で2町ずつ行い、6月初めから行う「だんじり」の練習は白杵の風物詩にもなっている。「だんじり」の調子は京都祇園際の「だんじり」に通じるものがあり、白杵祇園際の「だんじり」の源流も京都に求められると思われる。白杵祇園際の「だんじり」の調子は八町でそれぞれ微妙に異なる。なお、現在の山車は昭和59年(1984)に市民からの寄付金で新造したものである。

3. 伝統的武芸

武芸は江戸期には武芸十八般と呼ばれるほど、さまざまな武器や体技を駆使して護身するものである。武芸は弓・馬・刀をはじめとして平安末期に起こり、室町期には業が体系化され、江戸時代にかけて修行のカリキュラムや習得に応じた階層制度が確立する。武芸は武士が護身術として身に着けるものとされていたが、農民や町人でも武器の所持はできなくても業の習得をすることは可能であった。このため本市に伝わる江戸期以来の伝統的武芸は、主として農村地帯に残されて、武器とはみなされない四尺棒、六尺棒を使用する棒術である。こうした弓や鉄砲などの投射

具以外の武器使用を前提とする日本武芸(古武道)は、いずれも攻撃的ではなく、後手が相手に勝てるように工夫された護身術に徹し、と精神の修行を積み、精神性を以て相手に攻撃をさせずに平和的に事を済ませることを目的とすることが特徴である。

また、合戦時の敵前渡渉を目的とした水術も本市で継承されているが、他の武芸が個人の護身を目的とするものであるのに対し、水術は集団での戦闘行動を行うために、集団としてのまとまりを保持することを目的とした体技である。

○棒術

・新要流棒術

白杵地域の市無民文「鳥越神社の新要流棒術」は、成人は六尺棒、少年少女は四尺棒を使用し互いに攻防を行うもので、20ほどの型が伝承されている。吉小野地区の鳥越神社の春季祭で披露されるが、現在は神事と一体となっているため、三輪流神楽、獅子舞のあとに演武者である棒組が神官の御祓を受けて演武を行うようになっている。しかしこれは新要流棒術の継承者が鳥越神社の総代を行うようになってからのことと思われ、大正期までは新要流は深田地区の上野氏が、そののちに竹場地区の首藤氏が継承していた。本市では首藤氏の子孫の方から新要流関係史料の寄贈を受けている。

この史料によれば、新要流は18世紀ごろには加賀国金沢の武士、稲岡清兵衛より白杵に伝えられ、棒術だけでなく、抜刀術である居合術、「早縄」と呼ばれた捕縛術からなる総合武芸であったことがわかる。その主体は、現在伝わる「新要流目録 巻ノ巻」だけでも118の型を挙げる居合術である。なお、この巻子にある棒術型は28、捕縛術(早縄)は5である。今まで新要流は棒術のみの農民向け武芸と考えられる向きがあったが、実際は江戸期から大正期まで刀術主体の武士武芸であったことが判明した。大正期まで新要流の伝承にあたった上野氏の旧宅前には弟子一同が建立した「新要流碑」があるが、この碑面にも交差する打刀が彫りこまれており、この時期にも居合術が伝承されていたことがわかるが、おそらく戦中から戦後、ことに戦後の進駐軍による刀剣類接收により居合刀の使用ができなくなったことから、棒術以外は継承されなかったのではないかとと思われる。

・荒川流棒術

野津地域に伝わる棒術で、板井畑地区が所有する文書「神伝荒川流杖之事」には、元禄12年(1699)、板井畑在住の三名が免許を受け、伝承を開始したとある。安政6年(1859)から元治元年(1864)までに、近隣の白岩・西神野・清水原の各地区への伝授を行っている。なお、荒川流は佐伯市弥生町の荒川家が頭取として世襲してきたものである。野津地域では5つの型が伝承され、西神野地区の熊野神社祭礼で花棒を使用して奉納されている。

・鞍馬流棒術

市無民「西寒田神社棒術」は、御霊園地区の西寒田神社に奉納される鞍馬流棒術である。鞍馬流棒術はもともと、剣術・槍術・棒術・抜刀術からなる「鞍馬流」のうち、棒術のみが分化して現在に至ったものと思われる。鞍馬流棒術は大分市宮尾地区に元和3年(1617)に伝えられているが、時期は不明なもの白杵地域の久木小野地区に伝承され、文化13年(1816)に久木小野地区

の伝承者佐藤源蔵から大分市吉野原地区の中津留藤治郎へ、さらに明治になって御霊園地区へと伝承されたものである。「免状目録」には33手の型があり、経験の度合いによって型を選び、2～4手の奉納を行う。御霊園地区の近傍の豊後大野市細口地区にもこの棒術が伝えられており、昭和47年(1972)、細口地区に保存会が発足し、継承活動と西寒田神社への奉納を行っている。

・竹内流棒術

野津地域に伝わっていた棒術で、江戸末期に臼杵藩の鉄砲組に組織された川登地区の農兵が習得していた武芸といわれる。現在はすでに廃絶し、西神野地区に「竹内流棒術師匠記念碑」が残されるのみである。

○水術

・山内流泳法

本市に継承される水術として、県無文「山内流泳法」がある。「山内流泳法」は文政5年(1822)に元伊予松山藩士、山内久馬勝重より臼杵藩士、稲川清記に伝授された泳法である。現在日本に12流ある古式泳法を代表するものであり、全国の古式泳法の中で唯一、行政機関である臼杵市教育委員会が運営・継承にあっている。文化財の指定名称は「山内流」であるが、近世段階では「勝重流」、「清記流」などとも呼ばれ、臼杵藩士必修の泳法であった。廃藩置県後に継承者の稲川直記が臼杵を離れたことによって一時期継承活動が衰退したが、明治25年(1892)、時の臼杵町長、宇野治光により臼杵町が伝承活動を直営することとし、現在も臼杵市教育委員会が直営で行う伝承活動へとつないでいる。この宇野町長と関係者が協働で山内流伝承のための規則・教授細目、修業制度を定め、新たに女子の入門も許可した。

「山内流絵巻」(近世の原本を昭和初期に写本)をみると、山内流は近世段階の要理は、弓や鉄砲、刀などの武器を携え、合戦時の深夜集団敵前渡渉を隠密裏に行うための泳法所作の習得で、個々の泳法所作が、集団としての隊形を崩さずに行うことが第一義とされていたようである。

明治25年以降もこの個々の所作は伝承され、時代の変化と共に武器の携帯から、男子は大旗、女子は花笠が変わったが、近世以来の隊列を崩さず荷重のかかる持物泳法の習得をすることは現在も何ら変わっていない。しかしこの流れの中で、大正期に入ると、時間の経過とともに近世段階の泳法の崩れも懸念されていた。

大正期から昭和期にかけての山内流継承者の一人で、旧制臼杵中学体育教師であった志村弘は、これを憂いて独自に江戸期に山内流の伝習に参加した人物に聞き取りを行い、諸史料を収集して近世期の泳法所作についての調査報文を作成した。また志村は体育教師の立場から近代泳法の習得にも積極的で、山内流泳法伝習活動の中に近代泳法の技術を可能な限り取り入れるという柔軟な活動も行っている。昭和41年(1966)に県無文指定を受ける際には志村も健在で、その指導を戦前から受けていた師範が、志村の調査・研究をもとに泳法基本所作を忠実に継承し、近代以後のアレンジの中でも近世古式泳法が継承されていることを本質的価値とされた。明治以降、旧臼杵町地域の小学生の多くは、山内流の伝習に参加していたが、現在は少子化と共に参加者が減少する一方である。

4. 小結

本市における祭礼・芸能・武芸といった無形文化財は、近代にいたるまでの本市住民の習俗や習慣を物質的にも精神的にもよく伝え、時代とともに住民の意識がどのように変わり、あるいは何が変わらなかったのかを明確に伝える文化財である。ことに今まで変わらなかったものがなにかを探求していくことは、本市の普遍的特性や価値を知ることにつながり、今後のまちおこし、村おこしの精神的支柱として活用することが可能であろう。また、文化財そのものだけでなく、その長い年月にわたる継承活動の在り方は、時代を映す鏡でもあり、その状況から白杵を取り巻く歴史性を把握することができるため、継承活動についての記録自体も文化財として位置づけられ、その保存と継承を行う必要がある。

(6)生活とともにある、民俗文化財

1. 生活と生業－民俗有形文化財

本市域に人間の生活痕跡が確認できるのは、2万5千年前ほどからのことである。それから断続的な時期はあったが、現在にいたるまで本市での人間の営みが脈々と続けられている。その生活の痕跡は、遺構や遺物として埋蔵文化財資料としても存在するし、近世以降であれば伝世品として現存する建物や用具などがある。すでに建築物や土木構造物はとりあげてきたので、ここでは生活用品や家内制手工業、商業活動などで使用した用具類を取り上げる。

○生活の移り変わりをみせる生活用品類

生活用品は近世と近代とでは大きく変化した。それは動力のエネルギーの変化によるところが大きい。例えば近世ではほとんど使用されることのなかった石油や石炭といった化石燃料が近代に入るとその使用が活発となり、さらに明治末期から普及する電気エネルギーは、生活用品の構造を一変させる。しかし近代はこうした化石燃料・電気エネルギーは十分に活用されていたとは言いがたく、近世からなんら変化しない生活用品が使用されていたことも確かである。それは明治になって身分と居住地からの解放が制度的には行われていたものの、生活自体は近世の封建的と言える習慣下にあったことを示唆している。その生活習慣が崩れていくのは、戦後の高度成長期といえよう。電化製品が当然のように家庭の中で活用され、調理具をはじめとするさまざまな生活用品も欧米化し、さらに家庭も核家族化が進む。こうした過程を示す近世から昭和期にかけての釜や鍋などの炊事調理具、箱膳や酒器などの膳具、ランプや燭台などの灯火具、甕や籠などの貯蔵具、箒やちりとり、盥などの清掃具・洗濯用具、そして電化製品である通信器具の電話・ラジオ・テレビ、ステレオなどの音響器具など、多彩で時代相を物語る生活用品を本市は現在までに収集し、保存している。これらは小学三年生社会科の「むかしの道具」の教程の際に小学校へ貸し出しを行い、文化財担当職員立会いの下で小学生に手に取らせて使用疑似体験を行っている。また、文化財担当職員は用具の使用法を説明するだけでなく、用具から見た日本や世界の歴史の変化についてのレクチャーを行っている。

○生業の用具類

ここでは近世以来生業として行われてきた一次産業である農林漁業、家内制手工業的に行わ

れてきた醸造、商店の事務などの様子を物語る用具資料を挙げる。これらは近世から近代、さらに現代にかけて無動力から動力化していく過程を示すものである。

・農林漁業用具

農業耕作作業が機械動力化していない時期の農耕具であるクワ・スキ・シロカキ・モウガアといった耕作用具や、脱穀用具である足ふみ脱穀機、千歯、農耕用馬匹の鞍といった用具を保存している。これらの中には状態がよく操作可能なものもある。

林業用具の収蔵量は極めて少ないが、伐採鋸がある。

漁具はカンテラ、漁網、鍾などがある。白杵は昭和40年代まで、漁船の舳先を高くテラス状に造り、そこからカジキマグロなどに銚を手で打ち込む「突ん棒船」と呼ばれる船による漁法が盛んに行われていた。三陸沖、五島沖などを主魚場にしていたこの「突ん棒漁」は現在では廃れてしまったが、突ん棒漁業の本拠地のひとつであった深江地区住民の努力で、当時の関係者に取材して突ん棒漁を記録した動画『黒潮の狩人』が製作されるなど、地元での伝承活動や調査・研究が行われている。本市には突ん棒漁具は保存されていないが、元乗組員が製作したといわれる「突ん棒船」の精密模型がある。

また、漁具の考古資料として、弥生時代終末期～古墳時代初頭の黒島遺跡出土の瀬戸内型土鍾がある。このころから現代にいたるまで、漁網の土鍾はチューブ状の管状土鍾がほとんどであるが、東瀬戸内地域では、弥生時代から古墳時代にかけて棒状の「瀬戸内型土鍾」と呼ばれる土鍾を使用していた。九州での出土は極めてまれで、白杵の内陸部でもこの種の土鍾は出土しておらず、黒島に関係する住民が、関西地域と独自に交流を行ってその漁業文化を有していたことがわかる。

・醸造具

平成初期まで白杵地域の造り酒屋として営業していた酒造業者が閉業する際に白杵市が寄贈を受けた、甑櫃・暖気樽・仕込み樽、槽、斗瓶、ささらなど、伝統的な酒造工程が理解できる用具がほぼそろっている。また、酒の販売も行っていたため、「岡田酒造場」の文字を入れた陶器の一升瓶も多数残されている。

・商業用具

五玉そろばん、タイプライター、手動式レジスター、ナンバリングといった事務機器、帳場番台のほか、商店で扱う商品や特約店契約を示す木製、ホーロー製看板が多数ある。ことに看板類は極めて個性的であると同時に、明治になって白杵新築港が整備されて商業取引が広域化し、東京近郊のメーカーと直接的に取引を行っていたことを伝えることを示すものである。

○「入浴」という文化

日本は温泉に恵まれ、また家庭には風呂があり、銭湯が普及していることから、世界的に温湯浴文化の国という印象を与えているが、こうした温湯浴が一般化されるのは18世紀以降のことで、それまでは蒸気浴が主流であった。「温故年表」などの白杵藩政史料を見ても、銭湯が蒸気浴場を指す「風呂屋」から、温湯浴場を指す「湯屋」に変化するのも城下である横町の例をみれば、元禄14年(1701)から宝永3年(1706)の間のことで、おおよそ日本の温湯浴流行に則っている。

これ以降温湯浴が普及するわけだが、一般家庭に内風呂が備え付けられるようになるのは昭和30年代からのことで、本市でも設備投資と燃料や水の供給の関係から、昭和40年代までは内風呂をもたない家庭も多くあった。そのために市内には十数軒の銭湯が昭和40年代前半まで営業を行っており、理髪店とともに地域のコミュニケーションセンターとしての役割を持ち、銭湯文化を保っていた。江戸時代以来市内に存在していた個人経営の銭湯が営業を終えたのは、平成10年代のことで、すでに施設も撤去されている。

現在、本市内でこうした「入浴」という文化を物語る遺構は数少ないものの、以下のような資料が残されている。

・蒸気浴施設

県有民文「塩石の石風呂」は、白杵地域の野田地区の阿蘇熔結凝灰岩崖に掘りこまれた横穴式の蒸気浴施設である。釜室と浴室の2室に分かれ、釜室で焼石に水を注いで蒸気を発生させ、その蒸気浴室に導いて入浴するタイプのもので、浴室床には薬草を敷き、その薬効を得ることが目的であったようである。施設の直上の岩崖表面には、明和9年(1772)銘の、白杵藩士稲葉只七の筆による月桂寺住職 独円和尚の賛が刻まれている。現在は民家となっているこの施設の前庭部には、明治初年まで大橋寺の庵室があったとされている。おそらくは大橋寺が整備・管理し、仏教関係者や藩士など、藩内の上層階級者が利用する施設であったと考えられる。

・六ヶ迫鉱泉

白杵地域の熊崎川最上流沿いの藤河内地区にある鉱泉で、「温故年表」には寛延3年(1750)に多福寺の前住職 西江和尚が開き、薬師仏を建立したとある。鷺が傷めた脚をこの地から湧く水で治療しているのを地元住民が見つけて、その薬効を知ったことから鉱泉開発につながったと伝えられる。昭和9年(1934)の九州帝国大学温泉研究所の泉質調査で、濃塩含鉄炭酸泉で消化器病、皮膚病、糖尿病などに効果があると分析された。源泉は2か所にあり、江戸期には北側、明治8年(1875)に南側低地で発見されている。

江戸期には湯浴み小屋と簡便な宿程度の施設しかなかったと伝わるが、八代藩主側室である玉泉院が頻繁に訪れることもあってか、藤河内村が湯治場の管理を藩命で行っている記録もある。明治11年(1878)に御所峠越え新道(郵便道路)が整備されると湯治客が一気に増え、大正期にかけて4軒の湯治宿が開業し、白杵のみならず大分県下、あるいは白杵—大阪航路の整備による京阪神方面からも湯治客が訪れ隆盛を極めた。この繁栄は昭和40年代前半までは続いたようである。

しかし昭和50年代以降、従来からの温泉観光地である別府や、新たに女性客を中心に人気を集める湯布院といった温泉観光地を前にして、設備も古く、温泉ではなく鉱泉であることも相まって、人気は一気におとろえた。現在、湯治宿は1か所のみとなって往時の繁栄を忍ぶのは難しいが、愛好者が少なからず存在する。また、明治期に開発された源泉は今でも健康維持目的で飲用する市民も多い。この飲泉場には、北側の元源泉から移された薬師如来像が祀られている。

2. 豊かな食文化

本市は東が海に面し、南・北・西が低山帯もしくは盆地状地形で、古くから豊かな食材に恵まれ

てきた。

○古代～中世の白杵の食

・淡水魚主体の時代

律令期には豊後国海部郡から調として、紫草とともに大宰府に収められていたのが当時の高級食材であるアワビであった。

また、平安末期には白杵荘が成立して京の権門が領主となり、白杵磨崖仏が京都仏師の関与で製作されるなど、日本文化の中心である京との関係が深くなるのと同時に、京との人的交流が活発になったことも考古資料からうかがえる。この交流の中で京の食文化が白杵にも伝えられていたことは想像に難くない。16世紀に至るまで日本の料理の主餐は、京の宮廷料理に倣い鯉が使用されていた。これは京がそもそも、常時、新鮮な海魚を確保するには難しい位置にあり、それゆえ淡水魚が重用されていたことによると考えられている。海に面した白杵地域でも、中世遺跡において出土する土錘のほとんどは、淡水の止水域で使用される、小型軽量の管状土錘である。

・淡水魚から海水魚へ

16世紀になり朝廷の権威が弱体化し、戦国大名が台頭するようになると、日本各地で主餐食材が淡水魚から海水魚へと変化し、中でもマダイが重用されるようになる。海と川に面した白杵地域では、両方の食材を簡単に入手することが可能であり、16世紀の大友義鎮の白杵居住のころには、実に豊かな料理が大友家中で食膳に供されていたことが「当家年中作法日記」から読み取れる。またこの史料には、三月の節句の時期に友家の国主と家臣団が白杵湾の三つ子島に遊び、さまざまな磯の海産物を採ってその場で調理し、酒宴となったと記されている。朝廷の弱体化という現象はあったと言え、多くの戦国大名、ことに鎌倉以来の守護の家系の大名たちは京風文化を嗜むことを是とし、鎌倉以来の守護の家系である大友氏も例外ではなく、京風の食膳で対外的な饗応を行っていたことが、白杵城内からの豊富な京都系土師器の出土からみてとれる。

・南蛮菓子が起源？「ばっぼ」の存在

また現在、市内で「ばっぼ饅頭(麦穂饅頭)」と呼ばれる蒸し饅頭があるが、「ばっぼ」はポルトガル語の「蒸す」の意の動詞、「Vapor」に通じることから、これは16世紀後半に豊後へも渡来したイエズス会のポルトガル人宣教師が伝えたものとの説もある。イエズス会宣教師たちはカトリック教会への勧誘のために南蛮菓子を民衆にふるまったとする記録がイエズス会史料によく登場することからも興味深い説である。なお、蒸し饅頭を「ばっぼ」と呼ぶのは白杵地域にほとんど限られるようである。

○近世の大名家料理

近世に入り、江戸幕府の傘下で領国経営を行っていた稲葉氏も、江戸幕府の饗応様式に倣って日常生活を送っていたことは確かである。泰平の世となって各地の大名間での交流が盛んになると、礼法に熟知することを求められ、その中で料理による饗応も大切な大名間儀礼の要素となった。19世紀前半に中津藩から白杵藩へ輿入れを行った姫の婚礼調度品である県有文「破亀甲花菱沢瀉軍配紋散蒔絵婚礼調度」は、精緻な漆工品としての美術的価値だけでなく、格式と礼法を重んじる当時の大名の食文化の一端を食器からうかがわせるものである。白杵地域の料亭

「喜楽庵」は、藩主稲葉氏の賄方を務めていた人物から藩主の本膳料理の調理法を受け継ぎ、現代でもこれを伝承して一般に供食する伝承活動を行っている。また、臼杵藩政史料群の中には「豆腐百珍」、「菓子製法」といった江戸期の料理本が残されていて、当時の臼杵城内の賄方が料理の研鑽を怠らなかつた様子がうかがえる。

また、県史跡「臼杵城跡」西の丸藩主居館跡の発掘調査では、台所付近から大量のサザエ、アワビ、ホタテの殻が出土している。藩主が主宰する藩士のための饗宴の際の食材として使用されていたことがわかる。史料によれば領内で採れた鯨が献上されたことがあり、時には鯨肉が藩主らの食膳に供されていたようである。

○近世臼杵の料理

一方、大名家以外の臼杵の食については不明な点も多い。臼杵の郷土食といわれる「黄飯」や「キラスマメシ」といった料理が、19世紀前半における臼杵藩の財政改革に伴う質素節約の徹底によって普及したと言われるが、史料的根拠はいまのところ見いだせない。

また、近世当時の庶民が何を食べていたかは判然としていないが、民俗事例や藩の出した禁令や発掘調査で出土する食器から探っていきたい。

・黄飯の起源

「黄飯」に関しては、その起源は宮中料理の「強飯」の「染飯」に求められると考えられるもので、クチナシの実を使い黄色く染めたご飯である。「黄飯」自体は東海道筋の尾張地域、静岡県東伊豆町などでもみられるが、臼杵の黄飯は「かやく」と呼ばれるエソの身、大根などの野菜、豆腐などを炒めて醤油やみりんなどで調味しながら煮た、けんちん汁に似たものを添えることが一般的であり、これが臼杵の「黄飯」料理の特徴となっている。臼杵における黄飯の史料上の初現は、寛延2年(1749)に藩主の親戚にあたる稲葉織部が摂津有馬で湯治をした際に、臼杵藩大坂蔵屋敷の役人に黄飯をふるまったとするものである。この記事から考えると、黄飯は藩主に準ずる家格の者でも供する料理であり、天保期の財政改革で質素節約施策の中で生まれたとする説は再考する必要があるかもしれない。

・豊富で気軽に食べられた海産物

臼杵城下は臼杵湾に面し、近世期には地引網漁、追い込み漁などの近海沿岸漁業が盛んで、城下には「魚ん店」と呼ばれる鮮魚店が多くあった。ことに掛町・横町・浜町に「魚ん店」は集中していて、この三町は「魚町」と呼ばれていた。「魚ん店」は単に鮮魚販売を行うだけでなく、客の注文に応じて店先で商品の鮮魚を調理し、酒と共に提供するような営業を行っていた。これは昭和初期まで続いており、当時は「魚ん店」が町衆や近在住民の居酒屋的な存在であったようである。こうした形態は19世紀にはかなりの盛行をみていたと考えられ、文化期に操業していた市史跡「末広窯跡」で生産された陶胎染付皿はこうした「魚ん店」の各屋号が書かれたもので、物原出土の製品の大半を占める末広窯での主力商品であったことが判明している。この種の皿は直径21cm程度のいわゆる「七寸皿」で規格的に造られており、1人前程度の「肴」を盛り付けていたのであろう。物資の積出港を有する臼杵城下へは、毎日さまざまな物資や人が入り込んできていたが、城下住民のみならずこうした人々にも提供できるほどの海産物が豊富に採れ、供給できていたこと

を、こうした出土遺物は表している。

・果実

果実については、慶長15年(1610)に稲葉典通が蜜柑2千個を朝廷に献上したことを示す記録がある。どこの産かは明確ではないものの、大量な献上であることを考えると、臼杵藩内で収穫されたものである可能性がある。「御会所日記」には、延宝3年(1674)に江戸の将軍や幕閣要人への進上品として蜜柑1万2千個あまりが臼杵より江戸に向けて積み出されていることが記されている。

こうした蜜柑の栽培は、臼杵藩内の道尾村(現:津久見市)、毛井村(現:大分市)内の「蜜柑御仕立」地で栽培されていたことが「古史捷」に記録されている。当初は臼杵・三重・野津の各地域でも栽培がなされていたようであるが、最終的には津久見のみで行われるようになった。その中で天保の改革の最中の天保8年(1834)には大浜村で蜜柑栽培の試行錯誤が繰り返されていることが記録されている。大浜地区では現在も蜜柑栽培が盛んであり、その蜜柑畑は近世末期以来受け継がれてきたものである。

○近代の「食」

廃藩置県を迎え、臼杵は「臼杵県」となる。世は明治新政府の欧化政策によりさまざまな西洋文化が取り入れられるようになった。肉食の普及もその一つである。また、東京や横浜などの外国人の出入りが頻繁な都市部で欧米諸国の料理が普及し、これを日本風アレンジした「洋食」が誕生する。また欧米諸国の缶詰が大量に輸入され、日本軍での兵食にも「洋食」が登場することを受け、従来の「和食」から料理の幅が広がる。

・臼杵における牛肉食の普及

江戸期において牛・馬・豚の動物食は決して禁止されていたわけではなく、どちらかと言えば禁忌の対象にされていたというのが妥当であるが、臼杵においても近世を通じてイノシシ、鹿といった耕作用家畜以外の動物肉は食材とされていたので、決して肉食が禁じられていたわけではない。しかしこの肉食に対する禁忌意識は臼杵でも強くあり、明治の世になって牛肉食は不良不逞の徒が行うものとされていた。一方で藩営の窯業事業を受け継いだ留恵社の臼杵陶器場では、牛鍋用の銘々焜炉とみられる獣脚三脚の土師質焜炉を多数製造しており、旧臼杵城大手門跡付近の料理屋跡から大量にこの土師質焜炉が発見されている。この料理屋とみられる施設は貸席か遊郭であったと思われる、牛肉食はこうした場所から普及していた様子がうかがえる。

・国策としての牛肉生産と臼杵

日本における肉食推進は、欧米文化の積極的な摂取という目的があったが、これは主に特権階級に対するものであった。「日本国民」となった庶民に対しての肉食推進は、文化的な要求より、欧米諸国民に対して極めて貧弱とされた日本人の体格向上が主目的であった。このため庶民階級では、西洋料理ではなく牛鍋のように日本人向けにアレンジされた肉料理や、軍隊の兵食での缶詰を通して普及することになる。しかしこうした牛肉料理の急速な普及とは裏腹に、日本国内産の牛肉は決して美味とは言えず、また食肉牛畜産技術が未熟であった日本が供給源として着目したのは、朝鮮半島であった。

このような情勢下で、九州で初めて朝鮮牛の輸入経路確保に成功したのが、白杵地域の江無田地区出身の佐藤秀五郎であった。食用牛の疫病、その検疫対策などのさまざまな苦勞を経て、朝鮮牛輸入の安定化と国内での販路拡大につとめた彼の事績については、先述した功績碑に刻まれている。

3. 語り継がれる説話・伝説

①吉四六話

本市の有名な民話には「吉四六話」がある。その主人公は寛永5(1628)に野津市で誕生し、正徳5(1715)年に亡くなった廣田吉右衛門であると考えられている。廣田家は野津市から白杵城下に出て代々町諸役を歴任し、野津地域にある酒造場(現在の赤嶺酒造場)の取り締まりも行っていった。そのため、酒造業を通じて、野津地域と深い関係を持っていたと考えられる。

「吉四六話」は、この廣田吉右衛門の逸話が野津地域に語り継がれていった民話であると考えられる。「吉四六話」自体は、江戸時代末期から明治の始めにかけて成立していったと考えられており、現在収集されているものは400話以上となるが、大半は昭和2年から昭和49年にかけて、新聞記者宮本清によって吉四六話の説話集が執筆・編集された中で創作されたものが存在する可能性がある。

②炭焼小五郎伝説

本市の深田地区には次のような伝説が少なくとも近世段階から受け継がれている。

「奈良の都のさる大臣の娘、玉津姫が、顔の痣がもとでなかなか良縁に恵まれず、あるとき夢に現れた仏から、白杵の深田に住む炭焼小五郎という青年のもとに行けばその痣はたちまち消えて、小五郎と結ばれて幸福になると告げられ、白杵にやってきて小五郎とともに長者となる。」

という話である。

柳田國男の「炭焼小五郎が事」には、この伝説は登場する地名が異なるだけで、日本国中にほぼ同じストーリーで存在しており、その流布には、中世に鉱石採取のために全国を回っていた集団が関係している、と紹介されている。白杵ではこの話に、「真名野長者」と呼ばれた小五郎と玉津姫の娘が若くして亡くなったことを哀れんだ長者夫妻がその供養のために白杵磨崖仏を建立するという話が加えられ、昭和後期を迎えるまで、この7世紀に起きたこととされるこの伝説をそのまま白杵磨崖仏の造頭に結びつける郷土史家も存在した。

しかしこの伝説が一概に白杵磨崖仏造頭とは無関係とはいいがたく、磨崖仏を製作するために平安末期に都から白杵へ来訪した鍛冶集団などの存在も発掘調査によって明らかとなっており、この伝説の日本各地の分布状況や内容の微細な際などを研究することにより、民俗学的見地から白杵磨崖仏造頭の謎を解く鍵となる可能性を内包しているといえよう。

③妖怪・物の怪

本市には様々な伝説や怪談、妖怪話が残っており、郷土資料や口承によってその伝承が残っている。特に白杵城下町には「津久見島の大蛇」や「白殿」、「白杵鐘楼堂の壁」、「赤猫の変化」、「河童と妙楽」、「馬の首」などの噂話や怪談がよく残っており、それらを散策して体験することができるイベントの開催が地元の愛好者団体により行われている。

4. 小結

以上、本市における生活文化を物語る民俗文化財の歴史的価値について、有形、無形に分けて列挙してみた。

概観すれば、全国的にそうであるように、日本が高度成長期に入るまで近世の生活習慣は、近代的な生活スタイルを導入しながらも、本市に遺されていたことは確かである。昭和40年代までは臼杵地域にしても野津地域にしても、江戸期や明治の初期段階に建てられた家屋に住み、臼杵地域の中心部を除けば、昭和40年代まで上水も古くからの井戸水、湧水に頼っていた地区も多い。上水・舗装道路・給電設備などインフラ整備の過渡期にあった時代は、まだまだ近世に発祥する生活設備・用具が使用されていて、それを使用する前程での生活習慣・サイクルが存在したことは確かである。臼杵地域も野津地域も、近世以来の城下・在町にはさまざまな商品を扱う個店の営業が盛んであったし、昭和25年の合併によって消滅した旧村の中心であった場所には、必ず酒屋・米屋・魚屋・八百屋・雑貨屋そして床屋という店舗があり、銭湯を有する地区も当然存在した。またバス路線にあたる場所では乗車券の販売を委託される店舗もあるなど、交通をふくめて日常の生活はほぼその地区で完結的に賄っていた。現代、こうした昭和40年代までの生活景観を残すところは、臼杵地域では旧城下町地区をはじめ大浜地区・江無田地区・竹場地区、野津地域では西畑地区、田野地区などわずかとなり、全国的な「昭和30年代ブーム」の中で、本市からは次第にそのよすがを忍ぶことも難しくなった。

また、「食」も高度成長期を境に大きく変化してきた。その要因の一つは電気式冷蔵庫の普及で冷凍・冷蔵による食材の長期保存が可能となったこと、さまざまなインスタント食品の普及ということと同時に、販売形態が個店販売から、多種多様、在地製品以外の商品を豊富に取り扱う大手のスーパーマーケットへと移行してきたことによるかもしれない。先述したように本市は自然環境として気候的には温暖で適度な降水量を得、地形的にも海・山・平地がバランスよく配置されて豊富な良質の水に恵まれ、災害も少ないという全国的にも恵まれた土地であり、豊富な水産資源と農作物に恵まれてきた。高度成長期まではこうした食材となる資源を採取から消費までを市域全体で完結させてきたうえ、他地域へも流通させていた。しかし高度成長期以後は在地産の食材の流通が後退し、他地域、ことに外国産の安価で量の豊富な食材が流通するに至った。この現象は本市の第一次産業を衰退させる原因のひとつとなり、生産を行わないことでも生活様式は大きく変化してきた。

こうした生活スタイルの変化による本市の産業形態の変化が、未来の本市にどのような影響を与えていくのかを、過去の遺産である民俗文化財から考えていくことが可能であろう。市民生活の変化を考えることは、政治や経済の変化とともに本市の将来像を考えるうえで大変大切なことといえる。

本市は現代にいたるまで、近世～昭和高度成長期にいたる間の生活用具を民俗資料として収集し、平成13年まで旧城下町地区の民俗資料館で展示していた。現在は民俗資料収蔵庫と臼杵市文化財管理センターで保存管理し、学校の授業や臼杵市歴史資料館での展示に活用しているが、民俗資料の個別の使用法や性格だけでなく、民俗学的景観や「食」にかかわるさまざまな民

俗事例などを通して、本市の文化的本質について市民とともに考える機会をさまざまに設けることも必要である。

第5節 臼杵市の歴史文化の特徴

以上、市内所在の多種多様な文化財と、それを通して見えてくる本市の歴史性・文化性について紹介してきた。これらは臼杵において大規模災害が多発的におきることはなく、穏やかに安定した生活が古くから営まれているということ、文化的に閉鎖された場所ではなく、活発に他地域との交流を行い、在地文化と他地域の文化とを融合させることにより、本市特有の文化が育まれてきたことと理解できる

これらを整理すると、多様性を見せる本市の歴史・文化の特性は以下のように整理できよう。

1. 自然が築いた、豊かなくらし—温暖で水と山の幸・海の幸に恵まれた風土

本市はおよそ北緯33°、東経131°という温帯気候帯に属し、年平均気温は温暖で、降水量も多からず、少なからずという、気候変動の極めて少ない安定した自然環境の中にある。また、瀬戸内海と太平洋の結節点である豊予海峡に面した臼杵湾は、古くから安定した気温湿度を保つとともに、さまざまな水産資源を育て本市に住む人々の生活を支えてきた。また、本市を囲む低山帯は台風をふくめた季節風を遮り、災害を減衰させると同時に、豊富な水を生み出す水源として機能し、さまざまな動植物を育みつつ、臼杵に暮らす人々の食料や生活素材を提供してきている。9千万年前のプレート・テクトニクスに始まり、6千年前にかけて現代にいたる地形形成が行われるが、これは日本の中でも奇跡といえるほど、人間の生活に適した場所を築くものであった。

山を割って流れる水は、山地帯である本市の南西部から川を造り、土地を潤しながら本流へと、あるいは海へと注いでいく。山地の腐葉土や鉱石に濾され、豊かな栄養分を含んだ河川水は、豊富な水産資源を育てるとともに、海へとその栄養を運んでいく。川も海も、豊富な栄養で満たされて、多種多様な水産資源を育む。

どのようなときも鏡のごとく静かな水面を保つ臼杵湾は、豊富な水産資源を提供するだけでなく、古くから住民の情操涵養と体育に大きな役割を果たしてきた。美しく豊かな海は詩歌など文学作品の題材とされ、比較的危険性の少ない穏やかな湾内では、古来から水泳が盛んに行われ、その技術は昭和期にかけてこの海で高度に磨かれてきた。幼いころから海に親しむことで育まれた豊かな心と健全な体を持つ臼杵の人材は、その素質を以て世界に羽ばたいた。

2. 自在の素材—多様な「灰石」の文化

約9万年前の阿蘇山噴火で噴出した火砕流は、臼杵・八代構造線の構造谷を一気に流下し、臼杵南半部一帯に「灰石」と呼ばれる阿蘇溶結凝灰岩崖を造った。本市には九州でも特に、肌目の細かい上質の強溶結の阿蘇溶結凝灰岩崖が豊富に形成され、5世紀の昔からさまざまな彫刻、土木・建築材料、生活用品などの素材として活用されてきた。その種類は極めて豊富であり、また、独創的なものが多く、この素材があったからこそ本市にこれを加工する高度な技術と、豊かな文化的発想が生まれ育ってきた。九州中部には阿蘇溶結凝灰岩が広範囲に分布しているが、その中でも臼杵における豊富なこの「灰石」を使用した文化財の独創性とバリエーションは、臼杵がさまざまな地域と交流を重ね、ことにそれぞれの時代の日本の中央文化と深く密接にかかわる歴史の中で生み出されたものである。

古墳時代の石人に始まり、近代の石橋に到達するまで、白杵に生きる人々は豊富で良質な「灰石」を駆使し、高度な加工技術を以て、日本を代表する国宝「白杵磨崖仏」や、日本で最も美しい十字架とよばれる市有文「寺小路磨崖クルス」などの優れた美術工芸品を、そして日本初の径間25mを超える大型洋式石拱橋である国重文「虹澗橋」を完成させた。さらに住民の利便的な生活に欠かせない、焚口や石臼、流しなど、さまざまな生活用品を造りだしてきた。

現在でも市内を歩けば、身の回りの半径 50mに、必ずといってよいほど「灰石」製のなにかが目に入るのがこの白杵という土地である。天然の恵みである「灰石」というひとつの素材で、手品のようにさまざまな物を生み出していく発想と技術は、まさに「灰石」の文化という本市の文化的特性といえる。

3. 祈りの回廊－交差する東西の宗教文化

本市の歴史・文化の特性として、神道・仏教・キリスト教・民俗信仰という、さまざまな宗教・信仰に関する文化財が多様性を以て豊富に残されていることが挙げられる。

ことに権門の関与で12世紀末に立荘した白杵荘の時代には、政治・文化の中心地であった京都の優れた仏教文化がもたらされて国宝「白杵磨崖仏」が造顕された。また、16世紀には遠く西ヨーロッパからキリスト教(ローマカトリック)がもたらされ、深くその精神を尊んだ九州の太守、大友義鎮のはたらきによって大友氏の支配下にあった九州中・北部一帯にキリスト教信仰が広まり、白杵はその布教拠点として二つの聖堂、司祭館、修道院、修練院が建立され、日本随一のキリスト教布教センターとしての機能を持つに至っている。江戸初期の幕令により、全国的に破壊されたはずの墓地、表飾物といったキリスト教関係遺構が破壊されずに現代に至っているということは特筆される。これは『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』として世界遺産登録された長崎・天草地域でも認められない現象である。

寺社の建造物・墓地・偶像や表飾物といった有形文化財・遺跡以外でも、祭礼行事や神事芸能といった無形文化財が残されているが、これらは各地区の文化性をみせているだけでなく、地域コミュニティの紐帯となっている。

白杵における信仰の多様性は、本市がもともとはさまざまな国のさまざまな文化を理解し、自地域の文化に融合させる柔軟性を有していたことを示している。また、近世になって禁教令により統制対象になったキリスト教についても、その遺構を残すことを実際に可能にしたことは奇跡的な事実で、当時の住民たちの行動力は日本史の奇跡といっても過言ではなかろう。

本市は、こうした白杵の信仰の歴史を物語り、全国的にも極めて歴史的価値が高い現地の文化財と、その背景を理解するのに欠かせない近世史料が豊富に残されている全国的にも稀有な場所であり、日本史の解明に欠かせない資料を豊富に有している。そして現在でも心の安らぎを求めてこうした宗教文化財を訪ねる人々も多く、本市が現代においても、人々の心の平安と世の中の平和を求める場所として、多くの人々の心のよりどころになれることは確かである。

4. 多様な人たちの築いた、多様な生活文化－食をはじめとする豊かな生活文化

本市は旧石器時代の昔より、山海の恵みをうけつつ多くの人々の生活の場となった。本市の自然環境はとても穏やかで、人間の生活を営むに最適の場所であったようである。人間が集団化し、

社会を構成する弥生時代以降、特に広範囲を支配する拠点になったことはないが、さまざまな物資と人が行き交い、さまざまな地域の文化に触れ、それを摂取しながら多様性に満ちた独自の文化性を築いてきた。中にはそれぞれの時代の文化的・政治的中心地との積極的な交流によって生まれたものもあり、中国との交易によって非常に高度な文化をこの地は摂取してきた。大友義鎮が九州六か国の守護と九州探題を兼ね、九州内で鹿児島・宮崎県地域を除く広範囲な領域を支配した時代においては西洋・東南アジア地域との交流で、国際色豊かな宗教・生活文化が形成され、特権階級だけでなく、広く下層階級を含めた一般庶民がこの国際的文化にごくあたりまえのように浸っていた。本市には中世までは中央の、時には海外の影響を強く受けた生活文化が育まれていたことが、発掘調査による出土品から判明している。

近世には江戸幕府により藩制が布かれ、白杵は稲葉氏という小大名の支配下にくつるが、稲葉氏はその治政下において残した膨大な藩政記録類は、大名から庶民に至るまでのさまざまな階層の人々の生活の様子を知ることができる貴重な史料群である。なかでも絵図史料は白杵城内の様子や、町や村の実像を視覚的に伝えてくれ、藩主の暮らしは婚礼調度品などの美術工芸品や発掘調査での出土品、藩士や庶民の生活の様子は今なお残る近世の建築である侍屋敷、農家建物とそれが立ち並ぶ歴史的景観、民俗資料や埋蔵文化財資料である生活用品類から具体的に理解できる。こうした生活用具類や史料から見る限り、近世においても京や江戸といった中央の情報を注視してさまざまな書籍を購入し、京阪神、山陰・山陽方面との交易活動を行って、積極的に中央の文化を摂取しようとしている様子が見えてくる。「質素儉約」というイメージの強い白杵だが、決してその一面だけでは語れない、多彩で優雅な文化が生活の中で確かに育まれている。

5. 地の利を活かした商業・鉱業・交通網が形成する文化―産業と生業

本市でも古来、人々は生きるためにもものを作り、時にはそれで取引をして利益というものを得て暮らしを豊かなものにしようとしてきた。貨幣経済がまだ発達していない奈良時代には、白杵で採取される当時、特上の食材であったアワビが中央政府に調として徴されていたが、これは白杵地域が水産資源に恵まれた場所であると同時に、「海部郡」と呼ばれるように、海産物の採取とその海上輸送に携わる部民として組織される人々の居住地であったことにもよる。

明治期になるまで、工業製品といえば家内制手工業の域を脱しない醸造製品、窯業製品か鍛造鉄製品、製紙、糸・織物製造に代表される日本において、農作物生産や魚介類の採取が産業の主体であった。本市は幸いにもこの農産・水産資源に恵まれ、農作物のほかに野津地域では楮を栽培して紙を作り、白杵地域では水産物を加工し、これを他地域へと販売することで利益を揚げ、本市での暮らしを豊かにしてきた。

古代以来白杵地域に定着して海運にあたっていた者たちは、中世には「海賊」と呼ばれ、豊後守護大友氏麾下の水軍として活躍するが、彼らは単に軍事組織ではなく、平時には他地域との交易にあたる、優れた航海集団であった。彼らは大友氏の解体とともに、武士身分として近世白杵藩の船手となる者、廻船問屋の廻船乗組員となるなどして、海の民として生きることになる。野津地域などで豊富に収穫される麦や大豆を原料として江戸末期から盛んになった味噌・醤油といっ

た醸造調味料の生産が順調となったこともあり、これらを出荷しての京阪神・山陰山陽方面との活発な交易活動は大正の初めまで続くが、それ以降は突然衰退する。この背景には鉄道という新しい交通システムが臼杵に、そして臼杵の交易圏であった野津付近の犬飼町(現、豊後大野市)まで入ったことによる。

鉄道の臼杵延伸、さらに昭和初期の環九州鉄道網の完成は臼杵の産業形態を大きく変える。野津地域は、藩政時代は臼杵領であったものの、大野郡に属し、同じ大野郡の三重町(現、豊後大野市)の商圏に入っていたため、野津地域からの農作物の多くは臼杵地域より近い犬飼町から水運と鉄道によって全国に運ばれることになる。このころ第一次大戦がはじまり、日本の船舶需要が大幅に拡大したことを受け、下ノ江地区と中須賀地区に相次いで造船・造機工場が設けられるなど、大分県随一の商業都市であった臼杵地域は、あらたな産業形態への着手を迫られる。ここで生産された小型船用の焼玉エンジンは、簡便な構造で信頼度の高いディーゼル機関で、臼杵の特産品ともいえるほどの生産量を誇っていた。小規模ではあるが、日本の水産業発展に貢献したこうした小型船舶造船技術は、臼杵独特の漁法にも大きな影響を与える。「突ん棒漁業」がそれである。

舳先を船体よりはるか高く造り、銚一本でカジキマグロを突くこの勇壮な漁法は明治期より始まり、臼杵の造船業が活発になる大正期に大きく成長する。近代的なエンジンを備えたことで漁場はそれまでの玄界灘方面から三陸沖まで広がり、乗組員たちは破格の収益をあげた。本市の漁業発展と共に歩んだ造船・造機工業は、さまざまな部品製造や組み立てを伴う複合的なものとして、その応用が太平洋戦争の戦時下に求められた。臼杵地域の造船・造機工場では、軍需品の生産に転換を余儀なくされたが、戦後の高度成長期には大型船舶の建造を可能にし、また、野津地域の鋳業では、軍需物資であるガラス製造原料となるドロマイトの採掘が盛んに行われるなど、日本の経済復興の一翼を担った。

臼杵の産業は、この豊穡で穏やかな土地に見合った生業から、やがて海上交通の要衝であるメリットを活かした重工業へと発展していく。そしてこの第二次産業である工業の発展は、常に臼杵の第一次産業の著しい成長を支えるものであったことを、さまざまな歴史資料や民俗資料、そして市内の各所に残る産業遺産から垣間見ることができる。

(1) 臼杵の歴史・文化特性による関連文化財群のテーマ設定

以上、本市に所在するさまざまな文化財を紹介しつつ、これらの文化財が語る臼杵の歴史・文化特性を5つのテーマに分けて整理してみた。

この整理により見えてくるのは、在地の文化と上手に融合させて臼杵独特の文化性といえる、「豊かな風土と気候に育まれた、豊かで多様な歴史文化」という性質が完成したということである。

臼杵は列島における位置的に安定した気候に恵まれる場所であり、山地、平地、河川・海がバランスよく配置されていることから、古来より豊かな資源に恵まれた。また、海上交通の要衝にあったことから、時には海外も含め、他地域との積極的な交易活動によって非常に高度な文化摂取を行いつつ、これらを融合させ、自分たちのものに昇華させてきている。本稿ではこの過程を今に

見せる文化財を関連文化財群として、上記5つの歴史・文化的特性に沿うテーマごとにグルーピングを行い、保存活用対策を考えていく。



1. 「自然地形」

市内において地質時代からの地形形成過程が理解できる岩盤露頭や地層その他の地形が観察できる箇所、この地形形成によってのちに生まれた天地の恵みである天然林・水源・動植物と、この自然の恵みを利用して人間が築いた耕作地・漁場・園池、さらにはこれらの形成する景観を、関連文化財群として位置づける。

さらに、「自然が築いた、豊かな暮らし」の小テーマを以下のように設定し、関連文化財群を位置づける。

① 豊穡の大地の形成

白杵の地形形成過程の痕跡を示す天然記念物群。

② 天然の恵み

天然林・動植物類・水源などの天然記念物

③ 自然と共に生きる

耕地と漁場、自然に祈る信仰の場、これを取り巻く文化的景観。また川とおだやかな海に恵まれたことによる、泳法の発達。

2. 「灰石」の文化

市内においては数多くの灰石製石造文化財がある。これらを地元で産出する同一の素材を、さまざまな目的を持つ、さまざまな製品に加工していくことが本市の文化の多面性をよく表すものとして、関連文化財群として位置づける。

さらに、「自在の素材－「灰石」の文化」の小テーマを以下のように設定し、関連文化財群を位置づける。

①信仰と葬送

古墳表飾品の石甲から、磨崖物、石塔にいたる祭祀・信仰に関する有形文化財群

②権威と生活環境整備

城の石垣から建築・土木素材、石橋に至るインフラ・住環境整備の過程を示す有形文化財群、およびこれに関する史料群

③豊かな生活を支える

調理具や灯火など、白杵独特の生活文化を構成する灰石製の有形文化財・民俗文化財群、およびこれに関する史料群

④記憶と記録

灰石で製作された、地元への貢献者の顕彰碑などの有形文化財群。準関連文化財群として結晶片岩製顕彰碑も加える。

⑤石を切り出す

石切丁場の遺跡群および石切丁場に関する史料群。

3.「多様な宗教文化」

市内においては全国的にも珍しく、神道・仏教・キリスト教など、宗教関係文化財が豊富に残されている。こうした宗教文化が混然一体となって定着し、多様な文化を柔軟に受け入れて白杵の文化として融合させてきた過程を物語る資料を小テーマ設定の上、関連文化財群として位置付ける。

①原始的宗教の時代

原始的神道観から生まれた、古代期の埋葬遺跡である古墳や副葬品などの史跡や考古資料。

②仏教文化と地域社会

白杵荘立荘と白杵磨崖仏・満月寺建立、野津院の開発進行と村落の形成など、地域社会形成に必要とされた仏との結縁を示す、有形文化財の仏教石塔群や寺院跡などの仏教関係遺跡群、有形文化財である寺院施設や仏像・仏具等や、それらが形成する歴史的景観。およびこれらに関する史料群。

③キリスト教布教と地域社会

キリスト教は白杵の各地域社会にどのように浸透し、あるいは拒否されたかを物語る中世仏教石塔群の存在状況と、有形文化財であるキリシタン石造物群とキリシタン墓地史跡群。

④地域社会のよりどころ、神社

各地区の地域コミュニティの紐帯となってきた、有形文化財である神社の施設、無形文化財である祭礼行事や神事芸能、およびこれに関する史料群。

⑤宗教によって統制される人々

仏教寺院を介した檀家制度の整備、宗門改めなど、白杵藩政史料群にある宗門統制史料。

4.「生活文化」

白杵では弥生時代から、人的・物的な地域を超えた交流が活発に行われてきた開放的な土地であった。さまざまな地域から人や物が入り、在地の生活スタイルと他地域の生活スタイルを融合さ

せて独自の生活文化が営まれてきた。この過程を示し、多様な文化性の融合を示すさまざまな種類の文化財を、小テーマを設定の上、関連文化財として位置づける。

① 白杵の地形の移り変わりと、生活空間の変化

旧石器時代以降の人間生活の場の変化が、地形の変化とともに理解できる旧地形の依存場所や遺跡群、絵図資料群

② 道具と施設から見た、政治形態、生活様式の変化とさまざまな文化の影響

さまざまな地域や国からの影響を受けて変化する住民生活文化の変化を顕す、藩主調度品資料などの有形文化財、城跡などの史跡、考古資料群、民俗資料群、藩政史料群、生活史史料群。またその語り部。

③ 知識を知恵に一情報収集と学問へのあこがれ

自由に他地域との交流に出向けなかった時代に、他地域の情報やそれぞれの時代の一流の文化や知識を得ていたことを示す藩政史料の典籍・絵図史料群、石拱橋。

④ 豊かな風土が育む食文化

白杵の食文化を育んだ他地域との文化的交流、導入を示す考古資料群、藩政史料の工芸品の食器群、食に関する記録史料。

5. 「産業・生業の文化」

本市における多様な歴史性・文化性を構築できていたのは多種にわたるさまざまな生業や産業が脈々と営まれ、この豊かな生活文化を支えていたからである。また、中世以前は全国的にも有力な支配者がここに拠点を置き活動し、近世以降も商業都市として本市は栄えてきたが、その中で新たな産業が生まれ、本市の経済的活動を活発化させて現代にいたる繁栄が築かれてきた。本市の歴史の中で生活・経済を支えてきた生業や産業に関わるさまざまな資料を、小テーマを設定の上、関連文化財群として位置づける。

① 豊かな自然と農林漁業

本市の豊かな自然環境が生み出した海の幸、山の幸を採取したり、あるいはこれを人工的に栽培・養殖してきた過程やその特徴を示す現地の遺構や絵図や古文書などの記録史料。

② 交易・流通と交通

古くから他地域との交易により栄え、豊かな文化性を育んできた原動力である交通網のありようを伝える、鉄道・海運・道路交通に関する建築・土木遺構群、これらを記録する古文書・絵図・行政史料などの史料群。

③ 天然資源と海に育まれた鋳工業

本市の天然資源である鋳物資源を活用した鋳業、豊富で良質な水を活用して成長している醸造業や、本市に定着し、日本の工業の高度成長にも貢献した造船業といった工業に関する建築・土木遺構群、民俗資料群。

(2) 今に息づく歴史文化と、消滅の危機にある歴史文化

先述したように、本市の歴史文化の特徴でありその本質は「豊かな風土と気候に育まれた、豊

かで多様な歴史文化」ということに尽きる。少なくとも昭和 30 年代、高度成長期の直前までは、「イエ」を継承する当主を必ず立て、複数の世代の家族が一軒の家に住み、家族の誕生から葬送までの生活を共にし、通常生活における調理や清掃などの家事の方法や、生活における行事や習慣を近世的な家族構成の中で保ってきた。さらに「イエ」・「家族」という社会の基礎的集団が、地区や地域の共同作業や祭祀行事に携わり、地区や地域のコミュニティを維持してきた。

しかし昭和 45 年(1970)にいわゆる減反政策が始まったことにより、新規の開田だけでなく水田の放棄が始まり、農業の将来を見据えて先祖伝来の田畑を子孫に継承させない選択を行う農家も多くなった。これによって野津地域など豊かな耕作地帯を有する本市においてもそれは同様で、農家の若手が地元を離れて就職し、地元以外に所帯を持って地元に戻らないという現象が進み始めた。

また、漁業集落地帯でも同様の現象が起き始めた。本市における漁業は、地元の船主(網元)が所有する船に地元民が乗組員となって遠海漁場に行き、小型船舶で個人が近海沿岸漁業を行うか、という形態であった。しかし高度成長期以来、遠海漁業は大資本の漁業会社が大規模な船や設備を投入して大規模な漁獲量をあげることが主流となり、高度成長期末期には、個人で経営する旧来の網元制度も徐々に崩壊をはじめ、また、漁船員も安い賃金で雇用できる外国人船員が多くなったことから、漁業者の漁業離れが著しくなった。

こうした現象は、高度成長期を境に顕著となり、第一次産業地帯だけでなく、商業地域である中心市街地やその周辺の旧村中心部でも同様の状況が続いている。昭和 60 年代から平成初期にかけて、国道 217 号線沿いで、中心市街地周辺の旧耕作地や山林が開発されて核家族を望む住民の住宅地となり津久見市域などから移住者が増えたが、これは一時的なもので、最近ではこうした昭和末期の新興住宅地においても、住民の高齢化が深刻化している。

こうした本市の人口減少は、旧来の信仰や生活習慣の中で息づいてきた有形・無形を問わずさまざまな文化財の個人、あるいは地域コミュニティでの保存維持管理を困難にさせている。その途上である昭和 60 年代には、旧城下町地区において、侍屋敷や商家などの空家化と近代的改修・改築が進み、近世よりつづく歴史的景観が徐々に失われる傾向が顕著となった。これを憂慮した市民の有志が町並み保存運動を展開し、これに行政が応える形で「臼杵市歴史環境保全条例」を昭和 60 年(1985)に制定し、旧城下町の歴史的景観を保全するための基準や助成措置を定めた。昭和 50 年代から文化庁が制度化した重要伝統的建造物群保存制度によらず独自の取組による、現代生活と歴史的景観の保全を両立させようとするこの試みは全国に注目されたが、中心市街地の過疎化は一向に改善しないまま現代にいたっている。

一方で平成 10 年代から急速にインターネットが普及し、日本のみならず世界各国の情報や交流が個人の家庭内で可能になった。この環境を活用して本市の歴史文化に関する情報を個人でも発信することが可能となり、これによって本市在住者以外の人々が訪れ、さらに本市の歴史文化の情報取得やそれを体験した感想などの発信が活発になってきている。また最近では、インターネットを通じて若い世代の城や古墳をはじめとする文化財への関心が高まり、また、臼杵磨崖仏をモチーフにした「ほっとさん」のように、キャラクターフィギュアにそれぞれの地域の歴史上の

人物や事象がモチーフになる流行がみられるようになっている。

そのような中で、令和3年度に「ユネスコ創造都市ネットワーク」(食文化分野)への加盟認定がなされたことを契機に、白杵の「食」という立場から、本市の歴史・文化を見直し、固有の文化的伝統にのっとった食文化創造を行っていかこうとする動きが活発になっている。

このように本市の歴史・文化は、その証言者といえる文化財という形態で今に残されているものが多い一方、生活・信仰行事や言語や習慣という通常生活の中での文化(以下、「生活文化」)は民俗資料的な存在であるが、日常生活の中でそれが文化として市民に意識されないまま継承されているものも多く、文化財は静態的、生活文化は動態的に現存しているといえる。前項で挙げた5つのテーマにかかわる文化財や生活文化がどのように今も息づき、どのように消滅の危機に直面しているかは以下のとおりである。

1. 「自然地形」

①今に息づく歴史文化

白杵の地形の成り立ちをよく理解できるのは、本市北部の樅ノ木山系、本市南部の鎮南山・樺が城山系での岩盤露頭、白杵湾沿岸の岩礁露頭、白杵・八代構造線の形成する構造谷、そして阿蘇熔結凝灰岩露頭である。樅ノ木山系、鎮南山・樺が城山系の地質構造を示す岩盤露頭、構造谷は今でもよく観察することができ、小学生から高校生の地学系科目の授業にも十分活用でき、プレートテクトニクスの理解を行うには大変適した環境にある。鎮南山系からの豊富な湧水は今も絶えることなく、また、市民生活に不可欠なものとして利用されているが、反面、こうした天然の恵みの意味を市民が十分に知らないままであるのも確かである。

波静かな白杵湾は、また、海産資源の養殖に大変適している。最近では餌に白杵の名産品であるカボスを使用する「カボスブリ」や酒かすを使用する「白杵酔ブリ」など、本市の特性を活かした創造的な漁業も盛んになってきている。

また、本市の穏やかな湾を活用して継承活動がなされている日本泳法である近世以来の「山内流」は、継承団体である「山内流流泳所」によって伝承者の育成が継続して行われてきている。

②消滅の危機にある歴史文化

白杵の、そして日本の地形の成り立ちを地質の面から学ぶうえで絶好の教材である白杵湾沿岸の岩礁は、最近の白杵湾沿岸地域の道路整備によって埋立てられ、その観察が次第にできなくなっている。過疎化の進む白杵湾沿岸部の漁村集落維持のために道路整備は欠かせないものであり、自然史資料の保存との両立が難しくなっている。また、本市の地質史を特徴づける、鎮南山・樺が城山系の基盤層である石灰岩層の秩父古生層については、本市の地質史を語るうえで貴重な存在であるが、一方で津久見市とともに本市の数少ない地下資源であり、津久見市での採掘がほぼ終了したのちに東神野地区で採掘を行う計画が鉱業事業者から提出されている。この鉱業権申請が認められれば、本市の地質的特性を学ぶサンプルが失われることになるとともに、現在もわずかに残る東神野地区の集落が移転することとなり、さらには東神野地区に伝わる民俗芸能等が現地で継承できなくなる恐れがある。

「山内流」についても現在継承者の育成がなされてきているが、少子化が著しく、これに参加す

る児童・生徒が年々減少してきており、今後の対策が必用となっている。

2. 「灰石」の文化

①今に息づく歴史文化

灰石製の文化財は、信仰・埋葬、建築・土木建造物、石碑といった種類では極めてよく残されている。ことに仏教石塔類や神祠は近世以来の信仰の対象となって地区で大切にされているものがあり、無形民俗資料と一体となって動的に継承されているものが多い。またこうした信仰・埋葬に係るもののほか、建築・土木建造物の多くは行政による文化財指定を受けて静的に保存されている。最近まで灰石の採掘は市内で行われていて、その加工にあたる職人も数多くいたが、現在は安価な中国製石材が墓石を中心として普及してきており、昔ながらの灰石加工を行う職人は少なくなってきている。そのような中でもわずかに残った石工が近代期から受け継がれている作業道具を保持し、わずかに行政や民間から受注のある灰石加工にあたり、古墳時代以来発展を遂げてきたその技術を継承している。

②消滅の危機にある歴史文化

先述したように、平成期から日本に安価な中国製花崗岩が輸入されるようになると、消費者の側も高価な灰石製品を求めずに、安価で仕上げも光沢を持ち手入れも安易な花崗岩製品へと志向を変えてきた。これは灰石の文化が定着している本市においても同様で、昭和期まで灰石製品の独壇場であった墓石や石碑についても、花崗岩製が一般化してきたのである。硬質の花崗岩を鏡面仕上げにするためには従来の灰石加工用具では不可能であり、こうした工具や機械の入れ替えにともなって、チョウナやノミといった手工具で彫刻加工を行う機会はほぼなくなりつつある。灰石製の文化財は遺されたとしても、それと同様のものを製作する技術は今後絶える恐れは十分にあるし、灰石そのものを素材とした製品が市民生活の中で使用される機会もなくなり、文化財とされたものを後世に残していく静的な保存のみになっていくことが予想される。

3. 「多様な宗教文化」

①今に息づく歴史文化

本市における仏教施設や文化財については、良好な状態で各寺院が寺宝として、あるいは行政による指定等文化財として静的な保存がなされており、近世以来の檀家が各寺院における祭祀・行事などを寺院とともに行っており、信仰という文化自体は動的に維持されている。

神道施設や文化財についても、施設や祭礼行事が文化財として指定されているものについては、静的にも動的にもよく残されている。祭礼行事を今なお継続して行う神社については地域のコミュニティがまだ解体していないことがその維持の大きな要因となっている。また、神事芸能である神楽や風流の継承活動を続ける地区が存在しており、神事芸能継承が地域コミュニティの維持のための紐帯として機能している例もある。

キリスト教施設については、江戸期の禁教令により布教許容期(1549～1614)の施設や信仰祭儀や信仰具は、その信仰組織の解体とともにほとんどが失われたが、民俗信仰の形態をとっていたり、隠へいされて現代まで残されていた信仰遺構については、平成 23 年の国史跡下藤キリシタン墓地の発見を契機に、地元のカトリック教会や修道院が定期的に布教期当時とほぼ同じ方

法で下藤キリシタン墓地において祭儀を行う活動を始めている。

庚申塔など民俗信仰関係の文化財については、高度成長期に地域コミュニティが解体を始めたころから徐々に祭礼等の行事を行わなくなってきた。このため祭儀の証であった石塔などの有形文化財は静態的に残されているが、民俗的習慣としての信仰はほぼ途絶えている。

このように、信仰に関する歴史・文化は、信仰組織が維持されているケースにおいては、静態的・動態的に伝承されている。

②消滅の危機にある歴史文化

本市の神道関係施設・祭礼行事は危機に瀕している箇所が極めて多い。すでに山間部を中心に限界集落に達している、あるいは達しそうな地区では、神社施設そのものの維持と、祭礼執行の維持が完全にできなくなっているところもある。神道は地区住民による氏子の葬送儀礼をほとんど伴うことがなく、祭礼についても一家の先祖供養といった家庭運営の義務的意識ではなく地域の伝統行事という認識が地区住民にあることから、仏教寺院よりさらに地区コミュニティの強さに依存する面が大きい。それだけに地区コミュニティが解体してしまうことにより、神社や祭礼行事が失われる危機感が強い。また、庚申講などの民俗信仰も地区住民の運営によるものであることから、集落の減衰や信仰維持の意識の希薄化により、ほぼ消滅している。

仏教施設や祭祀行事についても、最近では先祖以来の信仰に対して無関心化が進んでいることから、全国的にいわれる「檀家離れ」が問題となっている。仏教寺院の維持運営は檀家からの定期的な維持運営費の徴収、寄付に頼るしかなく、檀家の高齢化が進み、若年層が市外に居住する傾向が著しい昨今は、檀家構成者の中心である高齢者層の金銭的負担が困難となってきていることから、指定文化財の静態的継承以外に、近世以来仏教寺院が担ってきた仏教文化の維持は有形・無形を問わず困難な状況下にある。

キリスト教文化財や文化の継承については、カトリック臼杵教会信徒が年々減少しており、経営は厳しい状況にあるが、組織的にはその教理の性質上、カトリック中央協議会傘下にある大分司教区のもとで運営されており、カトリック文化の消滅の危険性は比較的低い。

4.「生活文化」

①今に息づく歴史文化

本市における方言は、大分県中央部独特の言葉に、肥筑方面、瀬戸内方面の言葉が入り混じり、元を探れば古語の京言葉がほとんどという構成であるといわれる。これは臼杵が海を介して九州一円、瀬戸内から京阪神方面と積極的な交流を行っていた名残といえる。情報化社会となり、さまざまな地域の物品が簡単に入手できるようになった現代の生活の中にこうした他地域の影響を感じることはあまりなくなったが、静態的には臼杵磨崖仏をはじめとする京風文化の存在を示す文化財や、考古資料や藩政史料群からその存在を知ることができる。本市の食を考えると、郷土料理である茶代寿司やキラスマメシは、地元で豊富に採れる魚介類を有効に活用する地元で考案されたものと考えられるが、黄飯については東海沿いの宿場町にも近世初頭から名物として存在するケースが多く、その初源は宮廷料理であった強飯の「染飯」にルーツがあると考えられる。京風の料理法が地元の料理として展開していくという、本市の文化特性を象徴するような存

在である。おそらく動態的な本市の伝統的生活文化というものは、食にのみ痕跡をとどめているのかもしれない。

その中で年に1回行われる県無文「臼杵祇園まつり」の山車の囃子方の練習が毎年6月いっぱい行われることや、神楽や風流の継承活動が一部の地区で行われていることが、生活の中で地域文化をつなぎ、近世以来の生活文化を、わずかながら遺すことにつながっている。

②消滅の危機にある歴史文化

先述したように、高度成長期の中で核家族化が進むと同時に、家屋の改修や改築、新築、テレビやさまざまな書籍等の印刷物、そしてインターネットの普及により臼杵の伝統的な生活様式は現在にいたるまで一変した。地域からは生活用品を販売する個店が消えて大規模小売店舗やコンビニエンスストアへと様変わりし、大型銭湯はあるものの、地区のコミュニケーションの場であった街角の銭湯は消滅した。先述したように地区や地域の精神的紐帯であった産土神を祀る神社祭礼行事や、仏教行事といった信仰に関する行事への取り組みという一体感も徐々に薄れてきている現状にある。また、特に子供を持つ家庭において、学校外での習い事やクラブ活動を含めた学校行事を中心とした生活となっていることにより、地域・地区に伝わる生活行事の変化や減少につながっていることも考えられる。

ことに野津地域では最近まで先祖の開発した土地を守るという意識が強く働いており、先祖伝来の土地で農耕活動を行う伝統があったが、これも最近の家族形態の変化や時代の趨勢で少しずつ変化の兆しが見えてきている。

5.「産業・生業の文化」

①今に息づく歴史文化

本市に弥生時代以来続いている産業は、農業、漁業、狩猟、輸送業、工業である。輸送業は海上輸送であり、弥生時代以来の石材加工は最古の工業活動のひとつとして、現在もなお、石業者による灰石などの石素材加工が継承されている。

少なくとも中世以降には金属加工業、近世以降には木工、漆器製造、醸造業が加わり、このうち工業生産活動は造船関係、漆器製造は仏壇・仏具製作、醸造業は味噌・醤油・酒類の大量製造へと発展している。このうち近世以来の伝統的技術を以て継承されているのは、仏壇・仏具製作と、味噌・醤油・酒類製造であろう。醸造業のうち味噌は少量ながら一部の店舗では在地技法で製造が続けられている。

近代以降の工業を継承しているのは陶業と造船業である。陶業は新進の作家が近世に臼杵で操業のあった陶磁器生産を意識して、その復活という立場で作陶活動を行っている。造船業は現代の造船技術で行われているが、最新の造船技術が本市に育った背景には、近代以来の造船技術を受け継ぐ優秀な技術者や職人が数多くいたからといえる。

また、こうした生産産業を支えていたのは、道路や鉄道、上水道などのインフラである。近世段階の旧道は形状を変えずにいまだに遺されている箇所も多く、当時の橋梁である石橋もわずかに残っている。近代に整備された道路では、その石橋や鉄橋、コンクリート橋など道路橋がわずかながら整備当時の姿をとどめている。鉄道施設については大正4年の開業時のまま使用されてい

る鉄橋や隧道、橋台が各所で残るほか、建築遺構として駅舎が開業時のままの姿で使用されつつ残されている。上水道についても、昭和11年の給水開始時の井戸やポンプ室のうち、一部は現在も残されている。

このように産業に関する有形・無形の文化財、産業遺産は、動態的に保存されてきている感が強い。これらの伝統的地場産業を文化財として位置付けるためには、継承されてきた道具を使用し、生産活動を続けていくことが肝要であろう。

②消滅の危機にある歴史文化

醸造業を中心に、本市の伝統的産業が継承され現代的な発展を遂げている一方、市内にはかつて数多くの工房のあった鍛冶業者をはじめ、ろくろ木工業者、塗師といった伝統技術継承者がこの30年ですべて廃業してしまった状況にある。また農家などで行っていた縄や履物といった藁の加工品製造など、家内制手工業という形態は消滅している。伝統の組子灯籠の製作が行える仏壇・仏具製造業者はすでに市内に一軒のみとなり、近世以来の工芸品製作技術の伝承が困難な状況にある。

第Ⅲ章 文化財の保存・活用に関する方針

第1節 既存の文化財調査の概要

(1) 指定文化財悉皆調査

本市における指定文化財悉皆調査は、外部委託により平成27～28年度に実施した。所在地と所有者、文化財の規模と概要、保存状態などの基本情報を記したカードを指定文化財ごとに作成してこれを集成して台帳とし、住宅地図を活用した位置詳細図を作成した。

また、これに合わせて本市の文化財を概説するパンフレット『白杵市の文化財』を刊行し、白杵市歴史資料館で販売している。

(2) 歴史資料の調査

本市所蔵の歴史資料については、平成13～16年度に国庫・県費補助により「近世古絵図史料調査事業」を、平成21～27年度に国庫補助による「白杵藩政史料調査事業」を実施した。「近世古絵図史料調査事業」は白杵藩政史料のうち、絵図類に関する悉皆調査と保存状況調査で、「白杵藩政史料調査事業」は絵図類以外の古文書、典籍類の悉皆調査である。これによって本市所蔵の藩政史料についての目録・台帳作成が完了した。

(3) 中世石造物の悉皆調査

平成20～27年度に大分県教育委員会が、全県下にわたる「大分県古代・中世石造物分布調査」を実施し、本市においてもその調査が行われた。これによって本市に所在する古代・中世の石造物の分布状況と種別、年代を記した一覧表と分布図が作成され、実態把握ができた。

(4) 中世城館の悉皆調査

平成7年～16年度にかけて大分県教育委員会が、全県下にわたる「大分県中世城館調査」を実施し、本市においてもその調査が行われた。これによって本市に所在する中世城館の分布と形態についての実態把握ができた。

(5) 史跡・埋蔵文化財の調査

本市での発掘調査は昭和40年代より緊急、保存目的(重要遺構確認調査)、学術、の各調査が現在まで行われてきている。そのうちの主なものとして

・白杵石仏群地域遺跡発掘調査

昭和51年から現在まで続いている、国宝・特別史跡「白杵磨崖仏」周辺の満月寺以降の確認

調査。中世段階では満月寺の中央に水面があり、満月寺は浄土庭園を取り込んだ寺院であったことが確認された。

・県史跡「白杵城跡」発掘調査

平成3年から継続的に現在まで行われている調査で、大友期の御殿跡の存在や、天守が16世紀末期に初建されたこと、大友期とそれ以降では主郭位置が逆転していることなどの解明につながっている。

・国史跡「下藤キリシタン墓地」発掘調査

平成22年～27年度に行った発掘調査で、日本で初めてキリシタン墓が地上・地下遺構を完全に残して群をなすキリシタン墓地遺構を発見し、国の史跡指定につながった。

・「野村台遺跡」発掘調査

農道建設、住宅地造成に伴い平成4～7年度に実施した緊急発掘調査で、12世紀末期に廃絶した大型溝状遺構、14世紀半ばに廃絶した大型溝状遺構が検出され、その埋土中からは大量の輸入陶磁器とともに、樟葉型瓦器碗や備前系須恵器碗、伊勢系土師器皿など、この地に居館を構えた者が西日本地域と活発な人的・物的交流を行っていたことを示す遺物が大量に出土している。この施設は白杵磨崖仏建立や白杵荘立荘の時期と重なり、白杵荘の管理施設であることが考えられている。

・「荒田遺跡」発掘調査

高速道路建設に伴い、平成9年～12年度に実施した緊急発掘調査で、野村台遺跡、白杵石仏群地域遺跡の遺構盛行時期である12世紀後半～13世紀初頭にかけての有力者一族の墓群であることが判明した。その後15世紀～16世紀にかけて再び墓地として利用され、大友氏除国後以降は畑地となった場所であることが確認された。

・「白杵城下町跡」発掘調査

平成12～13年度に実施した旧城下町の本町地区における緊急発掘調査。イエズス会士の記録通り、16世紀後半から町場の形成が始まっていること、「稲葉家譜」の記述から考えられていた17世紀初頭に埋め立てられた本町北側の入り江の存在など、城下町形成に関する史料記述との一致が認められたほか、大友期以来の火災記録と一致する火災層が検出された。

を挙げるができる。これらから史料上では見えてこなかった本市の歴史や文化性についての解明が進んでいる。

(6)無形文化財の調査

白杵地域では平成3年に刊行された『白杵市史(下)』の関係調査として、平成元年～二年度に無形文化財調査が行われている。成果は『白杵市史(下)』の第6章「信仰と神事芸能」に収録されている。また、旧白杵市教育委員会では昭和50年～60年度ごろに、社会教育課が白杵地域の伝統芸能をVHSビデオに録画する記録活動を行っており、現在はこれをデジタルデータ化した資料が閲覧できる。

野津地域では平成5年の『野津町誌』刊行のために、平成2年より無形文化財調査を行っている。その成果は『野津町誌(下)』第5章「信仰」・第6章「芸能・娯楽・童戯」に収録されている。

(7)民俗調査

昭和52年度国庫補助事業により「白杵石仏地域の民俗調査」事業を行い、昭和53年に報告書を刊行した。これは国宝・特別史跡「白杵磨崖仏」の歴史的解明を民俗資料から行おうと試みたもので、白杵磨崖仏の所在する深田・中尾・家野・前田・門前の各地区において生業や習俗に関する聞き取り調査、生活用具、職工具など民俗資料の記録を行ったものである。

また、『白杵市史』・『野津町誌』刊行のために民俗調査が行われ、その成果は『白杵市史(下)』第5編、『野津町誌』第4編に収録されている。

(8)未指定・未登録文化財の調査

未指定・未登録文化財の悉皆調査は、本計画書を作成するにあたり令和2年度に行った。方法は市内各地区の自治会長へのアンケート調査で、これによって判明した未指定等文化財については、本計画書第Ⅱ章3・4節に反映している。

第2節 文化財の保存・活用に関する課題

以上、第Ⅱ章で述べたように、本市の文化財については保存・活用の体制と実施が充実して行われているものと、そうではないものが明確に分かれる。概観して保存・活用が充実しているものは公的機関等が文化財の所有もしくは管理を行っているもので、ある程度の財源と当該文化財の保存管理・活用についての知識や経験を有する担当者が確保できることがその理由として大きい。その反面、文化財の保存・管理が適切に実施できていないものは、所有者が個人や地区であり、財源の確保や清掃等の管理の行える人材が整わない傾向にある。

以下、前章5節1項の、5つの本市の歴史・文化特性テーマの細目に従って保存・管理対策の課題を列挙し、テーマごとにその活用の課題を提示する。

なお、現在、本市所有、あるいは寄託資料については、平成26年9月にオープンした吉小野地区の「白杵市文化財管理センター」で考古資料・歴史資料を、民俗資料は昭和期に久木小野地区に建てられた「民俗資料収蔵庫」に民俗資料をそれぞれ保管している。また、こうした資料は資料の適正な公開期間に考慮しながら、市浜地区に平成26年4月に開館した「白杵市歴史資料館」で展示を行っている。

(1)文化財の保存・管理対策に関する課題

1.「自然地形」

①豊穡の大地の形成

本市内に所在する地形形成過程の痕跡を示す天然記念物群(以下、「地質資料」)の大半は、岩盤の露頭である。これらは海岸などの公有地にあることがほとんどで、白杵湾海岸部の大半は日豊海岸国定公園および豊後水道県立自然公園の範囲内にあり、現状変更行為などについては規制があるために現地の地質資料や動植物は保護されているが、県営で海岸部の道路改修がかなりの範囲で進んでおり、海岸における岩盤の見学はほとんどの地区でできなくなっている。自然岩盤が残されているのは道路から離れ、通行が困難で崖が急峻な、危険性の高い場所である。過疎化の進む漁業集落地区の生活環境の向上を図りつつ、現地における地質資料の保存と活用を行う方法の検討と実施が課題となる。

②天然の恵み

本市の天然林は、植林の進んでいない白杵地域によくみられる。「日吉社のコジイ林」が天然記念物として県指定を受けているほかは未指定であるものの、二次林が多いことは確かであるが、亜熱帯系のウバメガシ、アコウなどの天然林があり、本市の気候が温暖であることを示している。また、津久見島は島全体が貴重な一次天然林により覆われている。こうした海岸部の天然林は海岸部において森林法に定める「魚つき保安林」として保護されているが、内陸部の希少植物による自然林については文化財としての積極的保護を行う必要がある。また、津久見島においては国定公園で保護される野鳥の糞害で保護すべき樹木が枯損するケースが最近見られ、対策を講じる必要がある。

③自然と共に生きる

水田、畑地など、耕地は、特に野津地域において広大な範囲で見られるが、中世以来耕地を継承していた耕作者が減少傾向にあることから、農耕とともにあった、地区コミュニティや民俗信仰など伝統的な生活文化が失われていく状況にある。これによって耕地は荒れ、その跡地に外来植物など生育力の強い植物が繁茂したり、人間生活に害を及ぼす鳥獣類の増加につながっている。

白杵湾沿岸部でも漁業集落で、若手住民が漁業の継承をしなくなったことにより過疎化が進んでいる。かつては集落を挙げて行っていた地引網漁法や祖霊・産土神などの祭祀といった地域行事が維持できなくなっている。

穏やかな白杵の海は水泳に適した環境であり、大正期から白杵の伝統泳法である「山内流」遊泳所が、浮力があり泳法所作と水に対する恐怖心を克服しやすい海岸での教習を始めた。現在、泳法伝習が行われる中津浦地区の鯉来ヶ浜は、全国的にもサメの目撃情報が相次いだことから侵入防止網の設置などの対策が必要となったり、伝習地の海底が一面の礫で覆われ、これにフジツボなどが付着して教習生がけがをするなどの被害が生じたりしており、伝習地の整備が必要な状況にある。こうした対策には以前は地元住民の協力があったがしていたが、高齢化や人口減によって困難な状況になっている。また年々、市内の小中学生の海水浴離れが進み、伝習者の数が減少の一途をたどっているなど、小中学生をはじめ市民の「山内流」への興味・関心をいかに維持していくかが課題となっている。

2. 「灰石」の文化」

①信仰と葬送

国宝・特史「白杵磨崖仏」や国有文「石甲」(白塚古墳)といった文化財については、覆屋の設置を行って保存環境の向上を図ってきた。しかしこうした処置がされている灰石製文化財はわずかであり、その多くは露天環境にあって、凍結破砕や生物類付着による劣化が進む一方である。灰石製文化財は加工がしやすい反面、こうした自然環境による劣化を起こしやすい性質を持っていることから、各個の文化財の歴史・文化的価値を把握しながら保存対策を行う必要がある。

②権威の視覚化と生活環境整備

近世藩主権力の象徴としての県史跡白杵城跡の石垣や、生活環境向上のインフラ整備の成果である国有文「虹澗橋」をはじめとする石橋や石畳、側溝などの施設・設備などが残されている。こうした城郭や石橋については、ほぼ指定文化財となって市が管理していることから保存対策を実施、あるいは実施できる体制にある。しかし石組水路については市と民間で管理している箇所があいまいなものもあり、管理の責任分界点を明確にした上で保存対策をはかる必要がある。

また、市内に残る石畳道や水路については本市で把握できていないところも多くあるとみられ、通常の市内巡回の際に発見に努めるなどして、その全貌の把握を行う必要がある。

③豊かな生活を支える

現存し市が管理している侍屋敷などにある灰石製の生活設備についてはそのまま保存管理が可能である。市民生活の中で使用されていた灰石製の生活用品については、その使用が行われていた家屋の解体の際に除却され、貴重な民俗資料が失われてしまうケースがみられる。

石製灯籠などの灯火具は、昭和期までには灰石製であったが、平成期以降は花崗岩製のものが主流にありつつある。旧来の灰石製灯籠が破損や劣化をするたびに花崗岩製に置き換わっていく状況にある。

④記憶と記録

近世から近代に建立された顕彰石碑は現存しているが、経年劣化によって碑面が破損し、刻銘を読めないなどの障害が出ている。また、こうした顕彰石碑は「虹潤橋碑」のように文化財指定を受けているものは保存対策措置をはかれているが、未指定のものについては建碑の由来と刻銘の判読を含めた調査を行い、保存対策を講じる必要がある。

⑤石を切り出す

市内には藩主家紋を岩面に刻む藩営の石切丁場跡が3箇所を確認されている。最大の白杵藩営石切丁場であった戸室台遺跡内の丁場跡については、周辺に住宅が密集しており、県の急傾斜危険地域に指定されていたため、この対策工事を行った際に丁場に刻まれていた藩主家紋や注意書きなどの刻銘が、岩面へのモルタル吹付によって見るができなくなった。こうした丁場跡が地域住民の生活に危険を及ぼす場合は、戸室台遺跡の丁場跡のように三次元測量などによる記録保存を行って工事を実施するほかないが、こうした測量記録には多大な費用がかかり、個人や企業による開発が行われる際は、費用を原因者に負担させることは困難である。

また、近代～現代の個人所有の「石山」が、現在では採掘をやめたまま放置されている事例が多くあり、自然災害等の原因となる可能性もあり、何らかの対策が必要である。

3. 「多様な宗教文化」

①原始的宗教の時代

古墳出土資料については、白塚古墳出土品以外は白杵市文化財管理センターで保存管理・公開を行っており、白塚古墳出土品も管理者が一般公開を行っている。鉄器類は昭和60年代に保存処理(脱塩・樹脂含侵)を行ったが、脱塩が不十分であったため、再度錆が析出しており、定期的な保存処理対策が必要である。また、保存処理を行っていない神下山古墳出土資料については、調査の上早急な保存処理を行って適切な管理環境のもとに置く必要がある。

②仏教文化と地域社会

12世紀の白杵磨崖仏と満月寺の建立を契機に、市内での開発が急速に始まるが、この過程を示すのが結衆塔として造られた仏教石塔類である。特に野津地域においては各村が開発されて立村するたびにこの結衆塔が建立されていった様子がよく理解でき、仏教石塔を現地で保存することは、その塔の工芸的価値だけではなく、地域社会のなりたちを考える上で不可欠な資料でもある。古文書などの記録史料に恵まれない本市の地域史解明にあたって、建立の意図を記銘し、建立当時のままの位置を保って残されているこうした仏教石塔類は貴重な資料である。

しかし本市でこうした仏教石塔のほとんどは地区もしくは個人の所有で、仏教石塔が多数存在する山間部集落の過疎・住民の高齢化により、地区や個人での維持管理が困難な状況となっている。また山間部では台風などの被害で石塔類が破損していることに地区住民や所有者が気が付かないケースが増えてきていて、個人や地区が歴史的価値を損ねないように現位置で保存す

ることの困難さが日を追って深刻になってきている。

③キリスト教布教と地域社会

キリスト教関係文化財については、近代以降幾度か訪れたキリシタン文化ブームの中で、こうしたブームに触発された在野のキリシタン文化財愛好家や郷土史家によって、本来キリシタン文化財ではないものがキリシタン、あるいは潜伏キリシタンの遺構・遺物であるとされ、文化財指定を受けたものも多くあった。平成20年代よりキリシタン遺構・遺物についての学術的研究が活発となり、従前よりキリシタン遺構・遺物とされていたものの再検証が行われた。本市は布教期にキリシタン文化が栄えた地域であることもあり、多くのキリシタン遺構・遺物が存在すると言われたが、昨今の学術研究をもとに検証を行ったところ、大半がキリシタンとは関係のないものであるということが判明した。一方で国史跡「下藤キリシタン墓地」や市有文「寺小路磨崖クルス」のように、全国を代表するようなキリシタン遺構も確かに残されており、今後は最近の学術研究検証に基づき、確実な遺構・遺物のみを残していく必要がある。

また、「クルスバ」と呼ばれるキリシタン墓地遺跡には、破壊された結衆塔残欠が放置されていることが多い。これはその集落が仏教からキリスト教へ転換したことを示す貴重な資料であるので、キリシタン遺跡と併せた保存対策をはかる必要がある。

こうしたキリシタン遺跡は個人所有地である場合が多く、今後の保存維持のために所有者との連携が大切になる。

④地域社会のよりどころ、神社

市内に現存する神社は、施設が古くても新しくても、祭礼や行事を通じてそれぞれの地区の紐帯となってきた存在であり、有形文化財であると同時に無形の民俗文化財としての歴史・文化的価値を有している。これは施設そのものだけでなく、祭礼等を行う地域コミュニティの機能の在り方に合わせ、今後の維持について考えていかなばならない。

市内中心部の神社を除けば、市街地周辺の神社を維持する地区の少子高齢化、あるいは過疎化が著しくなったことで、今後、神社そのものの維持ができなくなる恐れのあるところも多い。神社祭礼や神事芸能の維持のためには、地区コミュニティの再編成が課題となる。

⑤宗教によって統制される人々

近世期宗教統制史料は本市が所蔵し管理する藩政史料群に含まれ、膨大な量がある。これらの解説は宗門統制史研究者らが行って個々に報告、発表していたが、現在は近世宗教統制の学術的研究が進み、従来の「キリシタンは江戸時代を通じて過酷な目に合わされていた」というステレオタイプの禁教史観が見直されてきている。本市はキリシタン関係遺跡が良好な形で残っていることもあり、宗門統制の実態を知る上で本市は良好な環境にある。この特性を広くアピールするためにも、多くの研究者や一般市民がキリシタン遺跡や宗教統制史料を活用できる環境を整える必要がある。

4.「生活文化」

①白杵の地形の移り変わりと、生活空間の変化

本市の地形は、ことに白杵地域で海岸部の埋め立て、河川中流域から河口にかけての水田開

発が進み、この450年間で大きく変化をしている。大友義鎮が丹生島に臼杵城を築城してその周囲に海浜を埋め立てた町場が開かれて以来、臼杵地域の人々は生活の場を台地上から低地部へと移し、現代のように低地居住が一般化してきた。昭和期までは近世以降の埋め立て部分が大雨により浸水することも多かったが、現在では大型化しつつある台風などの影響での河川増水や、内水排除に対する対策を行ってきており、低地部の居住区域は住宅浸水被害を受けることが少なくなっている。

一方で砂を主体にして近世以降に埋め立てられた低地部は、大規模地震の際に地盤の液状化現象や津波により被害が拡大する恐れが大きい。本市の歴史・文化性を景観として残す城下町時代の歴史的景観を維持し伝統的建造物を保存していくことは、こうした災害に対しての抵抗力を高めるためにどのような対策をとるべきかという課題を常に内包している。

旧城下町地区の中心にある県史跡臼杵城跡は、旧城下低地部住民の水害時の避難場所となっている。史跡内であることと避難場所という住民の安心・安全のために不可欠な空間をどう両立させ、どのような整備が望ましいのかを、住民と共に考えていく課題が残されている。

②道具と施設からみた、政治形態、生活様式の変化とさまざまな文化の影響

本市には多様・多方面の文化を融合させて独自の文化としてきた歴史があるが、この過程や展開の様子を示すさまざまな文化財である歴史資料のほとんどと考古資料は本市が所有し、臼杵市文化財管理センターで良好な保存環境のもと管理されている。しかし有形民俗資料群については、久木小野地区にある、空調等の管理ができない仮設の収蔵庫で保管されている。有形民俗資料群の多くは有機質あるいは複合素材の製品で、変化の激しい保存環境下で日々劣化が進んでおり、早急の保存管理対策が必要である。

また、有形民俗資料の性格や用途・使用法を知るものは70歳代以上の人に限られてきていて、資料の歴史的価値とそこから見える本市の歴史と文化性を後世に伝える配慮が必要となっている。

③知識を知恵に一情報収集と学問へのあこがれ

このテーマに関する資料のほとんどは藩政史料群のうち典籍史料群である。これらは臼杵市文化財管理センターで一括保存されているが、センター施設の収蔵スペースが飽和状態となっており、新たな史料の寄贈等の受け入れが困難になりつつある。

④豊かな風土が育む食文化

藩主の食膳資料は美術工芸資料として、庶民階層の食膳・調理具資料(出土資料)は考古資料として臼杵市文化財管理センターに、民俗資料としての食膳・調理具は民俗資料収蔵庫で保存管理を行っている。先述のように民俗資料収蔵庫は保存環境の調節ができないことから、漆器類を中心として劣化が進んでいる。

また、古家を撤去する際にこうした食膳資料の寄贈の申し出を市民から受けることがあるが、臼杵市文化財管理センターも民俗資料収蔵庫も収蔵能力の限界がきており、貴重な資料であっても受贈できない状態となっており、臼杵の食文化を語りつくすためにも収蔵・管理施設の充実が望まれる。

5.「産業・生業の文化」

①豊かな自然と農林漁業

農・漁業関係資料は、中世までは考古資料に限られ、臼杵市文化財管理センターにて保存・展示しており、林業があらたに加わる近世以降の資料については、古文書や絵図など、藩政史料としての記録史料類は同じく文化財管理センターで保存管理しているが、近世末期以降の農林漁業用具など民俗資料は民俗資料収蔵庫で保存管理している。先述の通り臼杵市文化財管理センターは良好な保存環境が確保されているが、民俗資料収蔵庫は保存環境が適正ではなく、民俗資料庫の環境改善が課題となる。また、両収蔵施設とも資料収蔵能力の限界がきており、こうした資料の収蔵・管理施設の拡充が望まれる。

②交易・流通と交通

近世以前の他地域との交易・交流を示すものは、多くは陶磁器類などの考古資料で、臼杵市文化財保存管理センターに収蔵されている。近世段階の古道やここに架かる石橋、鉄道開通時の土木・建築遺構は現地においてよく保存されており、なかでも鉄道関係遺構のほとんどは当時のまま現在もなお使用されている。港湾施設についても昭和期の突堤が臼杵港にわずかに残されているなど、交通関係の遺構は比較的良い状態で現地保存されている。また、近世以降の本市の交易・流通・交通に関する資料は臼杵市文化財管理センターで保存管理されている。

遺構として現地に保存されているのは主として交通関係資料だが、鉄道関係遺構のうち土木遺構はJR九州の管理下にあり、現在も稼働中の施設であるため、今後、鉄道運営上の安全管理のために可能性は十分にある。また、臼杵港突堤遺構も大分県の管理下にあり、現役の港湾施設として機能しているため同様である。

こうした現役の交通施設遺構を文化財として保存していくことには極めて困難があるが、今後、管理者との協議検討を進めて善処する必要がある。

③天然資源と海に育まれた鋳工業

現在でも、臼杵の湧水を利用した伝統的手法の酒類醸造は市内の3社が行っている。また、すでに廃業した酒造蔵から譲り受けた醸造用具を民俗資料収蔵庫にて一括保存している。造船業については、造船施設は創業当時のものを残していないが、大正期の建築である田中造船社長邸宅は現在、フドーキン醤油株式会社本社屋として残されている。鋳業遺構はほとんど残されていないが、野津地域の水地地区において、ドロマイト採取坑道が良好な状態で現存している。

鋳工業については近代から現代まで操業しているところがほとんどで、調査が十分に行えずまだ残されている創業当時の遺構が存在する可能性もある。現存する遺構の保存対策をどう行っていくかの検討が必要である。

(2)文化財の活用に関する課題

1.「自然地形」

本市の豊かな文化性と歴史性はこの地形によるところが基盤となっているにも関わらず、現在、ジオパークの取り組みは行っておらず、地質史と臼杵の歴史・文化のかかわりを伝える一般向け

パンフレットや学校教育・社会教育の教材となるものはない。また、現地においても地質に関する解説板等は皆無であり、ユーラシア、フィリピンの高プレートの最先端が本市にあり、それが独特の地質構造を形成したために本市のさまざまな文化が誕生した経緯を、ひとつのストーリーとして広く一般に紹介する機会や施設の整備を行うことが課題である。また、これにあたっては、本市の地質構造について唯一紹介する『白杵市史』が30年前に刊行されたものであるため、最近の研究成果による一般向け解説パンフレットなどの刊行を行い、市民にその価値を周知させてこれを極力守っていける意識形成をはかる必要がある。

こうした本市の地形形成に伴い生じた石灰石は、これから本市の重要な資源として産業促進につなげていく必要もあるが、それによって消滅の危機にある採掘地に位置する集落景観と、祭礼や伝統芸能の保存と活用の方策をあわせて講じていかねばならない。

また、本市の自然と一体となって継続されている「山内流」については、伝習場所の問題や参加者の減少という、伝承活動の危機に直面している。より安全な伝習場所の確保に努めるとともに、学校教育の一環としてこの泳法を広く白杵の児童・生徒に伝えることなどの対策を講じていくことも課題である。

2. 「灰石」の文化」

白杵の伝統的工芸素材である灰石については、現在外来石材に圧されて活用がほとんど行われなくなり、豊富に存在する灰石製石造文化財の劣化や破損に際して、その修復を行える技術の維持が求められている。石工職人の数が減少している中で、石工職人の加工技術維持のため、関係組織・関係者と連携して本市内外で積極的な灰石素材を用いた製品の開発や利用を促進する機会を創出する必要がある。

3. 多様な宗教文化

国宝・特別史跡「白杵磨崖仏」や国史跡「下藤キリシタン墓地」をはじめとする宗教文化財や市内の神社、寺院については、白杵市観光協会により『うすき祈りの回廊』という名称で白杵の豊かな宗教文化を観光資源にするための観光コース整備が行われている。これは市内の各寺社や宗教遺跡を紹介しながら白杵の宗教文化やその歴史性が理解できるパンフレットを作成し、集印ラリーの形式でこれらのコースを巡回できるように配慮するもので、これに対応できるツアーガイドの育成にも努めている。また白杵市教育委員会では市内のキリシタン遺跡、特別史跡「白杵磨崖仏」について、最新の学術研究成果をもとに一般市民向けにわかりやすくその歴史的・文化的価値を解説するガイドブックを作成し、無料で観光客、市民に配布して現地案内の際の資料として活用している。また、令和3年度には磨崖仏尊像の性格とここに彫られた意味をポップに解説して多くの人たちに親しんでもらう試みとして、(一社)白杵市観光協会・白杵市おもてなし観光課・文化・文化財課がタイアップして『美仏総選挙』を実施して好評を得ている。

この「うすき祈りの回廊」については、観光関係部局・団体とタイアップして他の関連文化財群よりも活用の面は進んでいるが、多くの関連文化財が幹線道路から離れた場所にあり、大型バスなどが入り込めないため、大型タクシーや自家用車を使用せねばならず、これから観光資源とするにはインフラの整備が課題としてある。

4.「生活文化」

本市での多様性を持った文化は、農漁業集落や旧城下町エリアの景観に見ることができるし、その中での食材育成や採取、そしてこれらの調理と食事作法といった食文化のなかに現在もなおよく伝えられている。いわば、生活文化というテーマによる文化財の活用の実態とは、近世以降の町や集落に住み続けている人々が行う、普段通りの生活であるともいえる。

しかし、旧来からの農漁業集落だけでなく、旧城下町である中心市街地においても人口減少と少子高齢化が進み高齢者の独居世帯も増えており、空き家の増加とともに地域の生活文化を継承する人々やつながりの希薄化という大きな問題に直面している。

こうした本市の多様性をもった生活文化を文化財として継承していくためには、旧来からの集落・町場の人々の生活文化を見せる景観の維持と、その中での日常生活における活動や行事を継続させていくことが必要になるが、そのためには、定住人口の増加が喫緊の課題となっている。

5.「産業・生業の文化」

古来より本市で発展し、定着してきた産業は、本市の地形的特性や気候風土に適していて、原料の安定した供給など、持続可能なものがほとんどであった。しかし現在では、物流形態の変化から、近代半ばまでの主要産業であった海運業や、高度成長期の大企業による大規模漁業のありを受けるとして、個人経営での遠洋漁業が衰退するとともに、本市の伝統的漁法もほとんどが絶え、漁村集落の人口減少が顕著である。その中で、地元産の魚介類が食材として全国的に認知されつつあり、食材のブランド化が図られるなどの兆しがあることから、こうした地元産魚介類を対象とした漁業と漁村集落の復活に向けて、本市の伝統漁法に関する資料の集積と活用を図ることが大切となる。

農業については、本市の食文化推進により、作物のブランド化や市内での消費拡大に努め、安定した有機栽培を可能にする取り組みが行われるなど、一時期衰退していた農業の復興が行われつつある。本市の気候や風土を熟知して持続可能な農業生産を続けていくためにも、本市の地誌や現代にいたるまでの営農に関する歴史資料や民俗資料などを、今後の白杵の農業の在り方を考えていくための資料として活用を図ることが大切である。

交通関係資料については、先年、民家から発見された明治末期に計画され、大正 8 年ごろに計画廃止となった軽便鉄道「白杵鉄道」関係資料群が発見され、この資料群の中には当時の白杵町・野津市村と、それに属する各集落の産物や人口動態などに関するデータもあり、当時の白杵・野津地域がどのような実態を呈していて、そこからどう活性化をはかろうとしていたかを伝えていきつつ、計画路線跡をたどるツアーなどの企画を行って、あまり知られることのなかった近代の白杵の様子を広く伝えていくことが大切である。

鉱工業については、本市の長い歴史のなかで、固有の資源を活用して繁栄の基盤を築いてきたことを、これからのまちづくりに活かせるように資料化を図るなどの対策を行うことが課題である。民俗文化財の宝庫と言える東神野地区がこれからの石灰岩採掘のために消滅の危機にあるが、こうした失われつつある有形文化財の移設保存や無形文化財の記録採取及び伝承活動の継続を行うことは非常に重要である。醸造業については、自然と共存しながらさまざまな醸造作業の

過程を経て商品が完成していく伝統的技法を民俗資料として後世に伝え、広く世界へ発信しながら永続的な魅力としていくよう努める必要がある。木工や建築、土木技術も同様で、各技能士と建築士によって構成される NPO 法人白杵伝統建築研究会とタイアップして、伝統的な技術の継承と、素材の確保を図る必要がある。

本市のこうした伝統的産業は、本市の気候風土に適した持続可能なものであり、本市の長い歴史の中で生み出され育まれてきた高品質な商品の普及及び魅力発信を産業観光課部局とタイアップして取り組むことが肝要であり、今後の課題となる。

第3節 文化財の保存・活用に関する方針

令和3年3月に刊行された『大分県文化財保存活用大綱』では、県下の文化財の保存活用の目指すべき将来像と方向性として

(1) 将来像

「味わい深い歴史と文化が県内各地に存在する。しかし、過疎化・少子化・高齢化に伴い、長い歴史の中で伝えられてきたものを次世代に引き継ぐことが困難になってきているとともに、社会環境の変化や価値観の多様化によって、地域や人々の暮らしとともにある文化財が、いつのまにか姿を消している」ことへの対策として、文化財を人々が「知り」、価値を見出した文化財をさまざまな地域資源として「活かす」ことで地域の活性化を行い、地域で文化財の価値を共有することで文化財を「守る」体制の確保を実現していくことを必要とした。

(2) 方向性

①文化財を「知る」

文化財を活用することで地域主体に守っていくためには、文化財について指摘されている客観的な特質を理解することだけでなく、その価値について自分にとって特別な価値を主体的に発見し、文化財の持つ潜在的な価値までを引き出していくことを、文化財を「知る」ことの意義とした。このために文化財に触れる活動、さまざまな文化財を「知る」イベントや教育活動で、参加者が主体的、対話的に深い学びを得られるようにすることを方法として大切とした。

②文化財を「活かす」

文化財を守るには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要とし、文化財を「活かす」取組を通じて、産業振興、生活環境の向上、教育の充実、定住・交流人口の増加を目指した地域活性化をはかる必要がある。この文化財を「活かす」活動は一つの市町村の単位で解決するものではなく、文化財活用や地域活性化について同様の課題を共有する地域同士による地域間交流を通じて、一地域ではできない課題に取り組むことを重要としている。

③文化財を「守る」

地域住民が参画し、地域が主体となって文化財を「守る」ためには、文化財の維持管理・修復に地域住民を巻き込むことを必要とする。地域住民参加による文化財の清掃活動や、大分県教育委員会が進めている「芯の通った学校組織」推進プランにある「地域とともにある学校」への転換などの機会を、「知」の拠点である学校などを通じて地域住民、ことに若い世代や、地域外の人々への情報発信を欠かさずに行うことが不可欠としている。こうして文化財を「守る」という取組が、文化財と多くの人々を取り結ぶ契機として活用すべきとした。

ということを掲げている。

本市における文化財の保存・活用に関する方針も、この基本的理念に沿ってさらに本市の実情と歴史・文化特性に適合したものとして深化・具体化するものとする。以下、(1)文化財の保存対策、(2)文化財の管理、(3)文化財の活用、の3つの方針を定める。

(1)文化財の保存対策に関する方針

1.文化財の形状維持による持つ歴史性・文化性の保存

有形文化財や史跡はその形状を、無形文化財については所作や技法を指定時の状態、あるいはその後の調査・研究により旧状が明らかとなったときはこれに復すこととする。後世の想像や歴史的事実に反する事象は排除し、その歴史的・文化的価値を維持するようにはからう。

また、天然記念物のうち動植物は常に成長や変化を伴うものであり、その植生・生育環境を維持することに努める。

2.文化財の保存技術の研究と向上

本市所在の多岐・多種にわたる文化財には我が国を代表するものもあり、国宝「白杵磨崖仏」のようにその保存対策方法を含め、世界から注目されているものもある。こうした文化財をはじめとし、本市の優れた文化性をみせるさまざまな文化財の保存は本市だけの問題・課題ではなく、さまざまな専門性を有する機関や人々との協力関係が構築されてはじめて実現できるものである。このため、広く、国やさまざまな研究機関、研究者とタイアップし、保存対策に関する調査・研究と実験を行い、文化財に対して最も安全で効果的な保存対策を行う体制を目指す。

また、無形文化財についても積極的に現段階の所作等の動画記録を行うと同時に、過去の記録史料の探索と調査を行って、所作等の本来の意味を理解して伝承できるよう技術向上に努める。

3.複合的な保存対策－原位置での保存と周辺環境の保存

本市の文化財は、さまざまな歴史性や文化性に関する情報を内包しているが、それぞれ単体では見えてこなかった情報が、いくつかの文化財と組み合わせて観察することでさらに深く見えてくる。これは特に歴史文化的景観といえるものであり、一定の地区や地域での文化財の分布状況やレイアウトを保存することで、その土地に過去から託された願いや思いが伝わってくることもある。文化財の所在地で大きく現状変更が行われる際にやむを得ずその文化財を移設して保存することがあるが、仮にその地区から住民が退去したとしても、こうした文化財が原位置を保っていることで、その土地の過去の歴史や文化性が情報として保存できる場合がある。

有形・無形を問わず、文化財を複合的に、原位置を保たせたまま史跡や歴史的景観の概念で保存することは、今後、市内で集落の消滅があったとしても、現状を維持することでその集落の地理的・文化的特性を知ることができ、将来、一旦消滅した集落の特性を活かして再びそこで生産活動や生活の場を再構成できる可能性がある。このためにも文化財を単体ではなく複合的に、さまざまな歴史・文化性を面として残していく努力が必要である。

(2)文化財の管理に関する方針

1.公的な管理

文化財も多種多様であり、その保存・管理には高い専門性を有する保存管理担当者として、これが適切に行える施設・設備の整備が必要である。ことに古文書・典籍などの歴史資料、美術工芸品、屋外環境におかれた石造文化財などは、保存環境を人工的に調節しないと劣化が著しく進み、公開や活用ができなくなる恐れがある。個人所有の歴史資料や美術工芸品についてはその重要性

を判断し積極的に受贈するか寄託を受けて、本市が整備する良好な保存環境の収蔵施設で管理する。屋外の石造文化財については現地での保存を第一とし、劣化状況と歴史・文化的価値に応じて覆屋などの保存施設を設置して対応するが、個人でこれに対応できない場合は本市が管理団体となるなどして保存管理を行う。

2. 所有者による管理

市内所在の文化財は、基本的に所有者が管理し、その保存状態や管理方法についてのチェックや指導については、白杵市担当者が定期的巡回の中で行う体制とする。有形文化財・史跡・天然記念物については、所有者が経済的に困窮するなどの理由で他に売却をすることを原則禁止し、その文化財の歴史性・文化性の重要度に鑑み、本市で公有化するか、後述する市が相当と認められた民間団体への売却を行い、新たな所有者がその保存管理にあたることを検討する。

無形文化財については継承団体が適正に文化財を継承できるよう、本市担当者が動画・音声記録作成や継承者の育成と募集に協力する。

所有者が修理や管理を行うにあたり、所有者の経済状況に鑑みて著しく負担が大きい場合は、修理・管理等に対する公的(文化財の指定区分により、国もしくは県と本市)に助成を行う。この対象は指定文化財を基本とするが、その歴史性・文化性が特に重要とされる未指定の関連文化財群についてはこれを適用する

3. 地域団体による管理

本市には旧小学校区単位で、18の地域振興協議会が設立されている。それぞれの地域において所有者が不在となっていたり、所有者の管理能力が衰退した場合は、自治会や地域振興協議会などの地域団体と協議のうえ、文化財の管理代行者として、法や条例に基づき管理団体として選任できるように整える。

また、地域に残る祭礼芸能や民俗芸能の復活や伝承活動の中心的組織として機能するように図る。

4. 文化財保存団体による管理

現在、本市には専門的な知識と経験を有して文化財の保存管理を実施している団体はない。しかし今後は文化財の保存管理に専門的知識を持つ民間保存団体を育成して、文化財の保存と管理にあたることを調査・検討する。方法としてはこうした団体が歴史・文化的に価値があり市の歴史・文化を語る上で重要と思われる建築物等をこの団体で所有し、行政や研究機関の指導監督を受け、定期的なメンテナンスや大規模改修等を行うことで伝統技術の継承にあたらせることを、公的助成措置、法的規制の面を踏まえて検討する。

5. 保存管理設備の充実

1. の公的管理に関係するが、本市の文化財収蔵施設は白杵市文化財管理センター、民俗資料収蔵庫の2か所しかなく、民俗資料収蔵庫は簡易建物を30年以上使用していることから老朽化が進み建物自体の崩壊の危険性があり、収蔵資料の今後の保存管理が極めて不安となっている。また、白杵市文化財管理センターは歴史資料・考古資料ともに収蔵のための環境は整っているが、すでに収蔵能力の限界にきており、本市の文化財散逸、滅失を防ぐ手立てが必要な状況である。

このためには収容能力にゆとりがあり、さまざまな有形の文化財を保存管理できる施設の整備を検討する。

(3)文化財の活用に関する方針

文化財の活用は、現在までの文化財の保存・管理行為によって残されてきた文化財から、本市の歴史と文化を学びつつ、本市の特性を個人個人で見出し、それを本市の活性化や個人の創造活動に活かし、本市や我が国、あるいは世界の人々に発信していき、本市への興味関心やときにはこの地で自己を活かせる活動をしようとする人々を増やしていくことともいえる。

本市で伝承されてきたさまざまな産業や生業、生活文化は、長い時間をかけて本市の気候風土に適したものであるから、本市の歴史性・文化性に忠実であればあるほど、無理なくこの地で生活すること、産業を興すことが可能となるものと考えられる。本市の歴史性・文化性が誤って伝えられれば、本市の無理なくより良い成長を妨げる恐れがあるから、より効果的な本市の活性化やまちづくりを行うためには、本市の歴史性・文化性や、その証言者である多種多様な文化財を正確に理解していく必要がある。本市における文化財の活用とは、この複雑で難解な本市の文化財の持つさまざまな情報を、いかにわかりやすく、楽しく、多くの人々がこれをもとに何かをやってみたい、という気持ちにさせる方法と定義し、その方針を提示する。

1. 学校教育での活用－言葉の詰め込みから、考えて行動することへ

①背景

現在学校教育現場では、「知識・技能」「思考・判断・表現」「学びに向かう力・人間性」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことが重要である。

白杵市では、郷土史教育は、市独自教材の「ルート18」を活用して行ってきた。白杵市の歴史や文化や地域の特徴が学べる大変優れた教材であるが、30年前に編成された教材であるため、最新の知見をもとに改訂する必要がある。また、「ルート18」から出題する「白杵っこ検定」には、毎年多くの児童生徒が挑戦している。しかし、ともすると知識の覚えこみに留まってしまい、実感・納得を伴った学習になっていないこともある。また、学校では、広域人事により、他の市町から赴任してくる教職員が増えたことで、教える側が十分に郷土史を理解しないままで指導を行わざるを得ない現状もある。

そのような現状を踏まえ、知識の詰め込み的に歴史的事実の羅列で解説するのではなく、起承転結を伴った物語として解説し、時には自分自身が歴史上の人物だったらどう判断するかを考えさせる等、主体的な思考・判断を促す工夫を行うことが必要である。

また、以前はそれぞれの地区の小・中・高生が担っていた地域の無形文化財の継承活動が、少子化による人口減と児童・生徒たちの趣味や嗜好の多様化により衰退する現状にある

②方針

まず、日本史や世界史と連動しながら白杵史が動いていることを、本市のさまざまな文化財から理解できる教員対象の研修の機会を設け、教員と児童生徒が学ぶ基本となる副読本を現代の視点や手法で改編して刊行する。また、研修を通して郷土史教育の教材づくりを協働で行い、どう

すれば児童・生徒が理解しやすいものになるかという技法を、教員から文化財担当者が学び、臼杵市歴史資料館での展示や一般向け文化財普及啓発活動の参考とする関係を学校現場と構築していく。さらに児童生徒を対象に臼杵市歴史資料館が主催して、郷土史自由研究発表コンクールや、臼杵史を題材とした文化祭での演劇等の製作協力を行う。

また、本市に残る無形文化財の継承については、市内の小・中・高各校の正課クラブ活動で無形文化財伝承活動を行うようにはかる。また、県無文「山内流」については、海難時の護身に役立つことでもあり、その継承活動として各学校で体育の正課授業に取り入れるよう検討する。

2. 社会教育での活用－知識を知恵に

①背景

現在は高齢者対象の文化講座の一環で行う、臼杵の郷土史の講座や現地見学が社会教育現場での文化財の活用である。これも学校現場と同じく既存の資料に基づく、講師が聴衆に対して一方的に講演をするというスタイルであり、郷土史から臼杵の未来を考えるという方法はとられていない。こうした講座に参加する高齢者は極めて好奇心や知識欲が旺盛であるだけでなく、それまでの社会的経験から、知識を知恵に変えていく能力をよく持っている人が大半である。

また、郷土史には興味がなくとも、演芸や工作などに興味を持つ人が数多くいるが、こうした人たちにに対し、郷土史を学び、まちづくりに活かしていく動きがみられない。

②方針

郷土史に興味のある人たちに対しては、文化財担当者が講演だけでなく、社会教育講座において初歩の文化財そのものの取り扱いや管理方法をレクチャーし、屋外文化財の周辺除草や覆屋や解説看板の簡単な修理などの管理作業ができるように育成し、『歴史の守り人』として、過疎化で管理ができなくなった文化財の巡回・管理を行えるようにする。また、工作が趣味である人材がいれば、臼杵市歴史資料館での解説補助展示品や郷土史学校教育教材としての模型製作などの製作に携わってもらおう。

今まで郷土史には興味を示していないが、カラオケや舞踊といった社会教育講座に熱心に参加する人たちに対して、その演芸講座の中であえて伝統芸能継承者を講師にし、神事芸能や民俗芸能の解説をして、伝統芸能を「文化財」というより「芸事」として捉えて習熟しようとする人材を育成し、伝統芸能継承者の幅を広くしていくことに努める。

また、社会教育活動の幅を高齢者だけでなく、全世代に広げるよう努める必要がある。これから本市で起業しようとする移住者、臼杵のためになにか貢献したいと思うすべての人たちが持つさまざまな能力を、例えば臼杵史プロモーションビデオの製作、伝統的料理の復元など、本市の歴史性・文化性をアピールできる作品や商品の製作に携われるよう、本市の歴史・文化に関わる資料の提供とレクチャーなどを、文化財担当者や臼杵市歴史資料館職員が行う。

3. まちづくり素材としての、臼杵の歴史性・文化性

①背景

本市において、その歴史性・文化性の調査・研究を行い、今後の臼杵のあるべき姿を誌上で提言する活動は、昭和8年(1933)の臼杵史談会による『臼杵史談』の刊行に始まり、さらにこれをま

ちづくりに活かそうとする動きは昭和50年代から、市民団体の活動として歴史的景観の保全推進から始まった。本市ではこうした歴史的景観の保全活動を受け、その保全対策の制度化を行い現在にいたっている。しかしこの間、当時熱心に活動し、その活動に賛同していた人々が高齢化等で徐々に少なくなった。また、本市においては国宝・特別史跡「臼杵磨崖仏」や国天記「風連洞窟」といった、日本を代表する文化財であり、本市の代表的な観光地が存在するが、多くの市民にとっても、名前は聞いたことがあるが、どのようなものかを知らない、という現状が続いている。

この原因として、文化財という存在は、市民生活とは無縁であるという意識が働いているのは確かで、毎年実施している市民意識調査でも、本市の文化財保護は「見直し領域」という極めて低い位置にランクされている。

②方針

文化財は経済活動に全く結びつかないという意識が、市民の中に多くあることは確かである。しかしすでに述べてきたように、文化財から見えてくる本市の歴史的・文化的特性は、本市で市民生活を営む上で、臼杵のまちづくりを、無理なく効果的に行うためには何が必要かを考える上で、大変重要なヒントを腹蔵している。この本市の歴史的・文化的特性を誰しもがわかりやすく、楽しく受け入れて、本市のまちづくりについて誰しもが自由で効果的な提言ができるよう、文化財を活用することが考えられる。

令和3年に本市は「ユネスコ創造都市ネットワーク(食文化分野)」に加盟して、郷土料理の継承とそれを基盤にした新たな本市の食文化創造への取り組みを始めている。こうした活動の範囲を、食文化だけでなくさまざまな産業へと活用していくためには、臼杵での起業を考えている人や、これから移住や地方での起業を考えている人たちに広く、本市が住みやすく、多種多様に豊富な資源があることを積極的に伝えることが大切といえよう。その際に本市の歴史性・文化性を伝えることで、こうした経済活動を魅力的なものとして捉えてもらえるよう、産業観光部局とタイアップした広報活動を展開していく。

また、現在本市で経済活動を行っている市民に対しても、本市の歴史・文化の魅力を伝える商品の開発やコンテンツの制作に、文化財担当者が積極的に協力していく環境をつくることで、文化財の「経済活性力」という魅力を感じてもらえるよう配慮する。

4. 観光の素材としての文化財活用

①背景

本市の文化財は、国宝・特別史跡「臼杵磨崖仏」、国天記「風連洞穴」、国登有「稲葉家別邸」といった文化財が観光施設として有料で公開されている。平成13年の東九州自動車道開通のころまではこうした文化財を訪れる観光客も多かったが、次第に減少傾向となり、最近では新型コロナウイルス感染症の影響で極端な観光客減となっている。本市の観光部局と観光関連団体ではこうした観光客減に歯止めをかけ、その増加対策のためにさまざまな工夫を行ってきた。令和3年度に一般社団法人臼杵市観光協会が臼杵磨崖仏をテーマに行った、各尊像の役割を教理に基づいて簡潔に解説しつつ、その人気投票を行うという『美仏総選挙』は、全国的な注目を集め、令和3年度の『日本プロモーション企画コンテスト』で、地域キャンペーン特別賞に選ばれるなど、高い

評価と人気を得た。しかし平成初期までの団体旅行型式から個人旅行へと国民の嗜好が変化し、修学旅行先に海外を選ぶ学校が多くなったことなどの要因を克服することが困難な状況が続いている。

そのような中で、国史跡「下藤キリシタン墓地」は遺構を埋め戻して遺構保存公開整備を待っている状態のままで旧状をしのぶことができないが、毎年、定期的にカトリック信者の団体が巡礼にここや市内のキリシタン遺跡を訪れるという現象もみられる。

②方針

本市の歴史・文化的な魅力は、穏やかな土地で、さまざまな文化が溶け合ったことにあるが、それだけに本市の観光のありかたは、どのような人でも受け入れて、穏やかな心持になって帰っていただくことがふさわしいと考えられる。これは本市の気候風土や歴史性・文化性をありのままに、伝えれば可能なことである。ことに心の癒しを求めて旅をする人が多いのは事実であるから、本市の『うすき祈りの回廊』を大きくアピールしつつ、その「巡礼地」ごとに静かな祈りと思案の空間となるよう、整備を進めていくことが大切と考える。そのためには本市の文化財が今に伝える歴史性・文化性に忠実に従って情報発信や観光地整備を行えるよう、意識や方向性の観光部局、観光関係者と行っていけるようにはかり、協働して計画に取り組む体制をつくる。

また、観光ガイド育成やガイドブックの作成にあたっては、本市の歴史性・文化性を正しく理解して情報発信をする姿勢が大切である。これらにあたっては、「発想は大胆だが、ディテールは正確に」を心掛け、本市を訪れる人たちの最大多数に、本市によい印象と理解を持ってもらえるように、文化財を活用する。

第IV章 文化財の保存・活用に関する措置

第1節 臼杵市の関連文化財群と文化財保存活用区域

(1) 関連文化財群の設定

関連文化財群の設定とその理由については、第II章第5節第1項にある関連文化財群の位置づけにより、

1. 「自然地形」
2. 「灰石の文化」
3. 「多様な宗教文化」
4. 「生活文化」
5. 「産業・生業の文化」

の5つのテーマに分類する。

(2) 文化財保存活用区域の設定

本市では、文化財が特定の範囲に集積している区域において、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的な保存・活用をはかるため、以下のように文化財保存活用区域を設定する。

1. 「臼杵古墳群」—海の民たちの証

臼杵が5世紀において良港をもつ場所で、海の民であり、大和朝廷によって朝鮮半島との交易にもあたっていた豊の国の「海部」たちの一大拠点であったことを示す古墳群。下山、臼塚、神下山といった、古墳群の基幹をなす古墳の埋葬主体は、日本海沿岸地域の集団と、有明海域の集団の文化を受けていたこと、臼杵が古来より他地域交流の拠点であったことを示している。周辺はその後の開発をあまり受けておらず、歴史的景観としても良好である。

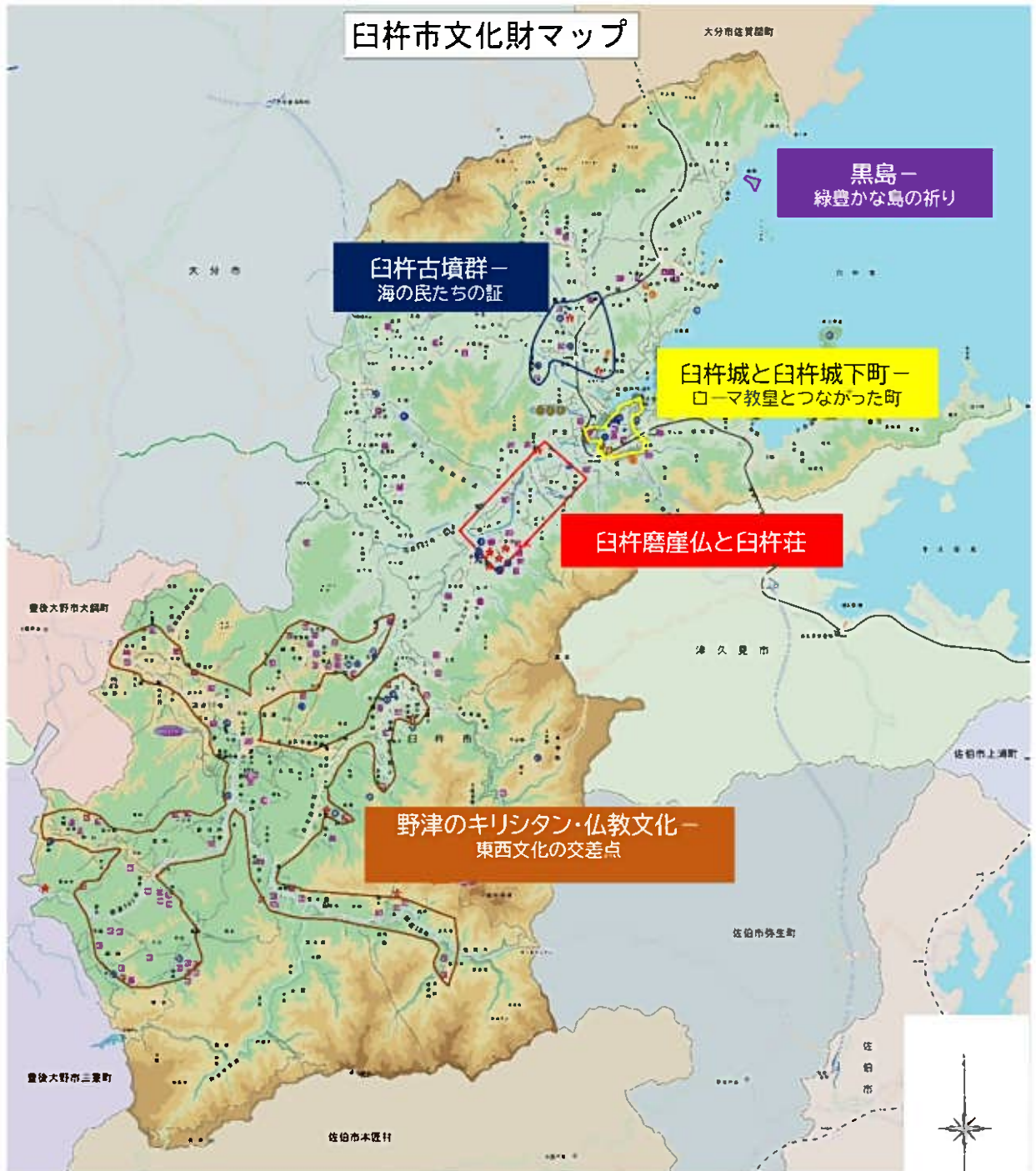
2 「黒島」—緑豊かな島の祈り

黒島は全島が周知遺跡であり、弥生時代の畿内文化の影響を色濃く受けた漁民たちの祈りの場は、古墳時代には4世紀から7世紀近くにわたる支配者たちの奥津城となった。中世には臼杵湾に入る船舶の監視をする砦が築かれ、海に生きる人々のよりどころとなった。

島内には9千万年前～6千万年前にかけての地質活動の痕跡が明確にみられ、また島全体が亜熱帯樹林で覆われる。植生や岩盤、海を生業として生きた者たちの痕跡が美しい海に浮かぶ景観といった、臼杵の気候風土や歴史・文化性を語る上で貴重な場所である。

3. 「臼杵磨崖仏と臼杵荘」

いつ、誰が、何のために造ったか、その記録が全く残されていない国宝・特別史跡「臼杵磨崖仏」。しかし最近の周辺の発掘調査で、その造営にあたったと思われる人々の生活や祭祀、生産の痕



跡が発見され、この磨崖仏は白杵荘立荘に深い関係を持って造立されたものであることが次第に判明してきている。白杵荘京都の権門勢力から鎌倉政権へと支配者が移り変わっていく様子を、当時とあまり変わらない景観の中で、遺跡と小さな神社の祭神が物語る。

4.「白杵城と白杵城下町」ーローマ教皇とつながった町

弘治 2 年(1556)に大友義鎮が、外敵に強い地形の白杵を政治拠点に選び、白杵湾に浮かぶ丹生島に築城した。やがて府内からキリシタンたちが移住して町を造り、そして義鎮の支援によっ

てカトリック教会施設群が造られた。ここは当時の西洋文明をもたらすカトリック宣教師たちの一大拠点となって、その存在はローマ教皇も周知されていた。

義鎮の死後、臼杵城は時代に合った改修を受けながら、近世では唯一の島城として明治維新を迎えた。そしてその城下には、大友期に開発された航路で交易をする商人たちが活躍し、廻船業で栄え、東西の物資と文化が行きかう、繁華な町へと成長した。その豊かであった港町の歴史的景観が、小さいながら威厳をもってそびえる臼杵城と一体となって展開している。

5. 「野津のキリシタン・仏教文化」—東西文化の交差点

野津院は 13 世紀から、小領主が小さな領域の開発を行ってそれぞれの地区を支配した。彼らの子孫は現代にいたるまで、この土地を開発した祖先に対し大きな尊敬を抱き、祖先が自村を仏教の力で守れるよう建てた結衆塔を信仰のシンボルとしてきた。しかし 16 世紀末期にキリスト教が野津院で布教されると、こうした村の長たちの中にキリシタンとなるものが出現し、それまでの仏教信仰を破壊的に捨て、結衆塔をも廃棄した。そして江戸幕府の禁教令から間もなくしてその彼らも仏教への転宗を余儀なくされたが、幕命に逆らってキリシタンであった父祖の墓を現代まで守りぬいてきた。宗教観というより、祖霊に対する想いの強さが優先されたようなこの景観は、中世とはほぼ変わっていない良好な歴史的景観でもある。

以下、この計画区域内での保存活用措置に関する構成要素たる文化財において

①文化財の滅失・劣化の危険度

A:10年以上の維持が可能とみられるもの

B:10年以内に滅失・劣化・伝承断絶の危機にあるもの

C:5年以内、もしくは現段階で滅失・劣化・伝承断絶の危機にあるもの

②所有者・管理団体での文化財の維持の困難度

A:10年以上の維持管理継続が可能

B:10年以内に所有者・管理団体の維持管理が困難となる恐れがあるもの

C:5年以内、もしくは現段階で維持管理が困難、もしくは維持管理ができなくなっているもの

③今後の管理を任せることを検討する者、もしくは団体

A:現所有者(団体)およびその家族

B:所在地区もしくは氏子組織など

C:NPO法人もしくはこれに類する活動団体

D:地域振興協議会

E:臼杵市

④文化財保存活用および現状変更等に関する手続き

A:許可制

B:届出制

C:A・Bを必要としない

を共通事項として定める。

第2節 文化財の保存・活用に関する措置

(1)文化財保存活用計画区域内での文化財の保存・活用に関する措置

第1章第1節第2項で定めたとおり、本市の文化財保存活用計画区域は全市域とする。この文化財保存活用区域内で、文化財の保存と活用のために定める措置は、本節第2項による関連文化財群の保存・活用に関する措置、本節第3項による文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置とするが、それ以外については既存の文化財保護法(以下、「法」)、景観法、自然公園法、大分県文化財保護条例(以下、「県条例」)、臼杵市文化財保護条例(以下、「市条例」)、臼杵市景観条例(以下、「市景観条例」)に規定する措置とする。

(2)関連文化財群の保存・活用に関する措置

関連文化財群については、前節第1項で定めたとおりであるが、その構成文化財のうち、その核となる指定文化財については現行の法、県条例、市条例の規定により保存・活用の措置を行う。その他未指定文化財については、市条例を改正してその保存・活用のための措置を定める。また、関連文化財の保存・活用に関する国・県の助成制度が整えば、それを積極的に活用して、その歴史・文化的価値を損ねず積極的に活用するよう努める。

また、山間部所在地区を主として、市内の集落の過疎化・高齢化が進み、文化財の所有者の保存管理対応が年々困難となっている。こうした文化財について、本市が管理団体となって保存管理にあたることも考えられるが、伝統芸能のように、地域コミュニティの中で文化財を保存管理するという行為が本市の「文化」であるケースも多いため、各地区の文化財所有者が管理能力を失う恐れがある場合は、各地域の地域団体が所有者もしくは管理団体となり、文化財とその文化財を守っていく行為である「文化」を地域で継承できる体制を整えるのも効果的な方法と考える。

関連文化財群を構成する未指定・未登録文化財については、今後の調査研究によって、あるいは他所との文化財の関係によってその歴史・文化的価値が再認識され、指定文化財となる可能性がある文化財がある。本計画の中で将来的に指定文化財となる価値を内包するとみられるもの(A)、登録文化財とする可能性があるか関連文化財群の構成要素としておくべきもの(B)として保存・活用に対する措置を講じる。

以下、5つの関連文化財群の共通事項として定める。

①関連文化財群の保存管理措置の方向性

関連文化財群については、基本的に現状維持、原位置保存とする。

○有形文化財

・有形文化財で所有者が移転する場合、あるいはその所在土地の所有権が移転する場合、現行法規・例規の規定に従って措置するが、未指定のものについては市条例の改正により文化財の程度によって許可制(A)もしくは届出制(B)とし、本計画の理念に沿うよう、所有者との協議ができるように検討する。

- ・修理や保存対策については、指定文化財は現行の法規・例規の規定により所定の手続きを行うが、未指定文化財については市条例を改正し、文化財の程度によって許可制(A)もしくは届出制(B)として、その歴史的価値が損なわれないようにはかる。
- ・建築物・工作物の管理については、所有者の管理が困難になった際は、所有者・本市(指定文化財の場合は文化財部局、景観保全建物の場合は歴史景観保全部局と文化財部局)と伝統建築物の保存管理について熟知する NPO 法人等と四者協議を行い、必要に応じて管理団体もしくは所有者をこうした団体が務めることができるよう検討する。本市の関連文化財群である建築物・工作物の管理をこうした団体が担う場合は、その件数や規模に応じて助成金を支出することを検討する。ただし、すでに関連文化財群となる建築物・工作物を地域団体が実質的に管理している場合は、地域団体を管理団体とする。
- ・各地域団体が関連文化財群の管理団体もしくは所有者となることを制度化し、その件数や規模に応じて助成金を支出することを検討する。
- ・鉄道関係文化財など現在運用中のインフラ関係文化財については、所有者・管理団体と協議の上、現在の状況に鑑みた保護措置を行うこととする。

○無形文化財

- ・民俗芸能や武術など無形文化財については、指定文化財の場合は指定時の所作を保存継承する。未指定文化財については関連文化財群と本計画の文化庁承認を受けた時点での所作を保存継承する。伝承活動を行う場所については、本市の文化連盟所属団体に準じて、白杵中央公民館、野津中央公民館の使用料減免を行う。
- ・各地域団体が関連文化財の管理団体もしくは所有者となることを制度化し、その件数や規模に応じて助成金を支出することを検討する。

○史跡・名勝・天然記念物

- ・現状変更にあたっては、指定等文化財については現行法規・例規の規定に従って措置するが、未指定文化財については市条例の改正により文化財の程度によって許可制(A)もしくは届出制(B)とし、本計画の理念に沿うよう、所有者との協議ができるようにする。
- ・指定文化財および未指定文化財の史跡所在土地の売買については許可制(A)とし、原則、保存目的での譲渡以外の目的では許可しない方向とするよう、本計画に基づき指導を行う。
- ・保存活用整備を目的とした未指定文化財の現状変更にあたっては、発掘調査や文化財の歴史・文化的価値を記録するための調査を事前に行うものとする。
- ・各地域団体が関連文化財の管理団体もしくは所有者となることを制度化し、その件数や規模に応じて助成金を支出することを検討する。

○その他

- ・指定・未指定にかかわらず有形文化財、史跡・名勝・天然記念物について現所有者が在地の振興協議会に有償譲渡する場合は、その費用を本市より各振興協議会に対して支出することを検討する。
- ・所有者が有償譲渡する相手方は、本市か文化財が所在する場所の地域団体とし、関連文化財

が無断で他に売却されたり、移転されるなどの行為を防ぐ。この有償譲渡の原因が、文化財の保存活用以外の目的の場合は、関係法令を参照し、関係者と十分協議を行って極力文化財の保存に努める。

- ・各地域団体が関連文化財の管理団体もしくは所有者となることを制度化し、その件数や規模に応じて助成金を支出することを検討する。

②関連文化財群の活用措置についての方向性

本計画が文化庁承認を受けた後、本計画に基づいて本市の歴史・文化についての説明と、関連文化財群やその他の制度・処置に関する一般市民向けガイドブックを作成し、文化財の公開をはじめとする活用にあたっての本市と市民との共通理解がはかれるようにする。そのためにも資料の收藏環境の整備もふくめ、本市の文化財公開施設である白杵市歴史資料館と白杵市文化財管理センターの有効活用とそれに見合った施設の充実をはかることが必要である。

また、過疎地における関連文化財管理を個人所有者から地域団体へと移管するよう促して、その活用が行政の支援を受けやすく、また、地域のコミュニティを一層深めながら充実したものになるようにする。

○地域団体との連携

- ・過疎地やその危険性のある場所に所在する個人所有、地区所有の文化財は将来への継承を考え、地域団体が所有者もしくは管理団体となり、地域資源として有効活用をはかる。
- ・地域団体はこうした文化財の保存管理と活用対策に必要な費用に充てることを目的に、文化財の見学者や史跡等の利用者から文化財保存活用協力金を寄付という形で募集し、また、本計画に沿う形で地域団体の文化財活用計画を作成し、本市の承認があればこの計画を実施し、本市より助成を行うことを可能とする。
- ・地域団体にクラウドファンディングにより文化財の保存活用費を積極的に募集し、この広報や返礼等について本市が協力できるよう制度を整える。

○専門性を持った非営利法人による活用

関連文化財群である建築物や工作物については、所有者が NPO 法人等の管理能力を有する団体(建築物管理団体)に保存活用を依頼する場合、建築物管理団体は文化財の本質的価値を変更しない範囲での活用についてその計画を本市の文化財部局に提出し、承認を得たうえで活用に関する行為を実施する。

○公開のための管理、設備等の整備とガイドの育成。

- ・関連文化財群のうち、郷土史を効果的かつ体感的に学ぶために現地所在の文化財を学習や観光目的でルート化し、ルートマップや案内板、解説版を各地域振興協議会と協働で作成する。
- ・また、各地域のルートにおいて見学者の案内や文化財の案内のできるガイドの育成を、本市社会教育部局・学校教育部局・白杵市観光協会・各地域団体と協働して行う。

○展示・收藏施設の充実

関連文化財群のうち、現在、本市の有形文化財を公開することが可能な場所は、白杵市歴史資料館と白杵市文化財管理センター(考古資料のみ)である。本市の文化財は多種多岐にわたる

もので、さまざまな素材に適した保存環境が保てるように配慮するとともに、見学者が文化財の歴史的価値やその情報を理解しやすいよう、視覚・音声等による補助的な展示解説物を整備することも必要である。現在の施設は収蔵環境も含めてこうした環境が充実しているとはいえず、また、博物館法や文化財保護法で定める文化財公開施設には該当しないことから、外部の資料を展示することにも制限があり、市民の知的好奇心を満たすには限界がある。こうした事情から、資料収蔵能力を高めた文化財公開施設の再整備について検討を行う必要がある。

○教材としての活用・学校教育正課のなかでの活用

・関連文化財群から見えてくる郷土の気候風土、歴史・文化を地元の児童生徒に理解してもらい、さらにその愛護精神と地域創造力を醸成するため、学校現場と本市教育委員会学校教育部局・文化財部局が協働して、関連文化財群を軸として教材を作成し、正課授業の中での郷土史教育を実施する。

・民俗芸能等無形文化財については各学校における正課クラブ活動に伝承活動を取り入れる。また、そのための指導者育成を本市文化財部局が伝承者とともに行う。

○関連文化財を活用した郷土史教育の成果発表・公開

・個人や団体、学校教育の場での正課授業等で得たその学びの成果、その他関連文化財を通して保存管理・資料研究を行った成果について発表し、今後の本市の文化財の在り方を市民と共に考えるシンポジウムを定期的実施する。

・地域コミュニティや学校教育の場で習得した伝統芸能については、観光資源としての性格を持たせて定期的に一般公開を行う。

○地場産業の育成と創造

本市の気候風土や、歴史性・文化性に沿った産業は、無理に素材を探し求めたり環境を改変したりせず、効率的かつ効果的に実施することができ、また、地域の個性としての価値を付加させることができる。こうした魅力的な地場産業を本市に定着させるために、文化財から判明する歴史的事実を踏まえた本市の歴史性・文化性の概説を産業関係者、起業希望者に積極的にパンフレットや講演等のレクチャーを、産業担当部局や地域振興担当部局と連携して行う。また積極的にこうした希望者へ、資料のデータ等の貸し出しを行い、積極的に文化財を本市の産業振興のために活用してもらおう。

○管理作業体験による文化財愛護精神の涵養

屋外文化財の周辺清掃など、管理作業の体験学習を行うことで文化財の保存管理の必要性について学ぶ機会を設ける。

(3)文化財保存活用区域内での文化財の保存・活用に関する措置

前章第1節第3項で定めたとおり、本市内に5つの文化財保存活用区域を定める。この区域内の個々の文化財の保存管理・活用措置については関連文化財群の保存・活用の措置の方向性に準じるが、それぞれの保存活用区域の歴史・文化特性に応じて、以下のように個別の措置の方向性をそれぞれ設ける。なお、当該保存活用区域5区域すべての歴史・文化性をその構成要素と

もに紹介し、構成要素を見学する順路マップを掲載した「臼杵市文化財保存活用重点地区めぐり（仮称）」を刊行する。

1. 「臼杵古墳群」－海の民たちの証

その構成要素の核となるのは国史跡「下山古墳」と県史跡「白塚古墳」であるが、この周辺の小円墳や「神下山古墳」など未指定の古墳、現在市指定の「芝尾崎横穴」・「末広横穴」の周辺で太陽光発電所などの開発が徐々に進みつつある。白塚古墳は所有者の宗教法人臼杵神社が、地元三重野地区や地元小学生で結成された「三重野白塚古墳愛護少年団」と協働で「白塚古墳」とその近くにある小円墳、「丸山古墳」の清掃管理や古墳の歴史的価値の伝承活動に積極的に取り組んでいる。

一方、下山古墳や神下山古墳、およびその周辺の小円墳や横穴墓については、所有者の高齢化などの理由で保存管理が十分に行き届かない現状にある。

①保存活用区域における保存管理措置の方向性

この保存活用区域内にある構成要素およびその周辺一帯の地形の現状変更については、国・県・市指定文化財についてはその現状変更申請の規定を適用し、保存活用区域内で定める構成要素文化財およびその周辺での現状変更については、対象となるものは本市による許可制として保全をはかる一方、これらのうち陪塚とみなされる小円墳を構成要素として、下山古墳・白塚古墳の追加指定という形で国・県史跡に指定することを検討する。

古墳上に存在する表飾物については、覆屋の設置などの保存対策を行う。所有者が地区住民と共に古墳の管理を行っている「白塚古墳」以外の古墳については、墳丘や周辺の草木の伐採・剪定、定期巡回、災害時の対応といった管理を、所有者本人もしくは所有者の承諾を得て、地元の地域団体と本市文化財部局が協働して行うことを検討する。また、所有者による古墳自体の管理が困難となった場合は、地元の地域団体が所有者から譲渡をうけるか管理団体となるよう勧奨する。

この保存活用区域内の構成要素である文化財については、先述した関連文化財群と重なるものもあり、関連文化財群での規制や保存活用措置に準じるものとする。

②保存活用区域における活用措置の方向性

当該保存活用区域内の見学順路の設定と、順路案内板、文化財解説板、見学路、重点地区が一望できる展望所の整備を本市と地元の地域団体と協働で行うことを検討する。

また、重点地区内のガイド養成を本市と地元の地域団体とで行い、観光客だけでなく積極的に市内の学校の児童生徒の学習活動に協力できる体制をつくるよう図る。

2. 「黒島」－緑豊かな島の祈り

黒島は現在、自然公園法による日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定され、島全体は文化財保護法による周知遺跡に登録されている。島の西部は近世段階に藩主の「御茶屋」を設置するために削平され、その跡地に戦後、県下一の集客量を誇っていた海水浴客目当ての観光施設（宿泊所・売店等）が建てられていたが、最近廃業した。こうした施設を再興させてかつての賑わいを復活させようとする活動が最近始まっている。

①保存活用重点地区における保存管理措置の方向性

地元団体が黒島の観光開発を行うことに協調しつつ、その観光資源であり本市の歴史・文化的特性をコンパクトに収めたこの島の文化財を保存活用するため、この島の歴史・文化性をよく顕す古墳群および中世の砦跡を本市の史跡に指定し(a)、保存活用をはかる。島の周囲の佐志生断層など本市の地形形成過程を知ることのできる岩礁と、その周囲の天然林は市の天然記念物に指定して(b)その保護をはかる。現在、旧施設が存在する箇所、黒島公園のある箇所(c)については、現況の周知遺跡の規制を適用しつつ、現在の亜熱帯樹林に囲まれた歴史ある島の風致を保てるよう方法を検討する。

また、現在、所有者は不在か高齢化しているため、島全体を地元の地域団体が管理団体として管理することを検討する。

この重点区域内の構成要素である文化財については、先述した関連文化財群と重なるものもあり、関連文化財群での規制や保存活用措置に準じるものとする。

②保存活用重点地区における活用措置の方向性

当該保存活用重点地区内の見学順路の設定と、順路案内板、文化財解説板、見学路、重点地区が一望できる展望所の整備、ガイド養成を本市と地元の地域団体などと協働で行うことを検討する。また、観光客だけでなく積極的に市内の学校の児童生徒の学習活動に協力できる体制をつくるよう努める。

現況の観光施設建物等については、本市では唯一の海水浴客宿泊施設遺構でもあり、かつての黒島の賑わいを示す遺構であることから、本市関係部局と黒島の活用を主体的に行う「白杵観光ナビ」、地元の地域団体と協議の上、その活用計画が定まった段階で本保存活用重点地区の構成要素として保存活用の対象とすることを検討する。

3. 白杵磨崖仏と白杵荘

深田・中尾地区の「白杵磨崖仏」(「国宝・特別史跡白杵磨崖仏」以下「深田・中尾磨崖仏群」)と門前地区の「白杵磨崖仏」(「特別史跡白杵磨崖仏」以下「門前磨崖仏群」)はいずれも国指定文化財であるが、深田・中尾磨崖仏群については、仏体母岩と周辺の中世仏教石塔のいくつかの所在土地が特別史跡に、門前磨崖仏群に至っては仏体母岩の所在地のみが特別史跡指定されているのみで、周辺にかつて存在した中世寺院遺構とは切り離されて磨崖仏のみに歴史的価値が存在するような保存活用対策がなされてきた。ことに深田・中尾磨崖仏群は大正年間から本市を代表する観光地として整備され、現在は文化財としての管理を本市の文化財担当部局である文化・文化財課が、観光施設としての管理を観光部局である産業観光課が担当している。深田・中尾磨崖仏群は入場料を徴収しているが、これは産業観光課の特別会計として、磨崖仏周辺の観光地としての美観維持等に支出されている。このような状況もあり、入場者もこの磨崖仏群のみが中世の遺産と思い、周辺の歴史・文化的な魅力に気が付かず帰っていく人々も多い。

昭和50年代から現在にかけて行われてきた磨崖仏一帯の発掘調査成果や、その周辺の発掘調査成果、そしてこれらを基にした研究の成果から、制作年代やその背景に関する史料を伴わな

い白杵磨崖仏が、12世紀後半の白杵荘立荘に際して、京の権門勢力との関係の中で建立された可能性がみえてきている。そして白杵磨崖仏はこれを主尊とする寺院を伴い、ことに深田・中尾磨崖仏群はこれを主尊とする中世寺院「満月寺」を伴うもので、この満月寺が浄土庭園を中心とする寺域を形成していたことも判明している。

これら白杵荘と磨崖仏群の関係は、保存活用重点地区として定める範囲と構成要素の各文化財から、ストーリー性を以て見えてくるものであり、日本最高の磨崖仏群の歴史性・文化性を理解し、本市の最も重要な歴史資源として有効に活用するために、これらの一体的な保存活用措置が必要である。

なお、令和2年度には「国宝白杵磨崖仏保存活用計画」を策定し、3年度に文化庁承認を受けており、令和4～5年度には「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画」を策定し、令和6年度に文化庁承認を受ける予定である。

①保存活用重点地区における保存管理措置の方向性

深田・中尾磨崖仏群および門前磨崖仏群については、「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画」の中で磨崖仏の本質的価値を内包し、その保存対策や歴史的風致の維持に欠かせない範囲を特別史跡として追加指定を意見具申する予定である。この範囲に存在する国宝および特別史跡については、その歴史的重要性に鑑みて、本市が所有者もしくは管理団体となり、保存活用計画に従って永久的に保存管理を行う。

本重点地区内の望月・清太郎・荒田・野村台・京塚・小中尾の各遺跡は、いずれも過去の発掘調査から白杵荘立荘、および製鉄、荘園支配など、白杵磨崖仏造立に関わる集団の活動痕跡が確認されており、市内でも極めて重要な遺跡である。これらの周知遺跡については文化財保護法93・94条申請の提出とそれによる発掘調査の徹底をはかり、重要な遺構が確認された際は、本市と所有者・開発主体者とで、盛土保存など恒久的な保存措置をとることも検討すべき遺跡と位置付ける。また、これらから出土した白杵荘関係遺物については、その特に歴史性・文化性の高いものを本市の有形文化財として指定し、員数や保管場所を明確に定めて管理を徹底する。

また、深田・中尾磨崖仏群の造頭に深い関わりのある日吉社と、白杵荘立荘と支配者の歴史的背景を物語る野村御霊社、田井ヶ迫熊野神社については、できる限り地元の氏子組織で維持を行い、祭礼行事の維持や建物や神像の保存対策については貴重な文化財保護という立場から本市からの支援を検討するが、氏子組織が神社を維持できなくなった場合には、地域の地域団体と協議の上、管理の移管を検討する。

この重点区域内の構成要素である文化財については、先述した関連文化財群と重なるものもあり、関連文化財群での規制や保存活用措置に準じるものとする。

②保存活用重点地区における活用措置の方向性

基本的に当該保存活用重点地区内の見学順路の設定と、順路案内板、文化財解説板、見学路、重点地区が一望できる展望所の整備を本市と地域の地域団体と協働で検討する。

また、重点地区内のガイド養成を本市と地域の地域団体とで行い、観光客だけでなく積極的に市内の学校の児童生徒の学習活動に協力できる体制をつくるよう努める。

活用の詳細については、深田・中尾磨崖仏群周辺地区、門前磨崖仏地区、その他の地区の3地区に分けて立案する

・深田・中尾磨崖仏群周辺地区

「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画」および「特別史跡白杵磨崖仏保存活用整備基本計画」に基づき、可能な範囲で中世寺院満月寺の旧地形を復元し、都市公園である「白杵石仏公園」内では、歴史公園整備として浄土庭園や旧建物の遺構表示を行い、深田・中尾磨崖仏がその位置に彫られている歴史・文化的意味と当時の時代相を体感できるようパノラマ的に公開整備を目指す。また周辺の歴史的景観を本市の景観条例に従って保全し、この地区一帯が「浄土」である雰囲気を見せ、市民や観光客が、中世人が「浄土」を希求した想いを体感できる安らぎの場として活用する。また、磨崖仏群の見学をバリアフリー化できるよう、園路の線形や位置を見直して整備を行い、順路に沿って適宜案内板、解説板を設け、これに基づくガイドマップ等の資料を発行して配布する。

また、白杵磨崖仏の歴史的・文化的価値や中世白杵荘の関係、白杵磨崖仏保存対策の歴史などを、さまざまな資料展示によって歴史的・文化的事実に基づいた情報発信を行う場としてのガイダンス施設を設けることを特別史跡白杵磨崖仏保存活用地域計画の策定において検討する。またこのガイダンス施設で本市内の各文化財保存活用重点地区や関連文化財群の紹介や解説を行う機能を付加させ、本市内の文化財活用情報拠点とすることも併せて検討する。

・門前磨崖仏群

「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画」および「特別史跡白杵磨崖仏保存活用整備基本計画」に基づき、アプローチ路や解説板の設置を行う。本文化財の歴史的・文化的価値については、深田・中尾磨崖仏群において配布するガイドマップやパンフレット、およびガイダンス施設が整備された段階ではこの施設において説明・解説を行えるようにする。

また、「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画」において、周辺の山林や畑などを保全することで、歴史的環境が保全できるよう方法を検討する。

・その他の地区

本重点地区の各構成遺跡に遺跡の概要を記した解説板を設置し、地元住民対象に各構成遺跡の勉強会を実施し、地元ガイドの育成をはかる。各構成遺跡の出土遺物については将来的に深田・中尾磨崖仏群のガイダンス施設が整備されれば一括して展示する。

また、地元地区、氏子組織と協働して、鎌倉執権家勢力と地元豪族のせめぎあいが行われていたことを示す野村御霊社の神像の公開を定期的実施するなど、地元との連携での文化財の活用をはかるよう努める

4. ローマ教皇とつながった町ー白杵城と白杵城下町

県史跡「白杵城跡」を核として、周知遺跡である「白杵城下町跡」全域を含めた旧城下をその範囲とする。

この重点地区のテーマの一つは、城とともに成長した町、ということであり、この成長には日本各地のみならず、中国大陸、東南アジア、そしてキリスト教布教期のヨーロッパからの影響が大きく

あり、その痕跡が街区構成や発掘調査出土資料、方言からもうかがえる。さらにキリスト教布教期から江戸期の禁教令期となり、住民の宗教統制のために城下に多くの寺院が集中して建立されていること、日本では極めて珍しく、一般的には城の周囲に侍屋敷町が構成されるべきところを、城に接近した場所に町屋町があり、それを侍屋敷町が取り囲む空間構成となっていること、城下街路の9割以上が近世のままの位置と幅員を保ち、町割りが近世のまま残されていることなど、現在の景観自体が真の歴史的景観と呼ぶにふさわしい形でこの城下町の歴史を物語る。また、町屋町のほとんどは明治以降の建築であるが、町八町の主要な街路沿いにこれらが特によく残り、廻船業で栄えた本市の歴史・文化的特性をよくみせている。数は少なくなったが旧侍町である二王座地区には侍屋敷を台地の山腹に点々と残し、白杵城跡とともに起伏に富んだ立体的な城下町景観も本市の観光スポットとして人気がある要素である。かつては島城であった白杵城周辺がすべて埋め立てられたのは惜しいが、後世に空襲や再開発によって破壊されることのなかった歴史的景観を今なお残し、かつてローマ教皇にも「Fortareza Vsuqui(要塞都市白杵)」と報告された、堅固で繁華な有様を思うに欠けることはない。

また、城下町の核である県史跡白杵城跡も、日本では極めて珍しい、守護大名家の拠点城郭がその後城主となった大名により織豊系城郭化され、さらに近世的改変を受けて明治の廃城決定まで城郭として機能し続けた城郭であり、さらには明治期の公園政策によって公園化していくという、城下町がそうであるように日本史の動きを具現化したような遺構である。

この城郭遺構と城下町景観が一体となった優れた歴史的景観は、「白杵城跡」が県文化財保護条例によって保護され、城下町景観は本市景観条例によって守られている。保存活用重点地区全域は都市計画区域であり、用途地域が設定されているが、白杵城下町の景観特性を守るために狭隘な街路の建築基準法第42条第3項に基づく道路指定を行ったり、かつて町並みの中心にあったアーケードを撤去して景観を整え、さらに伝統的建造物群保全地区制度による取組はない中、準防火地域を解除し防火に関する自主条例の制定により景観形成と防火面の両立を図るなど、都市計画による景観保全策が効果を発揮してきた。再開発事業が行われず、大友期以来の城下町の歴史を文字どおり重層的に見せる地下遺構も極めて良好な状態で残されている。

①保存活用重点地区における保存管理措置の方向性

歴史的町並み保全活動が始まったときからの景観保全の理念である、県史跡「白杵城跡」を核とした城下町景観を現代生活の中で残していくことを主眼としてその歴史的景観の保全をはかることを第一とする。これによって現在残る歴史的建造物を保全することで歴史的景観を維持させ、所有者の不在や管理困難などの理由でその滅失の危険性のある、純粋に近世までの技法で建築された19世紀代までの重要な建築物・工作物、土木工作物については、NPO 法人伝統建築研究会など、継続的な管理能力を有する民間団体に建築物管理団体となるよう協議し、それが可能であれば本市の指定文化財として恒久的な保存をはかるようにする。

また、県史跡白杵城跡について、国の史跡指定のための意見具申を行う。国史跡となれば、「歴史まちづくり法」による「歴史的風致維持向上計画」の計画範囲にこの保存活用重点地区をそのまま充て、景観の維持と、その構成要素となる個人、法人が所有する社寺や伝統的建造物の修理・管

理の財源確保をはかることを検討する。

この重点区域内の構成要素である文化財については、先述した関連文化財群と重なるものもあり、関連文化財群での規制や保存活用措置に準じるものとする。

②保存活用重点地区における活用措置の方向性

本保存活用重点区域内の活用は、住民生活の保全と観光の二方向と、その融合を方向性とする。地区住民が現地で居住しながら、市民や観光客向けの経済活動を行える環境を維持することを基本とし、歴史的景観保全と維持には欠かせない定住人口の維持と増加をはかれる措置を考える。

・住民生活の保全

都市計画部局や産業観光部局など関係部局と協働し、町屋町地区の空き店舗への食料品など生活消費財販売店舗や鍛冶屋や塗師など、生活必需品を地区内でまかなえる環境整備と旧城下町時代に存在した手工業の継承者の積極的誘致などを含め、伝統的建造物を活用して伝統文化と共存した住民生活ができるような住環境形成を誘導する方策を検討する。また、低地部にある旧城下町は水害に弱い性質がある。地区内住民の生命の保護の観点から、「白杵城跡」や二王座台地に所在する寺院境内は、地震や台風などの災害の際の避難所として活用し、避難用仮施設が設置できるよう、文化財担当部局と防災担当部局、所有者で検討する。本市の管理する「白杵城跡」については、城郭遺構に影響のない範囲で、必要最小限の避難設備を設置する。

・観光

この保存活用重点地区の核となる「白杵城跡」の遺構を可能な限り表示・復元し、城下町を一望できるスポット、かつ、城下町観光の核として整備する。この重点地区に関する歴史・文化に関する情報や観光情報は旧城下町内にある白杵市観光交流プラザを活用して紹介、発信できるように整える。

また、重点地区内のガイド養成を文化財担当部局、観光部局、(一社)白杵市観光協会とで行い、観光客だけでなく積極的に市内の学校の児童生徒の学習活動に協力できる体制をつくるよう努める。

5. 「野津のキリシタン・仏教文化」－東西文化の交差点

この保存活用重点地区の核となる文化財は、水地地区所在の国有文「九重塔」と、下藤地区所在の国史「下藤キリシタン墓地」である。「下藤キリシタン墓地」については保存活用計画が令和4年度に文化庁承認を受け、令和5～6年度に「保存活用整備基本計画」を策定して、令和8年度から史跡整備を実施する予定である。仏教徒が仏威により開発し、新たに入ったキリスト教が神の下での平等意識を以て活動した中世の野津地域(野津院)は、宗教と地域社会の意識と変革を考える上で大変貴重なフィールドである。人はどのようなシチュエーションで既存の意識を変えていくのか、あるいはどのように圧力をかけられても、自分の意識を変えないものなのかを、悩める現代人が歴史からくみ取ることができる思索の場所と言える。また、穏やかで静寂に満ちた田園地帯にあるこの全国でも稀にみる祈りの空間を、当該保存活用重点地区で保存活用していくことは

大切である。

野津地域の多くの地区では、人口減により中世からの生業であった農業の継続が困難になってきている。これによって地域のコミュニティは徐々に失われ、その紐帯であった宗教行事や信仰活動が消滅する危機に瀕している。この野津地域特有の歴史・文化を保存・活用していくためには、各地区の住民の定住策、あるいは地域コミュニティの強化が必要である。当該保存活用重点地区では、農業地帯としての生業と景観を保ちながら、地域振興と歴史的・文化的景観を保全する方法を検討しながら実施する。

①保存活用重点地区における保存管理措置の方向性

この保存活用重点地区内の構成文化財を保存活用しつつ、地域の伝統的な生業と住民生活を保護していくため、この国史下藤キリシタン墓地と国有文九重塔を核として、「歴史まちづくり法」による「歴史的風致維持向上計画」区域に定め、地区内の施設・設備等の助成措置を行えるよう検討する。

また、所有者や所有団体が構成文化財の管理や維持が困難となった場合は、地元の地域団体が所有者もしくは管理団体となり、本市の助成を受けつつその保存活用にあたるよう検討する。

この重点区域内の構成要素である文化財については、先述した関連文化財群と重なるものもあり、関連文化財群での規制や保存活用措置に準じるものとする。

②保存活用重点地区における活用措置の方向性

この保存活用重点地区内においての活用の方向性は、地域住民の伝統的生活習慣の保全と、祈りの文化財としての聖なる雰囲気の中での保存という二面を有する。訪れた者がこの場所において往時の祈りの情景を想像することが自然にできるよう、当時とあまり変わらない田園景観の中での文化財の保存と活用を行うことが、地元住民の生活環境を乱さずに、観光客と共存できるものとする。その中で地元の名産である農業生産品などを観光客に販売したり、ときにはその農業体験をしたり、野津地域が取り組んでいる農泊体験とのタイアップは欠かせない。

国史「下藤キリシタン墓地」は保存活用整備計画でその保存活用整備の具体策を考えるが、その軸として「下藤キリシタン墓地」にガイダンス施設を併設して、この保存活用重点地区全体の情報発信拠点として、また、この重点地区内を見学するための基地として活用できるようにはかる。この運営は当該保存活用重点地区に関わる各地域振興協議会が共同して運営するものとし、観光情報発信とともに、アップダウンが多く、広範囲にわたる地区内を回るための電動アシスト自転車や原付バイクの貸し出し、野津地域の産物販売などを行い、その収益を地域団体の運営に充てるようはかる。

また、「下藤キリシタン墓地」など、当該保存活用重点地区では地元のカトリック修道院と白杵教会が毎年1回、カトリックの典礼行事のひとつである「死者(墓地)のミサ」を行っている。このミサの典礼法は16世紀とほぼ変わっていないとされ(現代は日本語であるが、当時はラテン語)、こうした典礼を観光客にも見学してもらい、かつてこの景観の中で西洋文化を積極的に摂取した野津の人々の姿を想像できる体験とすることも大切である。仏教関係・神道関係文化財については地元の地域団体と、キリシタン文化財についてはこれに加えてカトリック教会との連携の中で活用

を図る。

重点地区内のガイド養成を本市と地元の地域団体とで行い、観光客だけでなく積極的に市内の学校の児童生徒の学習活動に協力できる体制をつくるよう努める。

第V章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 推進体制

(1) 臼杵市行政の推進体制

本市の本来の魅力や歴史文化の本質的価値を、文化財を通して保存活用するための適正かつ効率的な方策を立案・施行するために、市内において文化財担当部局のみでなく、観光、産業、建設・都市計画、地域創生、財務、社会教育、学校教育部局からなる「(仮称)文化財保存活用市内連絡会議」を設置し、文化財を通じたまちづくり・地域振興に関する情報共有と諸問題・課題を抽出し、その対策を本市全体の方向性として立案する。

また、「(仮称)文化財保存活用市内連絡会議」での文化財保存活用に関する諸方策に関する本市の提案、事業実施については、文化財および産業、まちづくりなどの専門家である外部委員から組織する「臼杵市文化財保存活用協議会」を組織の上、審議を行うものとする。「臼杵市文化財保存活用協議会」は既存の「臼杵市文化財調査委員会」に本市の文化財保存活用に関する主要な事業について、「臼杵市文化財保存活用地域計画」の内容に沿って諮問を行い、この答申を受けて本市は文化財保存活用事業を実施する。

(2) 民間と協働する推進体制

本市がこの「文化財保存活用地域計画」を推進するにあたり、民間との協働体制として

- 文化財の保存管理
 - 文化財の活用
 - 文化財の保存活用に関する方針や施策の検討
- の3つを挙げる。

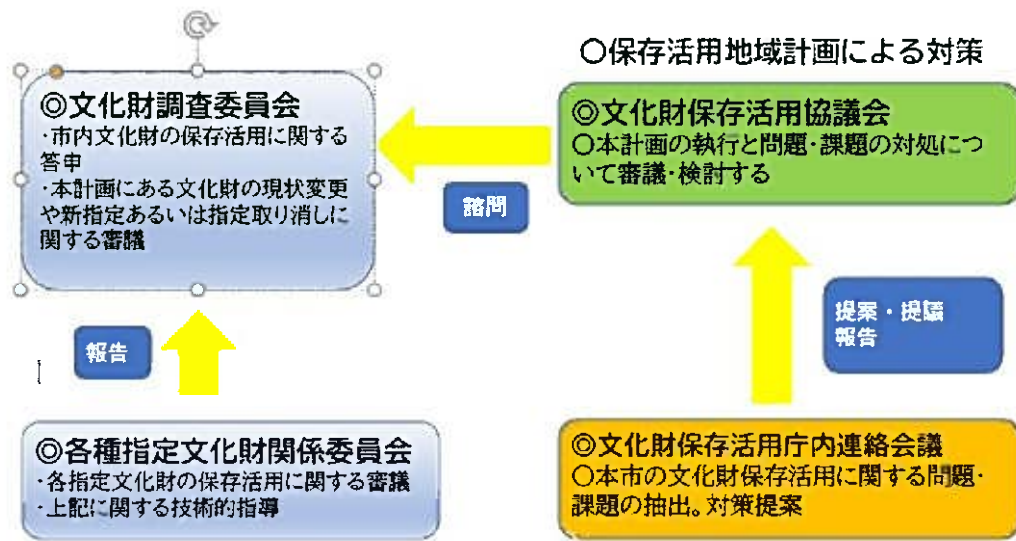
○文化財の保存管理

高齢化や経済的な事情から後継者・継承者の不在化が懸念される場合は、市内各地の地域振興協議会や非営利法人などの団体を「文化財保存活用支援団体」として、本市と協働しながら文化財の保存管理を行うことができる。

○文化財の活用

「臼杵市文化財保存活用協議会」の委員やオブザーバーとして、臼杵の歴史文化を商品化し、発信できる人材をこれにあて、「臼杵市文化財保存活用協議会」での提案や実施についての検討を行う。また、こうした人材を中心に、市内外に所在するさまざまな能力や感性を持った人材を集めて、本市の文化財保存活用を推進する商品化活動などを実施できるようなチームをつくるこ

計画実施の体制(役割分担・体制)



とを検討する。

○文化財の保存活用に関する方針や施策の検討

文化財保存活用支援団体の代表、地域団体の代表に「白杵市文化財保存活用協議会」委員として参加してもらい、意見を出してもらい、文化財の保存活用に関する方針や施策に反映させる体制とする。

第2節 事務処理特例を希望する事務の内容

(1) 個別の文化財保存活用計画に定める現状変更等に関する措置

国指定文化財ですでに個別の保存活用計画でこの特例を定めているものは、その保存活用計画書に依って処置する。

(2) 「臼杵市文化財保存地域計画」における現状変更等に関する措置

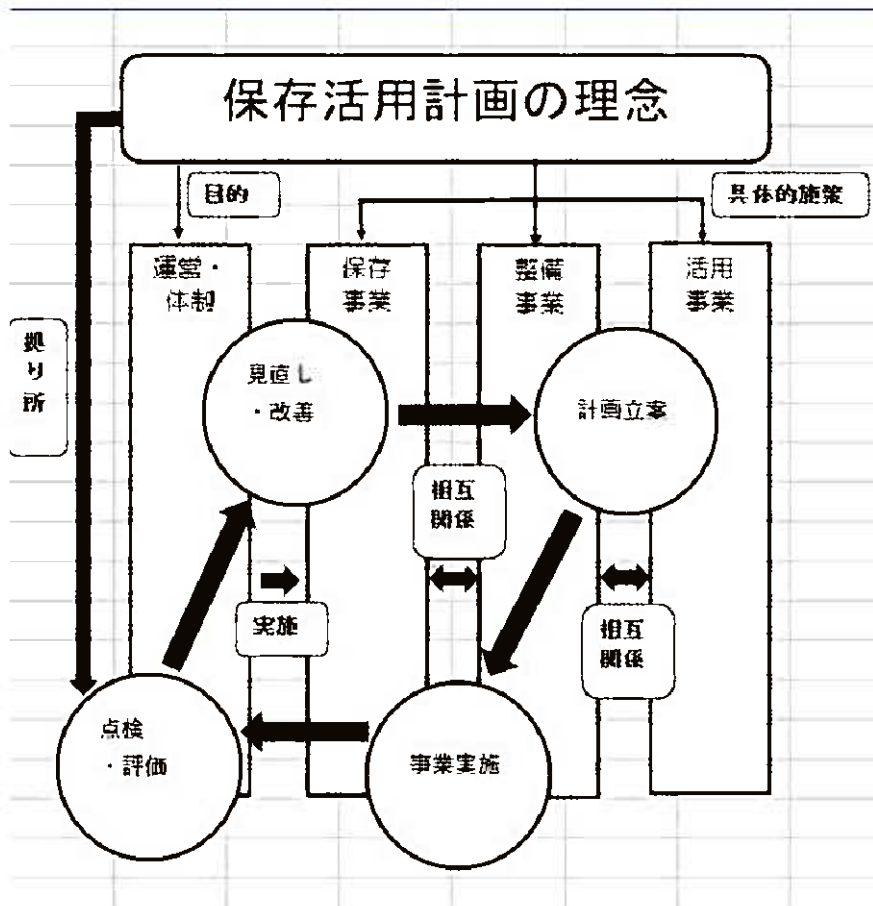
本来、国指定・県指定文化財で現状変更および保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官・大分県教育長への事前の申請を行い、許可を得て実施していたが、本計画に別に定める関連文化財群と文化財保存活用区域内の文化財については、その行為について実施後の届出制とする。ただし、現状変更および保存に影響を及ぼす行為の実施に先立ち本市の文化財担当部局と協議を十分に行い、必要に応じて「(仮称)文化財保存活用庁内連絡会議」、「臼杵市文化財保存活用協議会」、「臼杵市文化財調査委員会」の審議を経て承認があれば実施を行えるものとする。

第3節 計画の進捗管理と自己評価の方法

(1) 方向性

史跡の保存活用を進めることによって、また社会情勢の変化などの諸要因によって、史跡をとりまくさまざまな状況は、今後、変化していくことが予想される。しかし、史跡の適切な保存活用は、将来にわたり継続的に取り組む必要がある。そのためには、定期的にその時点における史跡の現状の観察・評価を行うことが必要である。必要に応じた保存措置や日常的な維持管理、史跡の公開・活用を進めた上で、適切な時期に史跡保存の理念に立ち返り、保存活用のために実施した事業の達成状況、その効果や課題を把握し検討することは、その後の事業実施にあたっての修正・改善に寄与するものである。

このため、事業の達成状況や効果、課題を把握し、適正な修正・改善を行うことを目的として、自己点検による経過観察を行うものとする。経過観察は、史跡の保存活用に関わる庁内各部局と連携しながら、事務局である文化財担当部局が主体となって実施する。観察結果の評価は、第三者委員会である「白杵市文化財保存活用協議会」や白杵市で実施している「行財政活性化推進委員会」による検証により、その後の保存活用の円滑な実施や方法等の改善に活かしていくものとする。以下、チェックの循環概念表を示す



(2)方法

経過観察は、保存管理・保存事業・活用事業・整備事業・運営・体制の整備に分類したチェックシート等を作成し、これに基づいて実施することとする。これらの評価・分析は「臼杵市文化財保存活用協議会」、「臼杵市文化財調査委員会」および「行財政活性化推進委員会」により検討し、評価結果は広く市民に公開していく。

チェックシート案は、次表のとおりとする。

項目	点検項目・案
計画策定	・ 保存活用計画に基づいて実施されているか
	・ 保存活用計画の見直しは実施されているか
	・ 整備基本計画は策定されたか
調査研究	・ 詳細な現地踏査は実施されているか
	・ 必要な発掘調査は実施されているか
	・ 史料の調査研究は実施されているか
	・ 他の地域の文化財との比較研究はなされているか
	・ 関連機関との情報交換は行われているか
保存に関すること	・ 保存活用計画に基づいて実施されているか
	・ 専門的機関の指導に基づいて行われているか
	・ 境界標の設置等、現地の範囲は明示できているか
	・ 指定時における本質的価値について十分把握できているか
	・ 調査研究により史跡の価値等の再確認はできているか
	・ 現状保存に対して適切に対処し、史跡の保護がはかられているか
	・ 史跡の劣化状況や保存環境に係るモニタリングはできているか
	・ 史跡の追加指定の取り組みは行っているか
	・ 史跡周辺環境保全のために、所有者や地域住民、関連機関との合意、連携ははかられているか
公開・活用に関すること	・ 案内標識・説明板は適正に設置されているか
	・ 史跡等の本質的価値を学び、理解する場となっているか
	・ 地域コミュニティの促進の場となっているか
	・ 文化的な観光資源としての活用がされているか
	・ 学校教育・社会教育活動との連携ははかられているか
	・ 活用事業に関わる人々と史跡の価値を共有できているか
	・ パンフレット・HP等での情報発信は十分に行われているか

<p>整備に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確実な保存を前提とした整備となっているか ・ 遺構等の保存状態に悪影響を及ぼさない整備となっているか ・ 修復において、安全確実な技術を活用して実施できたか ・ 整備後に修復の状況を観察しているか ・ 史跡の本質的価値がわかりやすく明示されているか ・ 幅広い対象に向け、多言語に対応した整備が行われているか ・ 整備において目指すべき環境等の姿を実現することができたか ・ 整備基本計画に基づいて実施されているか ・ 整備基本計画の見直しは実施されているか
<p>運営・体制に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存活用に必要で適切な体制が整えられているか ・ 庁内の他部署と事業目的の共有や連携がはかられているか ・ 地元協議会や地域との連携ははかられているか ・ 市民や関係団体との協働ははかられているか ・ ボランティア等の育成や支援ははかられているか ・ 必要な予算や人員を確保し、適切に配分できているか
<p>管理に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的なパトロール等の管理はされているか ・ 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか ・ 史跡等周辺的环境保全のために、地域住民や関係機関との連携ははかられているか ・ 条例、規則、指針等、現状変更の基準を定め、実行しているか ・ 保存活用計画に基づいて実施されているか

臼杵市文化財保存活用地域計画書

令和 5 年 12 月 1 日

発行 臼杵市

編集 臼杵市教育委員会

印刷